



目 次

条例

- [埼玉県立武道館条例等の一部を改正する条例のあらまし\(財政課\)](#)
- [埼玉県立武道館条例等の一部を改正する条例\(財政課\)](#)
- [埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(情報企画課\)](#)
- [埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例\(情報企画課\)](#)
- [職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の給与に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(学事課\)](#)
- [埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の一部を改正する条例\(学事課\)](#)
- [埼玉県県民活動総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県県民活動総合センター条例の一部を改正する条例\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(消費生活課\)](#)
- [埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例\(消費生活課\)](#)
- [埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例のあらまし\(環境政策課\)](#)
- [埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例\(環境政策課\)](#)
- [埼玉県長瀬総合射撃場条例の一部を改正する条例のあらまし\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県長瀬総合射撃場条例の一部を改正する条例\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例\(社会福祉課\)](#)
- [被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例のあらまし\(社会福祉課\)](#)
- [被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例のあらまし\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例のあらまし\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例\(疾病対策課\)](#)
- [食品衛生法施行条例の一部を改正する条例のあらまし\(食品安全課\)](#)
- [食品衛生法施行条例の一部を改正する条例\(食品安全課\)](#)
- [埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例のあらまし\(道路環境課\)](#)
- [埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例\(道路環境課\)](#)
- [埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例\(教委・総務課\)](#)
- [学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(教職員課\)](#)
- [学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例\(教職員課\)](#)
- [埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例のあらまし\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(警務課\)](#)

- [埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例\(警務課\)](#)
- [埼玉県警察職員特別褒賞金条例の一部を改正する条例のあらまし\(監察官室\)](#)
- [埼玉県警察職員特別褒賞金条例の一部を改正する条例\(監察官室\)](#)
- [埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例のあらまし\(生活環境第一課\)](#)
- [埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例\(生活環境第一課\)](#)

規則

- [埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則\(情報企画課\)](#)
- [地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)
- [知事等を名あて人とする埼玉県規則の様式における敬称の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則\(文書課\)](#)
- [埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則\(文書課\)](#)
- [埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則\(管財課\)](#)
- [埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則\(入札執行課\)](#)
- [埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則\(共助社会づくり課\)](#)
- [知事の保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則\(県政情報センター\)](#)
- [埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(消費生活課\)](#)
- [埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則\(環境政策課\)](#)
- [埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県長瀬総合射撃場管理規則の一部を改正する規則\(自然環境課\)](#)
- [老人福祉法施行細則の一部を改正する規則\(高齢介護課\)](#)
- [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則\(障害者自立支援課\)](#)
- [職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則を廃止する規則\(少子政策課\)](#)
- [児童福祉法施行細則の一部を改正する規則\(こども安全課\)](#)
- [医療法施行細則の一部を改正する規則\(医療整備課\)](#)
- [母子保健法施行細則の一部を改正する規則\(健康長寿課\)](#)
- [と畜場法施行細則の一部を改正する規則\(食品安全課\)](#)
- [食品衛生法施行細則の一部を改正する規則\(食品安全課\)](#)
- [農住組合法施行細則を廃止する規則\(農業政策課\)](#)
- [埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則\(農業政策課\)](#)
- [埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則\(建築安全課\)](#)
- [長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)
- [埼玉県財務規則の一部を改正する規則\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [埼玉県立げんきプラザ管理規則の一部を改正する規則\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(警察・文書課\)](#)
- [埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則\(捜査第一課\)](#)
- [埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)

- [住居手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [管理職手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

訓令

- [副知事の担当事務に関する訓令\(改革推進課\)](#)
- [職員被服貸与規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令\(文書課\)](#)
- [公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令を廃止する訓令\(文書課\)](#)
- [埼玉県公印規程の一部を改正する訓令\(文書課\)](#)
- [埼玉県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令\(みどり再生課\)](#)
- [公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する規程を廃止する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育局等文書管理規程及び埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令\(警察・文書課\)](#)
- [埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令\(総務給与課\)](#)

管理規程

- [埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程\(水道企画課\)](#)
- [埼玉県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程\(水道企画課\)](#)
- [埼玉県企業局公印規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程\(公営企業・財務課\)](#)
- [埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局事業財務規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [知事等を名宛人とする埼玉県告示の様式における敬称の取扱いの特例\(文書課\)](#)
- [軽油引取税免税証の無効告示\(春日部県税事務所\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(入札審査課\)](#)
- [埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示\(入札審査課\)](#)
- [埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示\(入札執行課\)](#)
- [埼玉県立深谷商業高等学校外1校における電子計算組織に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [県民の日を定める条例第5条に規程する県の設置の使用料免除施設の指定に係る公告\(広聴広報課\)](#)
- [埼玉県平和資料館の指定管理者の指定\(広聴広報課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [指定試験機関の名称の変更の届出に関する公示\(消防防災課\)](#)
- [指定試験機関の名称の変更の届出に関する公示\(消防防災課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [平成22年埼玉県告示第527号の一部を改正する告示\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [高須賀用排水路土地改良区の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [県営土地改良事業神扇地区\(湛水防除事業\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [建設業法第29条の2第1項の規定に基づく取消処分\(建設管理課\)](#)
- [建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止処分\(建設管理課\)](#)
- [建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止処分\(建設管理課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [都市計画事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [湛水想定区域の変更\(河川砂防課\)](#)

- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [狭山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [志木都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [人間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [朝霞都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [熊谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [鳩ヶ谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [上尾都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [越谷駅東口市街地再開発組合の解散認可\(市街地整備課\)](#)
- [三芳町富士塚土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [県営都市公園\(加須はなさき公園\)の区域の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [県営都市公園\(羽生水郷公園\)の区域の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [県営都市公園\(まつぶし緑の丘公園\)の区域の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [県営都市公園\(しらこぼと公園\)の区域の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [県営都市公園\(さきたま古墳公園\)の区域の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [県営都市公園\(権現堂公園\)の区域の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [桶川都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [会計管理者事務の一部委任告示の一部を改正する告示\(出納総務課\)](#)
- [県道川越栗橋線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道川越栗橋線の供用の開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [一般国道254号の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道東大久保ふじみ野線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越新座線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道下日野沢東門平吉田線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道下日野沢東門平吉田線の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [一般国道299号の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道長瀬玉淀自然公園線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道長瀬玉淀自然公園線の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [一般国道462号の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道伊勢崎本庄線の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道沼和田杉山線の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [一般国道125号の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [一般国道125号の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道三田ヶ谷礼羽線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道利根川自転車道線の区域決定\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道利根川自転車道線の指定\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道利根川自転車道線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道松戸草加線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条1項4号に基づく道路の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(財務課\)](#)
- [埼玉県立病院の料金収納業務委託\(経営管理課\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る入札参加資格等に関する告示\(下水道管理課\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく不在者投票を行うことができる施設の指定取消し\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示\(監査第一課\)](#)
- [埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示\(審査調整課\)](#)

雑報

- [行田市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)
- [鶴ヶ島市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)
- [川口市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)
- [深谷市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)
- [埼玉県立循環器・呼吸器病センター診療材料等調達管理業務に関する告示\(経営管理課\)](#)

正誤

- [埼玉県訓令第3号中訂正\(人事課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立武道館条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（財政課）

一 趣旨

高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、高齢者に係る公の施設の使用料等を改定するための改正

二 内容

関係十四施設の高齢者の使用料等について、無料又は半額にしていたものを一般と同額に改定する。

（例）武道館 第一道場利用料（午前）

（現行）無料 （改正後）三百五十円

三 施行期日

平成二十五年七月一日。ただし、二の一部は平成二十五年十月一日

条 例

埼玉県立武道館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四号

埼玉県立武道館条例等の一部を改正する条例

(埼玉県立武道館条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「及び六十五歳以上の者」を削る。

一 埼玉県立武道館条例(昭和四十三年埼玉県条例第三十六号)別表第二号1の表の備考第四号

二 埼玉県立近代美術館条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十五号)別表第一の備考一

三 埼玉県山西省友好記念館条例(平成四年埼玉県条例第十八号)別表第一号の表の備考二

四 埼玉県平和資料館条例(平成五年埼玉県条例第五号)別表の備考

五 さいたま文学館条例(平成九年埼玉県条例第五十号)別表第一号の表の備考

六 埼玉県環境科学国際センター条例(平成十一年埼玉県条例第六十三号)別表第一の備考

七 埼玉県立歴史と民俗の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百一十一号)別表第一の備考第一号

八 埼玉県立史跡の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百二十二号)別表第一の備考第一号

九 埼玉県立自然と川の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百二十三号)別表第二の備考第一号

(埼玉県県民健康福祉村条例の一部改正)

第二条 埼玉県県民健康福祉村条例(昭和六十二年埼玉県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表の備考中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、別表第三号の表の備考を次のように改める。

備考 小学校就学前の者については、無料とする。

(埼玉県伊豆潮風館条例の一部改正)

第三条 埼玉県伊豆潮風館条例(昭和六十二年埼玉県条例第五十二号)の一部を次

のように改正する。

別表第一号の表中

「五、二〇〇〇）六十五
歳以上の者にあつて
は、二、六〇〇）」

を「五、二〇〇〇）」に、

「一、二〇〇〇）六十五
歳以上の者にあつて
は、六）」

を「一、二〇〇〇）」に改める。

（埼玉県障害者交流センター条例の一部改正）

第四条 埼玉県障害者交流センター条例（平成二年埼玉県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表の備考三を次のように改める。

三 小学校就学前の者については、屋内プールの利用に係る使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第一条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、同年十月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

一 趣旨
埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（改革推進課）

事務事業の執行体制の見直し及び埼玉県立がんセンターの新病院の開設準備等を図るため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

(一) 知事の事務を補助する職員

六千七百五十人 六千七百五十人（四十五人）

(二) 病院事業管理者の事務を補助する職員

千九百九十一人 二千百三人（+百十二人）

三 施行期日

平成二十五年四月一日

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「六千七百五十人」を「六千七百五人」に改め、同項第九号中「千九百九十一人」を「二千百三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例六号）（情報企画課）

一 趣旨

母子保健法の一部改正に伴い、本人確認情報を利用することができる事務に関する規定の整備を行うもの

二 内容

母子保健法の一部改正に伴う規定の整備

三 施行期日

平成二十五年四月一日

条 例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第九号中「母子保健法」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）附則第二十九条ただし書の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十二条の規定による改正前の母子保健法」に、「第二十一条の四第一項の」を「第二十条第一項の規定による」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（人事課）

一 趣旨

現下の厳しい経済情勢に鑑み、課所長級以上の職員の管理職手当の減額期間を延長するとともに、副課長級職員を減額の対象者に加えるための改正

二 内容

(一) 部局長級職員及び副部長級職員の管理職手当の額を百分の十減額

(二) 課所長級職員及び副課長級職員の管理職手当の額を百分の五減額

三 施行期日

平成二十五年四月一日

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「、二種及び三種」を「から五種まで」に、「」から平成二十五年三月三十一日」を「、四種又は五種とされている職にある職員にあつては平成二十五年四月一日（から平成二十六年三月三十一日」に改め、「（三種」の下に「から五種まで」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（人事課）

一 趣旨

東日本大震災に対処するために設定された区域の見直しに伴い、特殊勤務手当の支給対象区域に関する規定を整備するための改正

二 内容

東日本大震災対処業務手当の支給対象区域である警戒区域等が帰還困難区域等に再編されることに伴う、支給対象区域に関する規定の整備

（再編前）

（再編後）

警戒区域

帰還困難区域

計画的避難区域

居住制限区域

避難指示解除準備区域

三 施行期日

公布の日

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七項中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に、「により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域に設定することとされた」を「に係る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（人事課）

一 趣旨

現下の厳しい経済情勢に鑑み、知事等の期末手当等の減額期間を延長するため
の改正

二 内容

- (一) 知事の期末手当の額を百分の三十減額
- (二) 副知事等の期末手当の額を百分の十減額
- (三) 行政委員会の委員等の報酬の額を百分の十減額

三 施行期日

公布の日

条 例

知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第九号

知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の期末手当等の特例に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十五年三月三十一日」を、「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の一部を改正する
条例（埼玉県条例第十号）（学事課）

一 趣旨

経済的理由により修学が困難な生徒の教育機会を確保するために実施する事業の対象者を追加する。

二 内容

事業の対象者に専修学校（高等課程に限る。）の生徒を加える（平成二十五年六月三十日までの間）。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十号

埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の一部を改正する条例

埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例（平成二十一年埼玉県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項に見出しとして「（この条例の失効）」を付し、同項を附則第三項とし、附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

（特例措置）

2 第一条の規定の適用については、埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の一部を改正する条例（平成二十五年埼玉県条例第十号）の施行の日から平成二十五年六月三十日までの間は、同条中「又は特別支援学校（高等部に限る。）」とあるのは、「、特別支援学校（高等部に限る。）」又は専修学校（高等課程に限る。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県民活動総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

宿泊室の改修等に伴い利用料金を改定するとともに、利用実態に対応した料金体系を導入する。また、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえた改定を行う。

二 内容

（一）宿泊室の利用料金改定

ユニットバスの整備に伴う料金の引き上げ

（二）二種類の利用料金体系の導入

「目的利用」：ボランティア活動等の県民活動利用

「一般利用」：目的利用以外の利用

（三）高齢者減免の廃止

宿泊室、トレーニング室の減免を廃止

三 施行期日

平成二十五年四月一日

室 第九セミナー		室 第八セミナー		室 第七セミナー		室 第六セミナー		室 第五セミナー		室 第四セミナー		室 第三セミナー		室 第二セミナー		室 第一セミナー		ホール		ホール		第一リハーサ		第二リハーサ		ホール		第一リハーサ		第六楽屋			
B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
二、八八〇	二、二二〇	二、二六〇	一、七四〇	二、二六〇	一、七四〇	二、二六〇	一、七四〇	二、二六〇	一、七四〇	一、二三〇	九五〇	一、〇二〇	七九〇	一、二三〇	九五〇	一、〇二〇	七九〇	五九八〇	四六〇〇	五九八〇	四六〇〇	一、七二〇	一、三三〇	一、七二〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	六五〇	五〇〇		
四、一二〇	三、一七〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	一、八四〇	一、四二〇	一、四四〇	一、一一〇	一、八四〇	一、四二〇	一、四四〇	一、一一〇	八四五〇	六五〇〇	八四五〇	六五〇〇	二、六一〇	二、〇二〇	二、六一〇	二、〇二〇	二、〇二〇	二、〇二〇	一、〇七〇	八三〇				
四、一二〇	三、一七〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	一、八四〇	一、四二〇	一、四四〇	一、一一〇	一、八四〇	一、四二〇	一、四四〇	一、一一〇	八四五〇	六五〇〇	八四五〇	六五〇〇	二、六一〇	二、〇二〇	二、六一〇	二、〇二〇	二、〇二〇	二、〇二〇	一、〇七〇	八三〇				
九、四九〇	七、三〇〇	七、二二〇	五、五五〇	七、二二〇	五、五五〇	七、二二〇	五、五五〇	七、二二〇	五、五五〇	四、二二〇	三、一七〇	三、二八〇	二、五三〇	四、二二〇	三、一七〇	三、二八〇	二、五三〇	一九三七〇	一四九〇〇	一九三七〇	一四九〇〇	五、八七〇	四、五二〇	五、八七〇	四、五二〇	四、五二〇	四、五二〇	二、三九〇	一、八四〇				
五九〇	四六〇	四五〇	三五〇	四五〇	三五〇	四五〇	三五〇	四五〇	三五〇	二六〇	二〇〇	二〇〇	一六〇	二六〇	二〇〇	二〇〇	一六〇	一、二三〇	九五〇	一、二三〇	九五〇	三七〇	二九〇	三七〇	二九〇	二九〇	二九〇	一四〇	一一〇				

第六準備室		第五準備室		第四準備室		第三準備室		第二準備室		第一準備室		第十七セミナ I室		第十六セミナ I室		第十五セミナ I室		第十四セミナ I室		第十三セミナ I室		第十二セミナ I室		第十一セミナ I室		第十七セミナ I室			
B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
一、〇二〇	七九〇	一、〇二〇	七九〇	一、〇二〇	七九〇	一、〇二〇	七九〇	一、〇二〇	七九〇	一、〇二〇	七九〇	四、五三〇	三、四九〇	二、八八〇	二、二二〇	二、八八〇	二、二二〇	二、二六〇	一、七四〇	二、二六〇	一、七四〇	二、二六〇	一、七四〇	二、二六〇	一、七四〇	二、二六〇	一、七四〇	四、五三〇	三、四九〇
一、四四〇	一、一一〇	一、四四〇	一、一一〇	一、四四〇	一、一一〇	一、四四〇	一、一一〇	一、四四〇	一、一一〇	一、四四〇	一、一一〇	六、三九〇	四、九二〇	四、一二〇	三、一七〇	四、一二〇	三、一七〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	六、三九〇	四、九二〇
一、四四〇	一、一一〇	一、四四〇	一、一一〇	一、四四〇	一、一一〇	一、四四〇	一、一一〇	一、四四〇	一、一一〇	一、四四〇	一、一一〇	六、三九〇	四、九二〇	四、一二〇	三、一七〇	四、一二〇	三、一七〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	三、〇九〇	二、三八〇	六、三九〇	四、九二〇
三、二八〇	二、五三〇	三、二八〇	二、五三〇	三、二八〇	二、五三〇	三、二八〇	二、五三〇	三、二八〇	二、五三〇	三、二八〇	二、五三〇	一、四五六〇	一、二〇〇	九、四九〇	七、三〇〇	九、四九〇	七、三〇〇	七、二二〇	五、五五〇	七、二二〇	五、五五〇	七、二二〇	五、五五〇	七、二二〇	五、五五〇	七、二二〇	五、五五〇	一、四五六〇	一、二〇〇
二〇〇	一六〇	二〇〇	一六〇	二〇〇	一六〇	二〇〇	一六〇	二〇〇	一六〇	二〇〇	一六〇	九三〇	七二〇	五九〇	四六〇	五九〇	四六〇	四五〇	三五〇	四五〇	三五〇	四五〇	三五〇	四五〇	三五〇	四五〇	三五〇	九三〇	七二〇

第一会議室		音楽スタジオ		料理研修室		手芸制作室		絵画制作室		陶芸制作室		工芸制作室		第二研修室		第一研修室		第三パソコン 研修室		第二パソコン 研修室		第一パソコン 研修室		才		視聴覚スタジ		第七準備室	
B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
四五〇〇	三四九〇	三二七〇	二一五〇	三二七〇	二一五〇	二一一〇	一、六三〇	二一一〇	一、六三〇	二一一〇	一、六三〇	二一一〇	一、六三〇	四五三〇	三四九〇	一、六三〇	一、二六〇	二、八八〇	二、二二〇	五三五〇	四一二〇	一、四四〇	一、一一〇	七六三〇	五八七〇	四〇〇	三二〇		
六七九〇	五二三〇	四七四〇	三六五〇	四七四〇	三六五〇	三一〇〇	二、三九〇	三一〇〇	二、三九〇	三一〇〇	二、三九〇	三一〇〇	二、三九〇	六三九〇	四九二〇	二、二六〇	一、七四〇	四一二〇	三一七〇	七六三〇	五八七〇	二、〇五〇	一、五八〇	一〇九三〇	八四二〇	八一〇	六三〇		
六七九〇	五二三〇	四七四〇	三六五〇	四七四〇	三六五〇	三一〇〇	二、三九〇	三一〇〇	二、三九〇	三一〇〇	二、三九〇	三一〇〇	二、三九〇	六三九〇	四九二〇	二、二六〇	一、七四〇	四一二〇	三一七〇	七六三〇	五八七〇	二、〇五〇	一、五八〇	一〇九三〇	八四二〇	八一〇	六三〇		
一四八二〇	一一、四〇〇	一〇、八〇〇	八三二〇	一〇、八〇〇	八三二〇	七〇三〇	五四二〇	七〇三〇	五四二〇	七〇三〇	五四二〇	七〇三〇	五四二〇	一四五六〇	一一、二〇〇	五三五〇	四一二〇	九四九〇	七三〇〇	一七、四二〇	一三、四〇〇	四七四〇	三六五〇	二五〇九〇	一九三〇〇	一、六三〇	一、二六〇		
九七〇	七五〇	六八〇	五三〇	六八〇	五三〇	四四〇	三四〇	四四〇	三四〇	四四〇	三四〇	四四〇	三四〇	九二〇	七二〇	三三〇	二六〇	五九〇	四六〇	一、一一〇	八六〇	二九〇	二三〇	一、五八〇	一、二二〇	一〇〇	八〇		

茶室		和室		第六会議室		第五会議室		第四会議室		第三会議室		第二会議室	
B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
六五〇	五〇〇	九七〇	七五〇	一、〇二〇	七九〇	一、〇二〇	七九〇	二、二六〇	一、七四〇	二、二六〇	一、七四〇	四、九四〇	三、八〇〇
九七〇	七五〇	一、四六〇	一、一三〇	一、六三〇	一、二六〇	一、六三〇	一、二六〇	三、二八〇	二、五三〇	三、二八〇	二、五三〇	七、四二〇	五、七二〇
九七〇	七五〇	一、四六〇	一、一三〇	一、六三〇	一、二六〇	一、六三〇	一、二六〇	三、二八〇	二、五三〇	三、二八〇	二、五三〇	七、四二〇	五、七二〇
二、四五〇	一、八九〇	三、七五〇	二、八九〇	三、七〇〇	二、八五〇	三、七〇〇	二、八五〇	七、四二〇	五、七二〇	七、四二〇	五、七二〇	一六、五二〇	二、七〇〇
一四〇	一一〇	二〇〇	一六〇	一三〇	一八〇	一三〇	一八〇	四八〇	三七〇	四八〇	三七〇	一、〇六〇	八二〇

別表第一号の表の備考中八を九とし、一から七までを一ずつ繰り下げ、一として次のように加える。

一 区分の欄におけるA及びBとは、それぞれ次の表に掲げる利用をいう。

B	A
Aに該当しない利用	<p>県民の自治と連帯による地域づくりに必要なボランティア活動、社会福祉活動、社会教育活動、女性活動、青少年活動、高齢者活動その他の組織的活動若しくは当該活動の促進又は県民の生涯学習若しくはその充実を図ることを直接の目的とする利用</p>

別表第二号中表の部分の部分を次のように改める。

体育館				施設の名	区分	利用料金の上限額(円)
半面		全面		区分		
B	A	B	A			
三、二六〇	二、五二〇	六、三五〇	四、八九〇	午前		
五、〇八〇	三、九二〇	一〇、一七〇	七、八三〇	午後		
五、〇八〇	三、九二〇	一〇、一七〇	七、八三〇	夜間		
一〇、一七〇	七、八三〇	二〇、二八〇	一五、六〇〇	一日		
七二〇	五五〇	一、四二〇	一、〇九〇	超過三十分		

グ レ ー ニ ン 室	テニ ス 場		運 動 場	
	一 面		一 面	
	B	A	B	A
一 人 一 回	一、 八〇〇	一、 三九〇	二、 五二〇	一、 九五〇
	二、 三五〇	一、 八一〇	三、 四四〇	二、 六五〇
一 四 〇				
	三、 九九〇	三、 〇七〇	五、 六二〇	四、 三三〇
	三 五〇	二 七〇	五 〇〇	三 九〇

別表第二号の表の備考中三を削り、二を三とし、一を二とし、一として次のように加える。

- 一 区分の欄におけるA及びBとは、それぞれ次の表に掲げる利用をいう。

B	A
Aに該当しない利用	県民の自治と連帯による地域づくりに必要なボランティア活動、社会福祉活動、社会教育活動、女性活動、青少年活動、高齢者活動その他の組織的活動若しくは当該活動の促進又は県民の生涯学習若しくはその充実を図ることを直接の目的とする利用

別表第三号中表の部分を次のように改める。

宿 泊 室	施 設 の 名 称		区 分		利 用 料 金 の 上 限 額 (一 人 一 泊) (円)
	子 供		大 人		
	B	A	B	A	
					三、 七〇〇
					一、 八五〇
					五、 三〇〇
					四、 〇八〇

別表第三号の表の備考中二を三とし、同表の備考一中「小人」を「区分の欄における子供」に改め、同表の備考中一を二とし、一として次のように加える。

- 一 区分の欄におけるA及びBとは、それぞれ次の表に掲げる利用をいう。

B	A
Aに該当しない利用	県民の自治と連帯による地域づくりに必要なボランティア活動、社会福祉活動、社会教育活動、女性活動、青少年活動、高齢者活動その他の組織的活動若しくは当該活動の促進又は県民の生涯学習若しくはその充実を図ることを直接の目的とする利用

別表第三号の表の備考に次のように加える。

四 宿泊室を一人で利用する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる利用料金の上限額に、それぞれ千円を加えた額とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（消費生活課）

一 趣旨

特定商取引に関する法律の一部改正を踏まえ、消費者から商品を購入する取引を行う事業者による不当な取引行為の規制等を行う。

二 内容

- (一) 買取り型消費者取引に対する不当取引行為規制の適用
- (二) 消費生活審議会のあるせん・調停に関する公表規定等の整備

三 施行期日

平成二十五年七月一日

条 例

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十二号

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（平成八年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「商品」の下に「（事業者が消費者から購入するものを含む。以下この条、第四条第一項及び第二項、第八条第一項、第二十一条、第二十一条の第二項並びに第二十八条第一項第二号において同じ。）」を加える。

第四条第一項及び第二十一条の第二第二項中「供給する」を「取引する」に改める。
第二十七条第二項中「聴く」を「聴き、又は説明若しくは資料の提出を求める」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、第一項の規定によりあつせん又は調停に付した苦情が解決した場合又は解決の見込みがないと認める場合において、消費生活の安定及び向上を確保するために必要があると認めるときは、当該あつせん又は調停の経過及び結果を公表することができる。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（環境政策課）

一 趣旨

環境影響評価法の一部改正を踏まえ、環境影響評価の手續に調査計画書説明会の開催を加える等するための改正

二 内容

(一) 調査計画書説明会の開催等の追加
事業者による調査計画書概要版の作成及び調査計画書説明会の開催を追加する。

(二) インターネットによる環境影響評価図書の公表の追加
事業者ホームページにおける環境影響評価図書の公表を追加する。

(三) その他所要の規定整備
環境影響評価法に規定する配慮書について、事業者から知事意見を求められた場合における埼玉県環境影響評価技術審議会への諮問手続等を追加する。

三 施行期日

平成二十五年七月一日。ただし、二の(三)の一部は平成二十五年四月一日。

条 例

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十三号

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例

第四条第三項中「ときは、調査計画書」の下に「、これを要約した書類（次条及び第六条においてこれらを「調査計画書等」という。）」を加える。

第五条中「調査計画書」を「調査計画書等」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「調査計画書」を「調査計画書等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定による公告の日から同項の縦覧期間満了の日までの間、インターネットの利用その他の方法により調査計画書等を公表しなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

（調査計画書説明会の開催等）

第六条の二 事業者は、前条第一項の縦覧期間内に、関係市町村において、調査計画書の内容について周知を図るための説明会（以下この条において「調査計画書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該関係市町村内に調査計画書説明会を開催する適当な場所がないとき、その他当該関係市町村以外の地域において調査計画書説明会を開催することがやむを得ないと認められるときは、知事と協議して、当該関係市町村以外の地域において開催することができるとができる。

2 事業者は、調査計画書説明会を開催するときは、その開催予定の日時及び場所を定め、知事及び関係市町村長に通知するとともに、調査計画書説明会の開催予定の日の一週間前までに、規則で定めるところにより、これらを公告しなければならない。

3 事業者は、規則で定めるその責めに帰することのできない理由で前項の規定により公告した調査計画書説明会を開催することができない場合には、当該調査計画書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、調査計画書の内容について、これを要約した書類の提供その他の方法により、周知を図るよう努めなければならない。

4 事業者は、調査計画書説明会を開催したときはその概要を、調査計画書説明会を開催しなかったときはその理由及び周知の方法を、知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

第七条第一項中「前条」を「第六条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第八条第二項中「埼玉県環境影響評価技術審議会」の下に「（以下「審議会」という。）」を加える。

第十条第四項中「埼玉県環境影響評価技術審議会」を「審議会」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 第六条第二項の規定は、準備書等の公表について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第十二条第一項」と、「調査計画書等」とあるのは「準備書等」と読み替えるものとする。

第十三条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「調査計画書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第三項中「調査計画書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第四項中「調査計画書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第十三条第三項及び第四項を削る。

第十四条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第十七条第一項中「埼玉県環境影響評価技術審議会」を「審議会」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

2 第六条第二項の規定は、評価書等の公表について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第十九条第一項」と、「調査計画書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

第二十条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十三条第三項中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第二十四条中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

第二十五条及び第二十六条の二中「第十九条」を「第十九条第一項」に改める。

第二十九条第二項中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第三十条の三に次の一項を加える。

2 第六条第二項の規定は、事後調査書等の公表について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第三十条の三第一項」と、「調査計画書等」とあるのは「事後調査書等」と読み替えるものとする。

第三十条の四第一項中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第三十一条の二中「次章」の下に、「(第三十七条を除く。)」を加える。

第三十一条の三第三項中「第二十条第一項」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十条第一項」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、法第三条の七第一項（法第三条の十第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により配慮書の案又は配慮書について意見を求められた場合は、審議会の意見を聴くものとする。

第三十一条の四第二項中「に対する第三十条の二第一項の規定の適用については、法の定めるところに従って作成された事後調査の計画を記載した書類は、この条例の定めるところに従って作成された書類」を「が作成した法第三十八条の二第一項に規定する報告書は、第三十条の二第一項に規定する事後調査書」に改める。

第三十七条中「対象事業」の下に「又は法対象事業」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第三十一条の三の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている改正前の第六条の規定による調査計画書(埼玉県環境影響評価条例第四条第一項に規定する環境影響評価調査計画書をいう。以下同じ。)の縦覧については、なお従前の例による。

3 改正後の第六条第二項(改正後の第十二条第二項、第十九条第二項及び第三十条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び施行日以後に開始する縦覧(次項において「施行日以後の公告及び縦覧」という。)に係る調査計画書、埼玉県環境影響評価条例第九条に規定する環境影響評価準備書、同条例第十八条第一項に規定する環境影響評価書又は同条例第三十条の二第一項に規定する事後調査書について適用する。

4 改正後の第六条の二の規定は、施行日以後の公告及び縦覧に係る調査計画書に

ついて適用する。

5 施行日前に環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二十一条第二項に規定する環境影響評価書の公告をし、及び縦覧を開始した法対象事業（埼玉県環境影響評価条例第三十一条の二に規定する法対象事業をいう。）を実施する者に対する同条例第三十条の二第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県長瀬総合射撃場条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（自然環境課）

一 趣旨

埼玉県長瀬総合射撃場の散弾銃射撃場を廃止するとともに、その名称を変更するため改正

二 内容

- (一) 射撃場の散弾銃（クレー）射撃場部分を廃止する。
- (二) 射撃場の名称を埼玉県長瀬射撃場に変更する。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

条 例

埼玉県長瀬総合射撃場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十四号

埼玉県長瀬総合射撃場条例の一部を改正する条例

埼玉県長瀬総合射撃場条例（平成六年埼玉県条例第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県長瀬射撃場条例

第一条中「埼玉県長瀬総合射撃場」を「埼玉県長瀬射撃場」に改める。

第二条第一号中「散弾銃射撃場、」を削る。

別表散弾銃射撃場の項を削り、同表の備考第一号ただし書を削り、同表の備考第五号及び第六号中「けん銃」を「拳銃」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（社会福祉課）

一 趣旨

埼玉県緊急雇用創出基金の設置期間を延長するための改正

二 内容

基金の設置期間

「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十五号

埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

埼玉県緊急雇用創出基金条例（平成二十一年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（埼玉県条例第十六号）（社会福祉課）

一 趣旨

被保護者等住居・生活サービス提供事業に対し必要な規制を行うことにより、当該事業を行う者の業務の適正な運営を確保し、被保護者等の処遇を改善するとともに、その自立の支援を図るための条例

二 内容

(一) 対象

二人以上の被保護者等に対し、住居等及び生活サービスを提供する事業

(二) 社会福祉法が適用されない事業のみに対する規制等

ア 事業の届出（開始時及び変更時）

イ 利用の申込み時の説明（契約の内容等）

ウ 契約締結時におけるその内容等を記載した書面の交付

(三) 社会福祉法が適用される事業を含めた全ての事業に対する規制等

ア 契約の解除等に係る制限

(ア) 事業者は、契約の締結に際しては、被保護者等が契約の解除の申入れをしたときは、遅滞なく当該契約を解除する旨等を定めなければならない。

(イ) 事業者は、契約の締結に際しては、一年を超える契約の期間等を定めなければならない。

イ 契約書等の届出（締結時及び更新時）

ウ 事業者における住居等の取扱い

事業者は、一の居室を二以上の世帯に利用させないほか、一人当たり床面積を四・五平方メートル以上等とするよう努めなければならない。

エ 虐待防止

事業者は、虐待の防止に関する取組を推進しなければならない。

(四) 報告の徴収及び立入検査等

知事は、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に施設等を検査等させることができる。

(五) 義務違反者等に対する措置

ア 事業の制限又は停止の命令

(二)ア又はウ違反、不当に営利を図り、又は被保護者等の処遇につき不当な行為をした場合等

イ 勧告・公表

(三) ア、イ又はエに違反した者に対する措置

(六) 保護の実施機関との連携

知事は、事業者に関する情報を保護の実施機関に提供するものとする。

(七) 罰則

(五) アの命令に違反した者に対して六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金。

(八) その他

この条例の規定は、指定都市及び中核市の区域においては、適用しない。

三 施行期日等

(一) 施行期日

平成二十五年十月一日

(二) 経過措置

ア 現に事業を営んでいる者は、条例施行日から一月以内に届出。

イ 契約に関する規定は、条例施行日以後に締結される契約について適用。

条 例

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十六号

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、被保護者等住居・生活サービス提供事業に対し必要な規制を行うことにより、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。以下「事業者」という。）の業務の適正な運営を確保し、被保護者等の処遇を改善するとともに、その自立の支援を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「被保護者等」とは、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者及び同法第二十四条第一項の保護の開始の申請をしている者をいう。

2 この条例において「住居等」とは、住宅又は宿泊所その他の居住の用に供する施設をいう。

3 この条例において「被保護者等住居・生活サービス提供事業」とは、次に掲げる事業をいう。ただし、法令によりその開始につき行政庁の許可、認可、免許その他の処分又は行政庁への届出を要するものとされている事業（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第八号に規定する事業を除く。）、法令によりその設置につき行政庁の許可、認可、免許その他の処分又は行政庁への届出を要するものとされている施設に係る事業その他これらに類する事業を除く。

一 二人以上の被保護者等に対し、住居等及び生活サービス（衣類、食材等の日常の生活必需品の供与、食事その他の生活に関するサービスをいう。以下同じ。）を提供する事業

二 二人以上の被保護者等に対し、住居等を提供するとともに、自己の指定する者に生活サービスを提供させる事業

三 二人以上の被保護者等に対し、生活サービスを提供するとともに、自己の指定する者に住居等を提供させる事業

四 二人以上の被保護者等に対し、自己の指定する者に住居等及び生活サービスを提供させる事業

五 前三号の指定を受けて、これらの号に規定する被保護者等に対し、住居等又は生活サービスを提供する事業

4 この条例において「住居・生活サービス提供契約」とは、事業者と被保護者等との間で締結される被保護者等住居・生活サービス提供事業に係る契約をいう。

(被保護者等住居・生活サービス提供事業の届出)

第三条 事業者(前条第三項第五号に掲げる事業を行う者を除く。次項において同じ。)は、被保護者等住居・生活サービス提供事業を開始したときは、当該被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始の日から一月以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 事業の内容

三 定款その他の基本約款

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。被保護者等住居・生活サービス提供事業を廃止したときも、同様とする。

(被保護者等住居・生活サービス提供事業の利用の申込み時の説明)

第四条 事業者は、被保護者等住居・生活サービス提供事業の利用を希望する被保護者等からの申込みがあった場合には、当該被保護者等に対し、第六条第三項に規定する事項について説明しなければならない。

2 前項の場合においては、事業者は、同項の申込みをした被保護者等に対し、住居・生活サービス提供契約の内容及びその履行に関する事項について併せて説明するよう努めなければならない。

(住居・生活サービス提供契約の締結時の書面の交付)

第五条 事業者は、住居・生活サービス提供契約を締結したときは、当該住居・生活サービス提供契約の相手方である被保護者等に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 住居等又は生活サービスの内容

三 住居等又は生活サービスの提供につき被保護者等が支払うべき額に関する事項

四 住居等又は生活サービスの提供開始年月日

五 住居等又は生活サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

六 住居・生活サービス提供契約の期間

(住居・生活サービス提供契約の解除等に係る制限)

第六条 事業者は、住居・生活サービス提供契約の締結に際しては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 住居・生活サービス提供契約の期間

二 被保護者等が住居・生活サービス提供契約又は住居・生活サービス提供契約のうち生活サービスの提供に関する事項に係る契約（以下この号及び第三項第二号並びに第三号において「生活サービス提供契約」という。）の解除の申入れをしたときは、事業者は遅滞なく当該住居・生活サービス提供契約又は生活サービス提供契約を解除する旨

三 事業者が住居・生活サービス提供契約を解除するときは、事業者は理由を示して六月（当該住居・生活サービス提供契約の期間が六月未満の場合にあっては、当該住居・生活サービス提供契約の当事者が合意により定めた期間）前までにその予告をする旨

四 前号の規定による住居・生活サービス提供契約の解除の日が当該住居・生活サービス提供契約の期間の満了の日である場合を除き、住居・生活サービス提供契約の期間の満了に際して、被保護者等が当該住居・生活サービス提供契約の更新の申入れをしたときは、事業者は当該住居・生活サービス提供契約を更新する旨

2 前項第三号に掲げる事項の定めは、住居・生活サービス提供契約において、被保護者等の失踪その他やむを得ない事情があるときは、当該定めにかかわらず、当該定めに係る期間前までに予告しなくても、当該住居・生活サービス提供契約を解除することができる旨の定めをすることを妨げるものではない。

3 事業者は、住居・生活サービス提供契約の締結に際しては、次に掲げる事項を定めてはならない。

一 一年を超える住居・生活サービス提供契約の期間

二 被保護者等が生活サービス提供契約を解除することを理由として、事業者が当該住居・生活サービス提供契約のうち住居等の提供に関する事項に係る契約を解除する旨

三 被保護者等が住居・生活サービス提供契約又は生活サービス提供契約を解除した場合において、当該被保護者等が当該住居・生活サービス提供契約又は生活サービス提供契約の解除に伴う違約金を支払う旨

（契約書等の提出）

第七条 事業者は、住居・生活サービス提供契約の締結又は更新の日から一月以内に、当該住居・生活サービス提供契約の契約書の写し又は契約の内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(住居等の居室の利用世帯等)

第八条 事業者は、住居等における一の居室を二以上の世帯に利用させないよう努めなければならない。

2 事業者は、住居等における被保護者等一人当たりの居住の用に供する専用部分(収納設備に係る部分を除く。)について、床面積を四・五平方メートル以上、かつ、空間の容積を九・四五立方メートル以上とするよう努めなければならない。
(住居等の提供に係る額の取扱い)

第九条 事業者は、住居等の提供につき被保護者等が支払うべき額について、社会通念上相当と認められる額となるように定めるものとする。

(被保護者等の虐待防止及び自立支援)

第十条 事業者は、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うに当たっては、被保護者等の権利利益を侵害することがないよう、被保護者等に対する身体的虐待(被保護者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいう。)、心理的虐待(被保護者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被保護者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。)、経済的虐待(被保護者等の財産を不当に処分することその他当該被保護者等から不当に財産上の利益を得ることをいう。)その他の虐待の防止に関する取組を推進しなければならない。

2 事業者は、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うに当たっては、被保護者等の自立支援を促すため、県及び市町村が実施する自立支援に関する施策に協力するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第十一条 知事は、第三条、第四条第二項及び第五条(第六号に掲げる事項に係る部分を除く。)の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所、住居等その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。

2 前項に定めるものを除くほか、知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所、住居等その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査その他事業経営の状況の調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業の停止等)

第十二条 知事は、第三条第一項の規定による届出をしない事業者が、被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

2 知事は、事業者が、第三条第二項若しくは第五条(第六号に掲げる事項に係る部分を除く。)の規定に違反し、前条第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、若しくは被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

(勧告)

第十三条 知事は、事業者が第四条第一項、第五条(第六号に掲げる事項に係る部分に限る。)、第六条、第七条又は第十条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、住居・生活サービス提供契約の適正な履行その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第十四条 知事は、前条の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(保護の実施機関との連携)

第十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に関する情報その他の必要な情報を、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関(以下この条において「保護の実施機関」という。)に提供するものとする。

2 知事は、事業者が第三条、第四条第一項、第五条、第六条、第九条又は第十条第一項の規定に違反する疑いがあると認めるときは、保護の実施機関に対し、事業者に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

3 保護の実施機関は、事業者が第三条、第四条第一項、第五条、第六条、第九条又は第十条第一項の規定に違反する疑いがあると認めるときは、知事に対し、必

要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(適用除外)

第十六条 第三条、第四条第二項、第五条(第六号に掲げる事項に係る部分を除く。)

第十一条第一項、第十二条、第十八条及び第十九条の規定は、社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業については、適用しない。

2 第六条の規定は、借地借家法(平成三年法律第九十号)が適用される建物賃貸借契約については、適用しない。

3 この条例の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の区域においては、適用しない。

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十八条 第十二条第一項又は第二項に規定する制限又は停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に被保護者等住居・生活サービス提供事業を行っている者に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「被保護者等住居・生活サービス提供事業開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

3 第四条から第七条まで及び第九条の規定は、この条例の施行の日以後に締結される住居・生活サービス提供契約について適用する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十七号)

(障害者福祉推進課)

一 趣旨

埼玉県立精神保健福祉センターにおいて、新たに空き室を利用した短期入所を行うとともに、その使用料の額を定めるための改正

二 内容

(一) 埼玉県立精神保健福祉センターの自立訓練施設において行う事業に短期入所を追加

(二) 短期入所実施に伴う使用料徴収規定の改正

三 施行期日

平成二十五年四月一日

条 例

埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十七号

埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「規定する自立訓練」の下に「及び当該自立訓練の利用者に利用されていない居室を利用して行う同条第八項に規定する短期入所」を加える。

別表第一自立訓練の項中「自立訓練」の下に「及び短期入所」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例（埼玉県条例第十八号）（疾病対策課）

一 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部に関して必要な事項を規定するための条例を制定する。

二 内容

(一) 組織

本部長、副本部長及び本部員のほか必要な職員を設置

(二) 会議

本部長の会議招集権等を規定

(三) 部

本部長が必要と認める場合に設置する部の組織を規定

三 施行期日

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の施行

の日

条 例

埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十八号

埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。第三条第二項及び附則において「法」という。）第二十六条の規定に基づき、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に
関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 埼玉県新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、
対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（第四項において「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（次項並びに第四条第二項及び第三項において「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第二十三条第四項の規定に基づき、国の職員その他県職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第五条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（食品安全課）

一 趣旨

食品の安全性を一層確保するため、器具及び容器包装の製造施設の届出制度の新設、営業施設の許可基準の見直し等を行ったものである。

二 内容

- (一) 器具及び容器包装の製造施設の届出制度の新設
- (二) 「特定の食品」の定義の見直し
- (三) 営業施設の許可基準の見直し

三 施行期日

- (一) 平成二十六年四月一日（前記二の(一)について）
- (二) 平成二十五年十月一日（前記二の(二)について）
- (三) 公布の日（前記二の(三)について）

条 例

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「除く。」の下に「又は器具若しくは容器包装を製造する業」を加える。

別表第一第一号イ(1)(九)(二)中「第六条に規定する一類感染症、二類感染症又は三類感染症の患者又は同条に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、それぞれの感染症の病原体を保有していないことが判明するまでの間」を「第十八条第一項の規定による通知（食品等に直接接触する業務に係るものに限る。）を受けた場合（当該従事者の保護者が当該通知を受けた場合を含む。）は、同条第二項に規定する期間」に改め、同号八中「総菜及び調理パンを除く」を「知事が別に定めるものに限る」に改める。

別表第二第一号イ(1)(二)ただし書中「知事」を「法第五十二条第一項の許可を行う者（以下「許可権者」という。）」に改め、同号イ(10)(一)ただし書及び同号ロ(6)(二)ただし書中「知事」を「許可権者」に改め、同号ロ(32)に次のように加える。

(五) 生食用食肉を加工し、又は調理する業態にあつては、他の設備と明確に区分された場所に、その加工専用又は調理専用の次の設備等があること。ただし、生食用食肉を加工しない業態にあつては、(二)、(ホ)及び(ハ)の設備等を要しない。

- (イ) 器具の洗浄設備及び消毒設備
- (ロ) 流水式手洗い設備及び手指の消毒設備
- (ハ) 加工台又は調理台
- (ニ) 加熱殺菌装置
- (ホ) 生食用食肉の内部の温度を測定することができる温度計
- (ハ) 加熱殺菌した後、十分に冷却することができる設備
- (ト) 不浸透性材料で作られた器具

別表第二第一号ロ(34)(五)ただし書中「知事」を「許可権者」に改め、同号八中「総

菓及び調理パンを除く」を「知事が別に定めるものに限る」に改め、同表第二号イ(1)「ただし書及び同号イ(10)「ただし書中「知事」を「許可権者」に改め、同表第三号ト及びチに次のただし書を加える。

ただし、乳類販売業の施設にあっては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第一号八及び別表第二第一号八の改正規定は平成二十五年十月一日から、第五条第一項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第五条第一項の改正規定の施行の際現に器具又は容器包装を製造する業を営んでいる者に対する改正後の同項の規定の適用については、同項中「施設」とあるのは、「平成二十六年六月三十日までに、施設」とする。

3 第五条第一項の改正規定の施行の日前に改正後の同項の規定により届け出るべき事項について知事に報告している場合において、当該報告の内容が同項の規定による届出と同等であると知事が認めるもの(以下この項において「特定報告」という。)であるときは、特定報告を行った器具又は容器包装を製造する業を営んでいる者については、前項の規定により読み替えて適用する改正後の第五条第一項の規定は、適用しない。この場合における同条第二項及び第三項並びに第八条第一項の規定の適用については、第五条第二項中「前項の規定による届出」とあり、同条第三項中「第一項の規定による届出」とあり、及び第八条第一項第二号中「第五条第一項の規定による届出」とあるのは、「特定報告」とする。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（道路環境課）

一 趣旨

道路法施行令の一部改正に伴い、占用物件に追加された太陽光発電設備等に係る占用料の額等を定めるための改正

二 内容

- (一) 太陽光発電設備等に係る占用料の額の追加
- (例) 占用面積一平方メートル、一年につき、千四百円（市の区域）
- (二) 規定の整備

三 施行期日

平成二十五年四月一日

条 例

埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県道路占用料徴収条例（昭和二十八年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表道路法施行令（以下「令」という。）第七条第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第七条第二号に掲げる工作物	占用面積一平方メートルにつき一年	一、四〇〇	九五〇
----------------	------------------	-------	-----

別表令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料及び令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に、「第七条第四号」を「第七条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に改め、同表令第七条第六号に掲げる施設、令第七条第七号に掲げる施設、令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場、令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物及び令第七条第十号に掲げる器具の項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「第七条第七号」を「第七条第九号」に、「第七条第八号」を「第七条第十号」に、「第七条第九号」を「第七条第十一号」に、「第七条第十号」を「第七条第十二号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（教委・総務課）

一 趣旨

事務事業の執行体制の見直しに伴い、職員の定数を改定するものである。

二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百四十一人 七百三十九人（二人）

三 施行期日

平成二十五年四月一日

条 例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十一号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百四十一人」を「七百三十九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十二号）（教職員課）

一 趣旨

現下の厳しい経済情勢に鑑み、校長級職員の管理職手当の減額期間の延長等を行うための条例の改正を行う。

二 内容

(一) 校長級職員

管理職手当の額の百分の五の減額期間を一年間延長

(二) 副校長級職員

新たに管理職手当の百分の五減額を一年間実施

三 施行期日

平成二十五年四月一日

条 例

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及び二種」を「から三種まで」に、「から平成二十五年三月三十一日」を「（三種とされている職にある学校職員にあつては、平成二十五年四月一日）から平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（県立学校人事課）

一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

平成二十五年四月一日

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十三号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別	
その他の職員	県立高等学校及び市町村立 高等学校（定 時制の課程）	校長及び教員（副 校長、教頭、主幹 教諭、教諭、養護 教諭、助教諭、養 護助教諭及び講師 をいう。）	八、〇七四 人
一、四八八 人	県立及び市町 村立の特別支 援学校	三、六七一 人	四七五 人
六二一 人	県立及び市町 村立の中学校	一一、三五五 人	一九、二八〇 人
一、二二三 人	市町村立小学 校		

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、〇七四人」とあるのは「八、一四六人」と、「一一、三五五人」とあるのは「一一、四六二人」とする。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（県立学校
人事課）

一 趣旨

県立高等学校の後期再編整備計画に基づき、県立高等学校三校を廃止するため
の改正

二 内容

県立高等学校の後期再編整備計画に基づき、埼玉県立玉川工業高等学校、埼玉
県立本庄北高等学校及び埼玉県立人間高等学校を廃止する。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

条 例

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十四号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立玉川工業高等学校の項、埼玉県立本庄北高等学校の項及び埼玉県立人間高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（生涯学習文化財課）

一 趣旨

埼玉県立名栗げんきプラザのプラネタリウム館の改修に伴い、同館の入館料の額を改定するとともに、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、高齢者に係る使用料等の額を改定する。

二 内容

- (一) 名栗げんきプラザのプラネタリウム館入館料を改定する。
- (二) 六十五歳以上の者に対する使用料及びプラネタリウム館入館料を改定する。

三 施行期日

- 二 (一) については平成二十五年四月一日
- 二 (二) については平成二十五年七月一日

条 例

埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十五号

埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例

埼玉県立げんきプラザ条例（平成十五年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の備考第六号中「、六十五歳以上の者については右の表の金額（県外に住所を有する者にあつては、次号の規定により算定した額）の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし」を削る。

別表第二中表の部分の部分を次のように改める。

区	分		金額（円）
	一般又は学生 生徒又はこれ に準ずる者		
埼玉県立小川げんきプラザ			七〇〇
埼玉県立名栗げんきプラザ			三五〇

別表第二の備考第四号中「及び六十五歳以上の者」を削る。

附 則

- この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 改正後の別表第一及び別表第二（備考第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年七月一日以後の利用に係る使用料又は入館料について適用し、同日前の利用に係る使用料又は入館料については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（警務課）

一 趣旨

平成二十五年度における警察官二十五人の増員に伴い、警察官の階級別定数を改定するための改正

二 内容

平成二十五年度における警察官二十五人の増員に伴い、警視の定数「二百六十九人」を「二百七十人」に、警部の定数「六百二十一人」を「六百二十三人」に、警部補及び巡査部長の定数「六千八百三十九人」を「六千八百五十四人」に、巡査の定数「三千五百八十八人」を「三千五百八十八人」に改める。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十六号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百六十九人」を「二百七十人」に、「六百二十二人」を「六百二十三人」に、「六千八百三十九人」を「六千八百五十四人」に、「三千五百八十人」を「三千五百八十八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県警察職員特別褒賞金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）
（監察官室）

一 趣旨

警察表彰規則（国家公安委員会規則）の一部改正を踏まえ、災害による殉職者に対する特別褒賞金の特例を設けるとともに、特別褒賞金の額を改定するための改正

二 内容

- （一） 殉職者特別褒賞金の特例の災害殉職者への適用
- （二） 授与額の改定

三 施行期日

平成二十五年四月一日

条 例

埼玉県警察職員特別褒賞金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十七号

埼玉県警察職員特別褒賞金条例の一部を改正する条例

埼玉県警察職員特別褒賞金条例（昭和四十二年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「加えられる」を「加えられ、又は災害を被る」に、「を受けた」を「又は災害を受けた」に、「四千二百十万円」を「五千四十万円」に、「五千六十万円」を「六千万円」に改める。

別表中

四一、二〇〇、〇〇〇円
二八、一〇〇、〇〇〇円
一八、七〇〇、〇〇〇円
一三、二〇〇、〇〇〇円

を

五〇、四〇〇、〇〇〇円
三七、四〇〇、〇〇〇円
二七、二〇〇、〇〇〇円
九、八〇〇、〇〇〇円

に、

二七、一〇〇、〇〇〇円	一六、九〇〇、〇〇〇円	一一、四〇〇、〇〇〇円
二〇、一〇〇、〇〇〇円	一五、九〇〇、〇〇〇円	一〇、三〇〇、〇〇〇円
一六、九〇〇、〇〇〇円	一四、四〇〇、〇〇〇円	九、〇〇〇、〇〇〇円
一二、九〇〇、〇〇〇円	一一、八〇〇、〇〇〇円	七、九〇〇、〇〇〇円
一一、二〇〇、〇〇〇円	一〇、三〇〇、〇〇〇円	七、九〇〇、〇〇〇円
九、四〇〇、〇〇〇円	八、七〇〇、〇〇〇円	六、七〇〇、〇〇〇円
七、九〇〇、〇〇〇円	七、三〇〇、〇〇〇円	五、八〇〇、〇〇〇円
七、二〇〇、〇〇〇円	六、一〇〇、〇〇〇円	五、一〇〇、〇〇〇円
六、四〇〇、〇〇〇円	五、七〇〇、〇〇〇円	四、六〇〇、〇〇〇円
五、七〇〇、〇〇〇円	四、九〇〇、〇〇〇円	四、三〇〇、〇〇〇円
四、九〇〇、〇〇〇円	四、三〇〇、〇〇〇円	三、九〇〇、〇〇〇円
三、九〇〇、〇〇〇円	三、七〇〇、〇〇〇円	三、六〇〇、〇〇〇円
三、四〇〇、〇〇〇円	三、一〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円
	二、四〇〇、〇〇〇円	二、二〇〇、〇〇〇円

を

四、九〇〇、〇〇〇円	三、七〇〇、〇〇〇円	一、七〇〇、〇〇〇円
五、八〇〇、〇〇〇円	四、四〇〇、〇〇〇円	一、九〇〇、〇〇〇円
六、八〇〇、〇〇〇円	五、二〇〇、〇〇〇円	二、二〇〇、〇〇〇円
八、〇〇〇、〇〇〇円	六、一〇〇、〇〇〇円	二、五〇〇、〇〇〇円
九、四〇〇、〇〇〇円	七、二〇〇、〇〇〇円	二、九〇〇、〇〇〇円
一、〇〇〇、〇〇〇円	八、四〇〇、〇〇〇円	三、三〇〇、〇〇〇円
一、二、八〇〇、〇〇〇円	九、八〇〇、〇〇〇円	三、八〇〇、〇〇〇円
一、五、二〇〇、〇〇〇円	一、一、八〇〇、〇〇〇円	四、六〇〇、〇〇〇円
一、八、〇〇〇、〇〇〇円	一、四、〇〇〇、〇〇〇円	五、六〇〇、〇〇〇円
二、〇、六〇〇、〇〇〇円	一、六、四〇〇、〇〇〇円	六、二〇〇、〇〇〇円
二、四、二〇〇、〇〇〇円	一、九、〇〇〇、〇〇〇円	七、二〇〇、〇〇〇円
二、七、二〇〇、〇〇〇円	二、一、四〇〇、〇〇〇円	八、二〇〇、〇〇〇円
三、一、〇〇〇、〇〇〇円	二、四、二〇〇、〇〇〇円	九、二〇〇、〇〇〇円
三、七、四〇〇、〇〇〇円	二、七、二〇〇、〇〇〇円	九、八〇〇、〇〇〇円

に

改め、同表の備考二中「二、四〇〇、〇〇〇円」を「三、八〇〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）（生活環境第一課）

一 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、風俗営業許可申請手数料、遊技機認定申請手数料等の額を改定するための改正

二 内容

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴う手数料の改定

（例）風俗営業許可申請手数料

（現行）二七、〇〇〇円

（改正後）二四、〇〇〇円

（例）遊技機認定申請手数料

（現行）二、七二〇円

（改正後）四、三四〇円

三 施行期日

平成二十五年四月一日

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十八号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表第一号イ中「遊技機以外の遊技機」の下に「（以下この号及び第十三号において「未認定遊技機」という。）」を加え、同号イ(1)中「一万六千円」を「一万五千円」に改め、同号イ(2)中「二万七千円」を「二万五千円」に改め、同号ロ中「同法第二十条第二項の認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「同法第二十条第二項の認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円（同法第四項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機）を「二千八百円（同法第二十条第四項の検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この号及び第十三号において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機）に、「二千七百元」を「八千円」に改め、同号八(1)中「一万五千元」を「一万四千元」に改め、同号八(2)中「二万七千元」を「二万四千元」に改め、同表第九号イ中「二千七百元」を「二千二百円」に改め、同号ロ中「二千七百二十円」を「四千三百四十円」に改め、同号八(1)イ(1)中「三万七百元」を「三万五千元」に改め、同号八(1)ロ(ロ)中「八千二百円」を「一万六千三百円」に改め、同号八(1)ハ(ハ)中「八千二百円」を「一万六千三百円」に改め、同号八(1)ニ(ニ)中「八千四百円」に改め、同号八(2)イ(イ)中「五万九千七百元」を「五万九千元」に改め、同号八(2)ロ(ロ)中「一万四千七百元」を「二万三千元」に改め、同号八(3)イ(イ)中「三万七百元」を「三万五千元」に改め、同号八(3)ロ(ロ)中「一万八百元」を「一万九千元」に改め、同号八(4)イ(イ)中「三万七百元」を「三万五千元」に改め、同号八(4)ロ(ロ)中「一万八百元」を「一万九千元」に改め、同号八(5)イ(イ)中「二万四千七百元」を「二万九千元」に改め、同号八(5)ロ(ロ)中「三千六百八十円」を「一万二千六百元」に改め、同表第十号イ中「六千三百円」を「三千九百元」に改め、同号ロ中「一万八千元」を「六千

三百円」に改め、同号八(1)(イ)中「百五十三万円」を「百四十三万五千円」に改め、同号八(1)(ロ)中「二十九万六千円」を「四十三万八千円」に改め、同号八(1)(ニ)(イ)中「百十四万千円」を「百十二万八千円」に改め、同号八(1)(ニ)(ロ)中「二十九万六千円」を「四十三万八千円」に改め、同号八(1)(三)中「十七万四千円」を「三十三万八千円」に改め、同号八(2)(イ)中「百八十一万六千円」を「百六十二万千円」に改め、同号八(2)(イ)中「三十九万九千円」を「四十七万九千円」に改め、同号八(3)(イ)中「百十九万三千円」を「百十四万八千円」に改め、同号八(3)(ニ)中「三十四万九千円」を「四十八万二千円」に改め、同号八(4)(イ)中「百十九万二千円」を「百十四万七千円」に改め、同表第十一号イ(1)(イ)中「三万二千三百円」を「四万三千三百円」に改め、同号イ(1)(ロ)中「八千円」を「二万三千三百円」に改め、同号イ(2)(イ)中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に改め、同号イ(2)(ロ)中「八千円」を「二万三千円」に改め、同号イ(3)中「五千七百円」を「二万千円」に改め、同号ロ(1)中「六万二千三百円」を「六万八千三百円」に改め、同号ロ(2)中「一万五千三百円」を「三万三百円」に改め、同号ハ(1)中「三万千三百円」を「四万二千三百円」に改め、同号ハ(2)中「一万八千円」を「二万六千三百円」に改め、同号ニ(1)中「三万千三百円」を「四万二千三百円」に改め、同号ニ(2)中「一万八千円」を「二万六千三百円」に改め、同号ホ(1)中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に改め、同号ホ(2)中「三千三百円」を「一万九千円」に改め、同表第十二号イ(1)(イ)中「百五十二万四千二百円」を「百四十四万二千円」に改め、同号イ(1)(ロ)中「二十九万二千円」を「四十四万五千円」に改め、同号イ(2)(イ)中「百十三万五千二百円」を「百十三万五千円」に改め、同号イ(2)(ロ)中「二十九万二千円」を「四十四万五千円」に改め、同号イ(3)中「十六万八千二百円」を「三十四万五千円」に改め、同号ロ(1)中「百八十一万二千円」を「百六十二万八千円」に改め、同号ロ(2)中「三十九万三千二百円」を「四十八万六千円」に改め、同号ハ(1)中「百十八万七千二百円」を「百十五万五千円」に改め、同号ハ(2)中「三十四万三千二百円」を「四十八万九千円」に改め、同号ニ(1)中「百十八万六千二百円」を「百十五万四千円」に改め、同号ニ(2)中「三十四万二千二百円」を「四十八万八千円」に改め、同表第十三号金額の欄を次のように改める。

イ 変更の承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合

二千四百円

ロ 変更の承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合

五千二百円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ第九号金額の欄八(1)から(5)までに定める額から八千円を減じた額）を加算した額

別表第一号の表の備考一中「九千三百円」を「八千六百円」に改め、同表の備考二中「七千四百円」を「六千八百円」に改め、同表の備考三中「同時に」の下に「当該認定に係る同号の遊技機と同一の型式に属する」を、「について」の下に「同号の」を加え、「それぞれ同号金額の欄イから八までに定める額から二千七百円」を「同号金額の欄の規定にかかわらず、同欄イの場合にあつては零円とし、同欄ロの場合にあつては四十円とし、同欄ハの場合にあつてはそれぞれ同欄八(1)から(5)までに定める額から八千円」に改め、同表の備考四中「同時に」の下に「当該遊技機試験に係る同号の遊技機と同一の型式に属する」を、「について」の下に「同号の」を加え、「二千三百円」を「一万四千三百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 平和資料館（第三百三十五条・第三百三十六条）」を「第一款 削除」に改める。

第三条の表企画財政部の項中

情報システム管理課	情報企画課
-----------	-------

を「

情報システム課

に改め、同表総務部の項中

入札執行	入札審査	入札企画
------	------	------

行課	査課	画課
----	----	----

を

入札審査課	入札課
-------	-----

に改め、同表環境部

みどり再生課	自然環境課
--------	-------

を

みどり自然

課

に改め、同表福祉部の項中「障害者自立支援課」を「障害者支援課」に、

子育て支援課	少子政策課
--------	-------

を

少子政策課

に改める。

第六条の二企画総務課の項第六号中「地域主権改革」を「地方分権改革」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条情報企画課の項第六号中「再編の推進」を「整備及び再編」に改め、同項に次の二号を加え、同項を同条情報システム課の項とする。

九 情報セキュリティに関すること。

十 情報システムの管理運営（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第六条の二システム管理課の項を削り、同条地域政策課の項第二号中「地域主権改革」を「地方分権改革」に改め、同条市町村課の項第四号中「情報企画課」を「情報システム課」に改める。

第七条総務事務センターの項第七号を削り、同条入札企画課の項を次のように改める。

入札課

一 契約事務に係る企画調整及び指導に関すること。

二 特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札に関すること。

三 特に指定された建設工事に係る総合評価の運営に関すること。

四 物品の調達に関すること。

五 契約局長の庶務に関すること。

第七条入札審査課の項に次の二号を加える。

四 電子入札共同システムの管理運営に関すること。

五 建設工事及び物品等の調達に係る検証に関すること。

第七条入札執行課の項を削る。

第七条の二広聴広報課の項第十四号中「との連絡調整」を「の管理」に改め、同条男女共同参画課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 社会福祉法の施行（主として婦人保護施設を運営する法人の認可等に係るものに限る。）に関すること。

第七条の三危機管理課の項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行（新型インフルエンザ等対策（医療、公衆衛生並びに県対策本部の設置及び廃止に係るものを除く。）に関する総合調整に係るものに限る。）に関すること。

第七条の四環境政策課の項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 エネルギーの有効利用に係る総合的企画及び調査研究に関すること。

第七条の四温暖化対策課の項第五号中「エコタウン課」を「環境政策課」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行に関すること。
第七条の四エコタウン課の項第二号を削り、同項第一号の号番号を削り、同条自然環境課の項を次のように改める。

みどり自然課

一 豊かな自然環境づくり並びに緑地の保全及び創出の推進に関すること。

二 みどりと川の再生に係る政策の総合調整に関すること。

三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関すること。

四 野生生物保護思想の普及啓発に関すること。

五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行に関すること。
と。

六 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例の施行に関すること。

七 都市緑地法の施行に関すること。

八 首都圏近郊緑地保全法の施行に関すること。

九 生産緑地法の施行に関すること。

十 都市公園法の施行（北本自然観察公園の管理に関することに限る。）に関するすること。

十一 地域地区（風致地区、特別緑地保全地区及び生産緑地地区に係るものに限る。）に関すること。

十二 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行（樹木等管理協定に関することに限る。）に関すること。

十三 埼玉県都市公園条例の施行（北本自然観察公園の管理に関することに限る。）に関すること。

十四 国立公園及び県立自然公園に関すること。

十五 埼玉県自然環境保全条例の施行に関すること。

十六 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の施行に関すること。

十七 砂利採取法の施行に関すること。

十八 採石法の施行に関すること。

十九 埼玉県土採取条例の施行に関すること。

二十 農地法に基づく農地の転用（砂利採取に係るものに限る。）に関すること。
と。

二十一 自然学習センターの管理に関すること。

二十二 埼玉県山西省友好記念館の管理に関すること。

二十三 長瀨射撃場の管理に関すること。

二十四 狭山丘陵いきものふれあいの里センターの管理に関すること。

二十五 さいたま緑の森博物館の管理に関すること。

二十六 彩の国みどりの基金及びさいたま緑のトラスト基金（会計管理課において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の四みどり再生課の項を削る。

第八条高齢介護課の項第八号を削り、同条障害者福祉推進課の項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「及び就労移行」を削り、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同条障害者自立支援課の項第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条障害者支援課の項とする。

四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。

第八条福祉監査課の項第三号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条少子政策課の項第三号中「主として」の下に「保育所及び」を加え、同項第四号中「施行（）」の下に「保育士、保育所、」を加え、同項第九号を次のように改める。

九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関すること。

第八条少子政策課の項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 子ども・子育て支援法の施行に関すること。

第八条子育て支援課の項を削る。

第九条保健医療政策課の項中第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 さいたま新都心第八―A街区の医療拠点等に係る企画及び調整に関する事務に関すること。

第九条保健医療政策課の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 地域医療提供体制の整備に係る共助の取組の推進に関すること。

第九条医療整備課の項第七号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく県立医療機関の整備」を「他の機関において所掌するもの」に改め、同条健康長寿課の項第九号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条疾病対策課の項に次の一号を加える。

十三 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行（危機管理課において所掌

するものを除く。)に関すること。

第十条産業支援課の項第五号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同項第六号中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改め、同条勤労者福祉課の項第二号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改め、同条就業支援課の項第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 武蔵浦和合同庁舎の管理に関すること。

第十一条農業政策課の項第十号中「農業者年金基金法」を「独立行政法人農業者年金基金法」に改め、同項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同条森づくり課の項第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 埼玉県水源地域保全条例の施行(他の機関において所掌するものを除く。)に関すること。

第十一条農村整備課の項第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第十二条道路政策課の項に次の一号を加える。

七 埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例の施行に関すること。

第十三条都市整備政策課の項第五号中「新都市医療拠点企画室長」を「保健医療政策課」に改め、同条都市計画課の項第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行(他の機関において所掌するものを除く。)に関すること。

第十三条公園スタジアム課の項第一号中「自然環境課」を「みどり自然課」に改め、同条建築安全課の項第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行(低炭素建築物に関することに限る。)に関すること。

第十三条住宅課の項第七号中「こと」の下に「(営繕課及び設備課において所掌するものを除く。)」を加える。

第十六条の二第一項第六号中「地域主権改革」を「地方分権改革」に改める。

第二十五条の二第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 地域において包括的な保健、医療、介護及び福祉サービスを提供するた

めの関係機関等の連携の確保に係る調整に関すること。

第四十四条第三号を削る。

第六十七条第二項に次の一号を加える。

十二 埼玉県水源地域保全条例に基づく事務（届出に関する事務に限る。）に
関すること。

第六十七条第三項中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号
ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 埼玉県水源地域保全条例に基づく事務（届出に関する事務に限る。）に
関すること。

第一百十条に次の一号を加える。

十三 埼玉県水源地域保全条例に基づく事務（届出に関する事務に限る。）に
関すること。

第一百三十一条の十五第一号中「係るものを除く。」を「あつては、違反是正に係
るものに限る。」に改める。

第三章第三節第一款を次のように改める。

第一款 削除

第一百三十五条及び第一百三十六条 削除

第八十七条の表埼玉県本人確認情報保護審議会の項中「ニシテ」を「ニシテ
クニシテ」に改め、同表中

埼玉県障害児通所 給付費等不服審査 会	障害者自立支援法の定めるところにより、知事の諮問に 応じ、市町村の障害児通所給付費等に係る処分に対す る審査請求の事件について調査審議する。
埼玉県障害児通所 給付費等不服審査 会	障害者自立支援法の定めるところにより、知事の諮問に 応じ、市町村の障害児通所給付費等又は地域相談支援 給付費等に係る処分に対する審査請求の事件について 調査審議する。

を

埼玉県障害児通所 給付費等不服審査 会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律の定めるところにより、知事の諮問に応 じ、市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費 等に係る処分に対する審査請求の事件について調査 審議する。
埼玉県障害児通所	児童福祉法の定めるところにより、知事の諮問に応 害

に

給付費等不服審査
会
じ、市町村の障害児通所給付費等に係る処分に対す
る審査請求の事件について調査審議する。

改める。

第百八十八条第一項の表本庁の項を次のように改める。

本庁	知事室長	知事の命を受け、知事の日程に係る調整、皇室に関する事務、報道機関との連絡及び調整に関する事務、要望及び陳情等の事務、行政情報の収集及び整理の事務、特に指定された事項その他の秘書の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	報道長	知事室長の命を受け、報道機関との連絡及び調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	総合調整幹	知事室長の命を受け、要望及び陳情等の事務、行政情報の収集及び整理の事務並びに特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第百八十八条第一項の表企画財政部の項及び総務部の項を次のように改める。

企画財政部	改革政策局長	上司の命を受け、職員定数、行政組織、職務権限、行政改革の推進、出資法人及び指定管理者に関する総合調整、外部監査等並びに情報通信技術に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	地域政策局長	上司の命を受け、市町村行財政の振興、地域の総合的な整備に係る政策の企画及び立案並びに県行政と市町村行政との総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
総務部	税務局長	上司の命を受け、税務行政に係る企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

	契約局長	上司の命を受け、契約事務に係る企画及び指導、競争入札の参加者の資格、物品の調達並びに県の建設工事のうち特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
--	------	--

第百八十八条第三項の表企画総務課及び福祉政策課の項中「及び福祉政策課」を「、福祉政策課及び保健医療政策課」に改め、同表職員健康支援課及び医療整備課の項の次に次のように加える。

入札課	技術評価幹	上司の命を受け、特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札並びに特に指定された建設工事に係る総合評価の運営に関する事務を処理するとともに、当該事務について、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
-----	-------	--

第百八十八条第四項中「、副室長若しくは技術評価幹」を「若しくは副室長」に改め、「、技術評価幹にあつては契約局長」を削り、同項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第百九十二条第一項の表地域機関の項中「、館にあつては館長」を削り、同条第三項の表地域機関の項中「、平和資料館にあつては副館長」及び「、館にあつては館付」を削り、「場、館等」を「場等」に改め、同表埼玉県農林総合研究センター及び埼玉県立精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

埼玉県環境科学国際センター	研究企画幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、所長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
埼玉県環境科学国際センター	副研究所長	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、研究所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

第百九十二条第三項の表地域振興センターの項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、福祉部障害者自立支援課に勤務している者は、別に辞令

を発せられない限り、同一の職により、福祉部障害者支援課に勤務を命ぜられた
ものとする。

規 則

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十一号

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「廣畑義久」を「岩崎康夫」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十二号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「、行政監察幹、技術評価幹及び新都心医療拠点企画室長」を「及び行政監察幹」に改める。

第九条第一項中「副報道長」の下に「、技術評価幹」を加える。

別表第二第十二号知事決裁事項の欄中13を14とし、12の次に次のように加える。

13 法第二百五十二条第二項又は第三項の規定に基づき、高等裁判所に対し、訴えをもつて市町村の不作为の違法の確認を求めること。

別表第二第十二号知事決裁事項の欄に次のように加える。

15 法第二百五十二条の十七の四第三項の規定に基づき、高等裁判所に対し、訴えをもつて市町村の不作为の違法の確認を求めること。

別表第二第二十五号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中11を14とし、1から10までを4から13までとし、同欄に1から3までとして次のように加える。

1 法第三条の第三第一項（法第三条の第十第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、計画段階環境配慮書を作成すること。

2 法第三条の九第一項（法第三条の第十第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合に、その旨を通知し、公表すること。

3 法第三条の第十第一項の規定に基づき、環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を通知すること。

別表第二第二十五号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄に次のように加える。

15 法第三十八条の二第一項の規定に基づき、報告書を作成すること。

別表第四企画財政部の表情報企画課の項機関名の欄中「ニシキト画繼」を「ニシキト繼」に改め、同表市町村課の項に次の一号を加える。

十三 犯罪による

犯罪による収益の移転防止に関する

<p>収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の施行に関する事務</p>	<p>る法律第十七条の規定に基づき、特定事業者（行政書士及び行政書士法人に限る。）に対し、違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずること。</p>
---	---

別表第四県民生活部の表男女共同参画課の項を次のように改める。

<p>課一 埼玉県男女共同参画推進条例（平成十二年埼玉県条例第十二号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>条例第十二条第一項の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下この項において「基本計画」という。）を策定すること。</p>	<p>1 条例第十二条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本計画を策定するに当たり、県民の意見を聴くこと。</p> <p>2 条例第十二条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本計画を公表すること。</p> <p>3 条例第十四条の規定に基づき、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を公表すること。</p>
<p>二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、解散を命ずること。</p>	<p>1 法第三十一条第四項の規定に基づき、法第三十条第二項の社会福祉法人の定款の認可申請に意見を付して、厚生労働大臣に送付すること。</p> <p>2 法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の認可を決定すること。</p> <p>3 法第四十三条第二項において準用する法第三十一条第四項の規定に基づき、法第三十条第二項の社会福祉法人の定款の変更の認可申請に意見を付して、厚生労働大臣に送付すること。</p>

4	法第四十三条第二項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更の認可を決定すること。
5	法第四十六条第二項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の認可又は認定をすること。
6	法第四十六条第四項において準用する法第三十一条第四項の規定に基づき、法第三十条第二項の社会福祉法人の解散の認可又は認定の申請に意見を付して、厚生労働大臣に送付すること。
7	法第四十七条の二第三項及び第四項の規定に基づき、社会福祉法人の解散及び清算に関し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。
8	法第四十九条第二項の規定に基づき、社会福祉法人の合併の認可をすること。
9	法第四十九条第三項において準用する法第三十一条第四項の規定に基づき、法第三十条第二項の社会福祉法人の合併認可申請に意見を付して、厚生労働大臣に送付すること。
10	法第五十六条第二項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。
11	法第五十六条第三項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、

下に「この項において」を加え、同項に次の一号を加える。

<p>四 新型インフル エンザ等対策特 別措置法（平成 二十四年法律第 三十一号。以下 この項において 「法」という。） の施行に関する 事務</p>	<p>1 法第二十条第二 項の規定に基づ き、新型インフル エンザ等対策に関 して政府対策本部 長が行う総合調整 に關し、政府対策 本部長に対して意 見を申し出るこ と。</p>	<p>1 法第二条第七号の規定に基づ き、指定地方公共機関（医療、医 薬品又は医療機器の製造又は販売 等の公益的事業を営む法人を除 く。）を指定すること。 2 法第四十二条第一項の規定に基 づき、指定行政機関の長等に対し、 当該指定行政機関等の職員の派遣 （医療に係るものを除く。）を要 請すること。</p>
	<p>2 法第二十四条第 三項の規定に基 づき、指定地方行政 機関の長等に対 し、その指名する 職員の派遣（医療 に係るものを除 く。）をするよう 求めること。</p>	
	<p>3 法第二十四条第 四項の規定に基 づき、政府対策本部 長に対し、新型イ ンフルエンザ等対 策に関する総合調 整を行うよう要請 すること。</p>	
	<p>4 法第二十四条第 五項の規定に基 づき、政府対策本部 長に対し、新型イ ンフルエンザ等対 策の実施に關し必</p>	

要な情報の提供を
求めること。

5 法第二十四条第
六項の規定に基づ
き、総合調整の関
係機関に対し、新
型コロナインフルエ
ンザ等対策の実施の
状況について報告又
は資料の提出（医
療に係るものを除
く。）を求めるこ
と。

6 法第三十三条第
二項の規定に基づ
き、関係市町村長
等及び指定公共機
関等に対し、必要
な指示（医療に係
るものを除く。）
をすること。

7 法第三十九条第
一項の規定に基づ
き、他の都道府県
知事等に対し、応
援（医療に係るも
のを除く。）を求
めること。

8 法第四十五条第
三項の規定に基づ
き、施設管理者等
に対し、同条第二
項の規定による要
請に係る措置を講

	<p>9 法第五十四条第三項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を行うべきことを指示すること。</p> <p>10 法第五十五条第二項の規定に基づき、特定物資（医薬品、医療機器等を除く。次の11において同じ。）を収用すること。</p> <p>11 法第五十五条第三項の規定に基づき、特定物資の生産等を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずること。</p>	
--	---	--

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号知事決裁事項の欄1中「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部」に改め、同欄5を同欄11とし、同欄4中「応急措置」を「災害応急対策」に、「都道府県知事に」を「都道府県知事等に対し、」に改め、同欄4を同欄9とし、その次に次のように加える。

10 法第七十四条の二第一項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に応援することを求めるよう求めること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号知事決裁事項の欄3を同欄6とし、その次に次のように加える。

7 法第七十二条第一項の規定に基づき、市町村長に対し、応急措置の実施又は応援について指示すること。

8 法第七十三条第一項の規定に基づき、市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を代わつて実施すること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号知事決裁事項の欄2中「現地災害対策本部」を「都道府県現地災害対策本部」に改め、同欄2を同欄3とし、その次に次のように加える。

4 法第六十条第五項の規定に基づき、市町村長が実施すべき措置の全部又は一部を代わつて実施すること。

5 法第七十一条第一項の規定に基づき、従事命令等を発し、又は施設等を管理し、使用し、若しくは収用すること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号知事決裁事項の欄1の次に次のように加える。

2 法第二十三条第三項の規定に基づき、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を任命すること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号知事決裁事項の欄に次のように加える。

12 法第八十六条の三第二項又は第八十六条の五の規定に基づき、被災住民の受入れについて、他の都道府県知事と協議すること。

13 法第八十六条の三第四項の規定に基づき、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議すること。

14 法第八十六条の四第一項の規定に基づき、市町村長が実施すべき措置の全部又は一部を代わつて実施すること。

15 法第八十六条の七第二項の規定に基づき、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずること。

16 法第八十六条の九第二項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関等に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示すること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号部長専決事項の欄8及び9中「第四十二条第四項」を「第四十二条第五項」に改め、同欄中14を削り、13を14とし、12の次に次のように加える。

13 法第六十条第六項の規定に基づき、市町村長の事務の代行の開始又は終了を公示すること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号部長専決事項の欄15を次のように改める。

15 法第七十二条第二項の規定に基づき、市町村長に対し、災害応急対策の実施又は応援を求めること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号部長専決事項の欄中16を30とし、15の次に次のように加える。

16 法第七十三条第二項の規定に基づき、市町村長の事務の代行の開始又は終了を公示すること。

17 法第七十四条の二第四項の規定に基づき、市町村長に対し、災害発生市町村長を応援することを求めること。

18 法第八十六条の三第三項の規定に基づき、他の都道府県知事と協議する旨を内閣総理大臣に報告すること。

19 法第八十六条の三第八項の規定に基づき、同条第七項の規定による報告の内容を協議元都道府県知事に通知すること。

20 法第八十六条の三第九項の規定に基づき、同条第八項の規定による通知の内容を都道府県外協議元市町村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

21 法第八十六条の三第十二項の規定に基づき、同条第十一項の規定による報告を受けた旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

22 法第八十六条の三第十三項の規定に基づき、同条第十二項の規定による通知を受けた旨を都道府県外協議先市町村長に通知すること。

23 法第八十六条の四第二項の規定に基づき、市町村長の事務の代行の開始又は終了を公示すること。

24 法第八十六条の五後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の三第九項の規定に基づき、同条第八項の規定による通知の内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

25 法第八十六条の五後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の三第十一項の規定に基づき、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認める旨を協議先都道府県知事等に通知し、並びに公示するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

26 法第八十六条の五後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の三第十三項の規定に基づき、法第八十六条の五後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の三第十一項の規定による通知を受けた旨を都道府県外協議先市町村長に通知すること。

27 法第八十六条の六第一項の規定に基づき、市町村長に助言をすること。

28 法第八十六条の六第二項の規定に基づき、内閣総理大臣に助言を求めること。

29 法第八十六条の七第一項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、必要

な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めること。

別表第四環境部の表環境政策課の項第八号部長専決事項の欄1中「第十条第一項」の下に「又は第五項」を加え、同欄2中「第二十条第一項」の下に「又は第五項」を加え、同表温暖化対策課の項に次の一号を加える。

<p>四 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三十号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>法第八条第一項又は第六項の規定に基づき、行動計画を作成し、又は変更すること。</p>	<p>1 法第八条の三第二項の規定に基づき、提案に基づき行動計画の作成又は変更をするか否かについて公表すること。 2 法第二十条の六第一項の規定に基づき、体験の機会の場の認定を取り消すこと。 3 法第二十条の七第一項の規定に基づき、県に代わつて事務を処理することにつき市町村と協議を行うこと。</p>
--	---	--

別表第四環境部の表産業廃棄物指導課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表自然環境課の項機関名の欄中「自然環境課」を「自然環境課」に改め、同項に次の四号を加える。

<p>九 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>条例第六条第一項の規定に基づき、広域緑地計画を策定すること。</p>	<p>1 条例第六条第二項の規定に基づき、広域緑地計画を公表すること。 2 条例第七条の規定に基づき、ふるさとの緑の景観地を指定し、若しくはその指定を解除し、又はその区域を変更すること。 3 条例第八条第一項の規定に基づき、ふるさとの緑の景観地の保全計画を決定すること。</p>
<p>十 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号。以下この項において「法」という。）の施行に関する</p>		<p>1 法第七条第六項（法第十条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）及び第十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、収用委員会に裁決を申請すること。</p>

<p>事務</p>		<p>2 法第九条第一項又は第二項（法第十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地の原状回復若しくは必要な措置をとるべき旨を命じ、又は当該原状回復等を自ら行い、若しくは他の者に行わせること。</p> <p>3 法第六十八条第一項の規定に基づき、緑地管理機構を指定すること。</p> <p>4 法第七十一条の規定に基づき、緑地管理機構に改善を命ずること。</p> <p>5 法第七十二条第一項の規定に基づき、緑地管理機構の指定を取り消すこと。</p>
<p>十一 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）の施行に関する事務</p>		<p>首都圏近郊緑地保全法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国土交通大臣の指定する近郊緑地保全区域について意見を述べること。</p>
<p>十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の施行に関する事務（風致地区、特別緑地保全地区及び生産緑地地区に係るものに限る。）</p>	<p>都市計画法第十八条第一項の規定に基づき、都市計画を定めること。</p>	

別表第四環境部の表みどり再生課の項を削る。

別表第四福祉部の表福祉政策課の項第一号事務の種類の中「（昭和二十六年法律第四十五号）」を削り、同表障害者福祉推進課の項第二号事務の種類の中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律」に改め、同号部長専決事項の欄5中「(障害児に係る自立支援医療費に係る部分に限る。)」を削り、同表障害者自立支援課の項機関名の欄中「聾唖聾盲」を「聾唖聾盲」に改め、同項第三号事務の種類の欄中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表福祉監査課の項第一号部長専決事項の欄中14を15とし、1から13までを2から14までとし、同欄に1として次のように加える。

1 法第二十四条の三第一項の規定に基づき、事務を適正に実施することができると認められる法人を指定し、事務の一部を委託すること。

別表第四福祉部の表福祉監査課の項第三号事務の種類の欄中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表少子政策課の項第二号事務の種類の欄中「(いう。)」の下に「、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下この項において「施行令」という。))及び児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)」を加え、同号部長専決事項の欄中6を12とし、2から5までを8から11までとし、同欄1中「(法)」の下に「第三十九条及び」を加え、同欄1を同欄7とし、同欄に1から6までとして次のように加える。

1 法第十八条の九第一項の規定に基づき、指定試験機関に保育士試験の全部又は一部を行わせること。

2 法第十八条の十の規定に基づき、指定試験機関の役員の選任及び解任に関し認可をし、又は役員の解任を命ずること。

3 法第十八条の十一第二項の規定に基づき、試験委員の選任及び解任に関し認可をし、又は試験委員の解任を命ずること。

4 法第十八条の十三の規定に基づき、試験事務規程に関し認可をし、又は変更を命ずること。

5 法第十八条の十四の規定に基づき、指定試験機関の事業計画及び収支予算に関し認可すること。

6 法第十八条の十五の規定に基づき、監督上必要な命令をすること。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

13 施行令第十一条の規定に基づき、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止すること。

14 施行令第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、指定試験機関の指定を取り消し、又は試験事務の停止を命ずること。

15 施行令第十四条の規定に基づき、保育士試験を行うこと。

16 児童福祉法施行規則第六条の十四第二項の規定に基づき、不正の行為によつて保育士の試験を受けようとした者等に対し、期間を定め、保育士試験を受けさせないこと。

別表第四福祉部の表少子政策課の項に次の一号を加える。

<p>五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	
<p>1 法第三条第一項及び第三項の規定に基づき、認定こども園の認定をすること。 2 法第三条第五項の規定に基づき、県が設置する認定こども園の公示をすること。 3 法第五条第一項の規定に基づき、有効期間を定めること。 4 法第十条第一項の規定に基づき、認定こども園の認定を取り消すこと。 5 法第十条第三項の規定に基づき、県が設置する認定こども園の公示を取り消し、その旨を公示すること。 6 法第十一条第一項の規定に基づき、認定こども園の認定及び認定の取消しをすることについて、地方公共団体の機関に協議すること。</p>	

別表第四福祉部の表子育て支援課の項を削る。

別表第四保健医療部の表健康長寿課の項第六号事務の種類の中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号部長専決事項の欄5を削り、同項に次の一号を加える。

<p>八 埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第五十二号。以下この項</p>	<p>条例第六条第一項及び第六項の規定に基づき、基本的事項を定め、又は変更すること。</p>	<p>1 条例第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本的事項を定めるに当たつて、あらかじめ県民等の意見を聴くために必要な措置を講ずること。</p>
--	--	--

において「条例」という。）の施行に関する事務

2 条例第六条第五項の規定に基づき、基本的事項を評価し、必要に応じ見直すこと。

別表第四保健医療部の表疾病対策課の項に次の一号を加える。

<p>六 新型インフル エンザ等対策特 別措置法（以下 この項において 「法」という。） の施行に関する 事務</p>	<p>1 法第七条第一項 の規定に基づき、 都道府県行動計画 を作成すること。 2 法第二十二條第 一項の規定に基づ き、都道府県対策 本部を設置するこ と。</p>	<p>1 法第二条第七号の規定に基づ き、指定地方公共機関（医療、医 薬品又は医療機器の製造又は販売 等の公益的事業を営む法人に限 る。）を指定すること。 2 法第八条第五項（同条第八項に おいて準用する場合を含む。）の 規定に基づき、市町村行動計画に ついて市町村長に対し、必要な助 言又は勧告をすること。 3 法第四十二条第一項の規定に基 づき、指定行政機関の長等に対し、 当該機関の職員の派遣（医療に係 るものに限る。）を要請すること。</p>
---	---	---

3 法第二十三條第
二項第五号の規定
に基づき、都道府
県対策本部の本部
員を任命するこ
と。

4 法第二十三條第
三項の規定に基
づき、都道府県対策
本部の副本部長を
指名すること。

5 法第二十四條第
三項の規定に基
づき、指定地方行政
機関の長等に対
し、その指名する
職員の派遣（医療
に係るものに限
る。）をするよう
求めること。

6 法第二十四條第

六項の規定に基づき、総合調整の関係機関に対し、新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出（医療に係るものに限る。）を求めるところ。

7 法第三十一条第三項（法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示すること。

8 法第三十三条第二項の規定に基づき、関係市町村長等及び指定公共機関等に対し、必要な指示（医療に係るものに限る。）をすること。

9 法第三十九条第一項の規定に基づき、他の都道府県知事等に対し、応援（医療に係るものに限る。）を求

めること。

10 法第四十八条第

二項の規定に基づき、同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすること。

11 法第四十九条第

二項の規定に基づき、臨時の医療施設を開設するため、土地等を使用すること。

12 法第五十四条第

三項の規定に基づき、医薬品等販売業者である指定公共機関等に対し、医薬品又は医療機器の配送を行うべきことを指示すること。

13 法第五十五条第

二項の規定に基づき、特定物資（医薬品、医療機器等に限る。次の14において同じ。）を収用すること。

14 法第五十五条第

三項の規定に基づき、特定物資の生産等を業とする者

	<p>に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずること。</p> <p>15 法第五十六条第三項の規定に基づき、同条第二項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする。</p>	
--	---	--

別表第四産業労働部の表就業支援課の項第一号部長専決事項の欄1から3までの規定中「障害者雇用支援センター」を「障害者就業・生活支援センター」に改め、同欄4から6までを削る。

別表第四農林部の表農業政策課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>十 犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する事務</p>		<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律第十七条の規定に基づき、特定事業者（農業協同組合及び農業協同組合連合会に限る。）に対し、違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずること。</p>
--------------------------------------	--	---

別表第四農林部の表森づくり課の項に次の一号を加える。

<p>九 埼玉県水源地域保全条例（平成二十四年埼玉県条例第二十二号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>条例第六条第一項及び第八項の規定に基づき、水源地域の指定及びその解除をすること。</p>	<p>1 条例第十一条の規定に基づき、土地所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告すること。</p> <p>2 条例第十二条第一項の規定に基づき、勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった旨及び当該勧告の内容を公表すること。</p>
---	---	---

別表第四農林部の表農村整備課の項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表第四国土整備部の表河川砂防課の項第四号事務の種類欄中「水防功労者報奨規則」を「水防功労者表彰規則」に改め、同号部長専決事項の欄中「水防功労者報奨規則」を「水防功労者表彰規則」に、「報賞の推せん」を「表彰の推薦」に改

める。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項第一号知事決裁事項の欄5中「に限る。」、法第八条第一項第一号に規定する用途地域及び」を「を除く。」、法第七条第一項に規定する区域区分、法第八条第一項第四号の二及び第十三号に掲げる地区並びに」に、「係るものを除く」を「係るものに限る」に、「軽易なもの」を「軽易な変更及びこれに起因して行うこととなる変更」に改め、同項第三号部長専決事項の欄中3を5とし、2を4とし、1を3とし、同欄に1及び2として次のように加える。

1 法第三十八条の六第一項の規定に基づき、計画段階配慮事項についての検討その他の手続等を事業者に代わるものとして行うこと。

2 法第三十八条の六第二項の規定に基づき、計画段階配慮事項についての検討その他の手続等を事業者に代わるものとして行うこと。

別表第四都市整備部の表市街地整備課の項第一号知事決裁事項の欄1中「防災街区の整備の方針」を「都市再開発の方針及び防災街区整備方針」に改め、同欄2中「防災街区の整備の方針」を「都市再開発の方針、防災街区整備方針」に改め、「都市施設」の下に「の変更並びに都市計画法施行令第十四条に規定する軽易な変更」を加え、同号部長専決事項の欄1中「防災街区の整備の方針」を「都市再開発の方針及び防災街区整備方針」に改め、同項第七号部長専決事項の欄中3を5とし、2を4とし、1を3とし、同欄に1及び2として次のように加える。

1 法第三十八条の六第一項の規定に基づき、計画段階配慮事項についての検討その他の手続等を事業者に代わるものとして行うこと。

2 法第三十八条の六第二項の規定に基づき、計画段階配慮事項についての検討その他の手続等を事業者に代わるものとして行うこと。

別表第四都市整備部の表公園スタジアム課の項第一号知事決裁事項の欄2中「の変更」の下に「及び都市計画法施行令第十四条に規定する軽易な変更」を加え、同号部長専決事項の欄3中「法第十一条の規定に基づき定めるものうち環境影響評価の対象とならない都市施設の変更に係るものに限る」を「この項知事決裁事項の欄2に該当するものを除く」に改め、同項第四号部長専決事項の欄中3を5とし、2を4とし、1を3とし、同欄に1及び2として次のように加える。

1 法第三十八条の六第一項の規定に基づき、計画段階配慮事項についての検討その他の手続等を事業者に代わるものとして行うこと。

2 法第三十八条の六第二項の規定に基づき、計画段階配慮事項についての検討その他の手続等を事業者に代わるものとして行うこと。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項に次の二号を加える。

<p>十一 犯罪による 収益の移転防止 に関する法律の 施行に関する事 務</p>		<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律第十七条の規定に基づき、特定事業者（宅地建物取引業者に限る。）に対し、違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずること。</p>
<p>十二 都市の低炭 素化の促進に関 する法律（平成 二十四年法律第 八十四号。以下 この項において 「法」という。） の施行に関する 事務</p>		<p>1 法第五十七条の規定に基づき、認定建築主に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。 2 法第五十八条の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定を取り消すこと。</p>

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第四危機管理防
災部の表危機管理課の項に一号を加える改正規定及び別表第四保健医療部の表疾病
対策課の項に一号を加える改正規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平
成二十四年法律第三十一号）の施行の日から施行する。

規 則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十三号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、副館長」を削り、「副研究所長」の下に「、研究企画幹」を加え、「、主席県民相談員」を削る。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号委任事務の欄24中「こと」の下に「（本庁において当該事務を所掌する場合を除く。）」を加え、同表福祉事務所長の項第九号専決事項の欄1中「33」を「34」に改め、同欄中36を37とし、31から35までを32から36までとし、30の次に次のように加える。

31 法第一百五十五条の三十五第三項の規定に基づき、新たに指定した介護サービス事業者に対し、調査を行うこと。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第十号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表児童相談所長の項第一号委任事務の欄14中「第二十八条第四項」を「第二十八条第三項」に改め、同表保健所長の項第十七号委任事務の欄中10を11とし、3から9までを4から10までとし、2の次に次のように加える。

3 法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定に基づき、業務を委託したとき及び委託に係る契約が効力を失ったときの届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十九号事務の種類欄中「母子保健法」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）附則第二十九条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の母子保健法」に改め、同号委任事務の欄中1及び2を削り、3を1とし、4を2とし、同項第四十二号を削り、同表家畜保健衛生所長の項に次の一号を加える。

十二 養蜂振興法

（昭和三十年法

1 法第三条の規定に基づき、届出

及び変更の届出を受理すること。

<p>律第百八十号。 以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>2 法第九条第一項の規定に基づき、報告を求め、又は職員に必要な場所に立ち入り、飼育の状況等を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p>
<p>別表第二地方機関の表消費生活支援センター所長の項第二号専決事項の欄4中「第二十二条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同項第四号委任事務の欄中1から7までを削り、8を1とし、その次に次のように加える。</p> <p>2 条例第二十一条の規定に基づき、指定管理者に対して、利用料金の減額又は免除について承認すること。</p> <p>別表第二地方機関の表消費生活支援センター所長の項第二号専決事項の欄9を削る。</p>		
<p>別表第二地方機関の表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第一号委任事務の欄11中「第二十二条の八第一項第五号から第九号まで」を「第六十条第一項第五号から第九号まで」に改め、同欄12中「第二十二条の十五」を「第七十二条」に改め、同号専決事項の欄14中「第二十二条の八第一項第十号」を「第六十条第一項第十号」に改め、同欄15中「第二十二条の十一第一項第三号又は第四号」を「第六十三条第一項第三号又は第四号」に改め、同欄16中「第二十二条の十一第一項第五号」を「第六十三条第一項第五号」に改め、同項に次の一号を加える。</p>		
<p>九 埼玉県水源地域保全条例（平成二十四年埼玉県条例第二十二号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 条例第七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、届出を受理すること（対象とする契約に係る土地の所在地が所管区域外にわたるものを除く。次の2から5までにおいて同じ。）。</p> <p>2 条例第八条第一項の規定に基づき、届出があつたときに市町村長に通知すること。</p> <p>3 条例第八条第二項の規定に基づき、届出に係る土地の利用に関し、市町村長に意見を求めること。</p> <p>4 条例第九条第一項又は第二項の規定に基づき、届出者に対し報告</p>

	<p>を求め、又は職員に届出に係る土地に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>5 条例第十条第一項の規定に基づき、届出者に対し必要な助言を行うこと。</p>

別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項第一号委任事務の欄11中「第二十二條の八第一項第五号から第九号まで」を「第六十條第一項第五号から第九号まで」に改め、同欄12中「第二十二條の十五」を「第七十二條」に改め、同号専決事項の欄14中「第二十二條の八第一項第十号」を「第六十條第一項第十号」に改め、同欄15中「第二十二條の十一第三号又は第四号」を「第六十三條第一項第三号又は第四号」に改め、同欄16中「第二十二條の十一第五号」を「第六十三條第一項第五号」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>十 埼玉県水源地域保全条例（以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>	
	<p>1 条例第七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、届出を受理すること（対象とする契約に係る土地の所在地が所管区域外にわたるものを除く。次の2から5までにおいて同じ。）。</p> <p>2 条例第八条第一項の規定に基づき、届出があつたときに市町村長に通知すること。</p> <p>3 条例第八条第二項の規定に基づき、届出に係る土地の利用に関し、市町村長に意見を求めること。</p> <p>4 条例第九条第一項又は第二項の規定に基づき、届出者に対し報告を求め、又は職員に届出に係る土地に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>5 条例第十条第一項の規定に基づき、届出者に対し必要な助言を行うこと。</p>

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第六号委任事務の欄4を削り、同表建築安全センター所長の項第八号委任事務の欄中1を削り、2を1とし、3から11までを2から10までとする。

別表第二公の施設の表平和資料館長の項を削り、同表精神保健福祉センター長の項第三号事務の種類の欄中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規則

埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十四号

埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県本人確認情報保護審議会規則（平成十四年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「企画財政部情報企画課」を「企画財政部情報システム課」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十五号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「管理担当部長、水道担当部長」を「管理部長、水道部長」に改め、「調整幹」の下に「企画参事」を加え、第四号を次のように改める。

四 病院局組織規程第九条に定める職のうち病院長、副病院長、地域医療連携室長、治験管理室長、地域連携・相談支援センター長、臨床腫瘍研究所長、図書館長、局長、副局長、部長、科長、医療安全管理室長、医幹、精神保健指導幹、主幹、感染症対策部長、主席技師長、副部長及び主席主幹の職

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規則

知事等を名あて人とする埼玉県規則の様式における敬称の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十六号

知事等を名あて人とする埼玉県規則の様式における敬称の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則

知事等を名あて人とする埼玉県規則の様式における敬称の取扱いの特例に関する規則（平成二十年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事等を名宛人とする埼玉県規則の様式における敬称の取扱いの特例に関する規則

本則中「名あて人」を「名宛人」に、「~~敬称~~」を「~~敬称~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十七号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県文書管理規則（平成十三年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「（次条の規定により文書館長に移管するものを除く。）」を削る。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した文書等（埼玉県文書管理規則第二条第一号の文書等をいう。）の管理については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十八号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「鍵」を「鍵」に改め、同条第一項中「守衛若しくは警備の職務に従事する主事又は」を削り、同条第二項中「主事又は」を削り、「主事等」を「指定を受ける者」に改める。

別表武蔵浦和合同庁舎の項中「通訳技術事務所長」を「産業労働部就業支援課長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十九号

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年埼玉県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第百六十七条の八第三項」を「第百六十七条の八第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十号

埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県県民活動総合センター管理規則（平成二年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「する者」を「する者（次項及び第四項において「利用申請者」という。）」に、「この項、第三項及び第五項並びに」を「この条及び」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「利用の許可を受けようとする者」を「利用申請者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、必要があると認めるときは、利用申請者に対し、利用の目的が確認できる書類の提出又は提示を求めることができる。

第九条第二項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

別表舞台設備の項中「コントラバス用いす」を「コントラバス用椅子」に、「そで幕」を「袖幕」に、「バレエ用シート」を「バレエ用シート」に、「脇台」を「脇台」に改め、同表パーソナルコンピュータの項中「視聴覚研修室」を「第一パソコン研修室」に改め、同表の注中「別表第一号備考一」を「別表第一号備考二」に改める。

様式第一号（一）中「あて先」を「宛先」に、「入場料の徴収及び営利性の有無等」を「入場料の徴収の有無等」に、

利用区分	利用条件
A 目的利用	B 一般

利用区分	利用条件
A 目的利用	B 一般

利用

に改め、同様式の注を同様式の注1とし、同様式の注に次の

様式第二号(三)中「団体名

」および「団体名
」または氏名

」、「代表者名」および「代表者名」、「利用の条件」および「利
用条件」に定める。

様式第二号(四)中「入場料の徴収及び公益性の有無等」および「入場料の徴収の有
無等」は、

「利用の 条件」	
-------------	--

「利用区分」 A目的利用 ・ B一般利用
利用条件」

。

様式第二号(五)中「小人」および「子供」は、

「利用の条件	
--------	--

」および

利用区分	
利用条件	

A目的利用 ・ B一般利用
」に定める。

様式第二号を次のように改める。

様式第3号(第2条関係)

埼玉県県民活動総合センタートレーニング室利用券

年 月 日

ト レ ー ニ ン グ 室

利 用 券

交 付 当 日 限 り 有 効

1人1回 円

埼玉県県民活動総合センター

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県民活動総合センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十一号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「運転免許証」の下に「、運転経歴証明書」を加え、同条第二項第二号中「又は日本国籍を有しない者」を削る。

別表高等看護学院入学試験（推薦選考を除く。）の項中「推薦選考を除く」を「一般選抜に限る」に改め、「順位」の下に「及び総得点」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表高等看護学院入学試験（推薦選考を除く。）の項の改正規定（「推薦選考を除く」を「一般選抜に限る」に改める部分に限る。）は平成二十五年五月二十八日から、第九条第二項第二号の改正規定は同年七月八日から施行する。

規 則

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（平成八年埼玉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「又は」を削り、「告げて」を「告げ、若しくは表示し、又は容易に認識できるよう表示せず」に、「勧誘する」を「勧誘し、又は契約を締結させる」に改め、同条第五号中「商品の販売若しくは役務の提供（以下」を「商品若しくは役務の取引（以下この号及び第十三号において」に、「商品の販売等」を「商品等の取引」に、「告げて」を「告げ、若しくは表示して、」に改め、同条第六号中「告げ、」の下に「若しくは表示し、」を、「告げないで」の下に「、若しくは表示しないで」を加え、同条第十三号中「かかわった商品の販売等」を「関わった商品等の取引」に改め、「告げ、」の下に「若しくは表示し、」を加え、「告げて」を「告げ、若しくは表示して」に改め、同条第十四号中「商品の販売等」を「商品の販売若しくは役務の提供（以下「商品の販売等」という。）」に改め、同条第十八号を同条第二十号とし、同条第十七号中「そそのかして」を「唆して」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十六号中「、判断力等の不足に乗じて、」を「及び財産の状況に照らして不適当と認められる」に改め、同号の次に次の二号を加える。

十七 高齢者その他の者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

十八 契約を締結するかどうかを判断するために必要な機会を確保することを妨げて、当該契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

第二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 消費者の事情の変更が容易に予想されるにもかかわらず、当該契約の履行期間又は当該契約の締結から当該契約の履行に着手するまでの期間が長期にわたる内容の契約を締結させる行為

第三条第一号中「消費者の」を「消費者及びその関係人（以下この号において「消費者等」という。）の」に、「消費者に」を「消費者等に」に、「消費者を」を「消費者等を」に改める。

第四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号中「そそのかして」を「唆して」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 契約の申込みの撤回等をするかどうかを判断するために必要な機会を確保することを妨げる行為

附 則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十三号

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「調査計画書」を「調査計画書等」に改め、同条第三項中「調査計画書」を「調査計画書等」に、「以下同じ」を「第三十二条第一項及び第三項において同じ」に改める。

第四条中「第六条、第十二条」を「第六条第一項、第十二条第一項」に、「第十九条及び第三十条の三」を「第十九条第一項及び第三十条の三第一項」に改める。

第五条の見出し中「時間及び」を削り、同条中「第六条、第十二条、第十九条及び第三十条の三」を「第六条第一項、第十二条第一項、第十九条第一項及び第三十条の三第一項」に改め、「時間は、午前九時から午後四時三十分までとし、その」を削り、同条の次に次の四条を加える。

（事業者による調査計画書等の公表）

第五条の二 条例第六条第二項の規定による調査計画書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 事業者のウェブサイトに掲載する方法

二 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載する方法

（調査計画書説明会の公告の方法）

第五条の三 条例第六条の二第二項の規定による公告は、日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布、掲示板への掲示その他の適当な方法のうち、二以上の方法により行わなければならない。

（調査計画書説明会に係る責めに帰することのできない理由）

第五条の四 条例第六条の二第三項の規則で定める事業者の責めに帰することのできない理由は、天災その他の不測の事態及び調査計画書説明会の開催の妨害とする。

（調査計画書の内容の周知）

第五条の五 条例第六条の二第三項の規定による周知は、次に掲げる方法のうち適

切な方法により行うものとする。

一 調査計画書を要約した書類を求めに応じて提供することを公告した後、当該調査計画書を要約した書類を求めに応じて提供する方法

二 調査計画書の概要を公告する方法

2 第五条の三の規定は、前項各号の規定による公告について準用する。

第七条第四項を次のように改める。

4 条例第十一条の規則で定める物については、第二条第三項の規定を準用する。

この場合において、同項中「調査計画書等」とあるのは、「準備書等」と読み替えるものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

(事業者による準備書等の公表)

第七条の二 条例第十二条第二項において準用する条例第六条第二項の規定による準備書等の公表については、第五条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「調査計画書等」とあるのは、「準備書等」と読み替えるものとする。

第八条から第十条までを次のように改める。

(準備書説明会等の公告の方法)

第八条 条例第十三条第二項において準用する条例第六条の二第二項の規定による公告及び条例第十五条第二項の規定による公告については、第五条の三の規定を準用する。

(準備書説明会に係る責めに帰することのできない理由)

第九条 条例第十三条第二項において準用する条例第六条の二第三項の規則で定める事業者の責めに帰することのできない理由については、第五条の四の規定を準用する。この場合において、同条中「調査計画書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書の内容の周知)

第十条 条例第十三条第二項において準用する条例第六条の二第三項の規定による周知については、第五条の五の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「調査計画書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

第二十条第三項を次のように改める。

3 条例第十八条第二項の規則で定める物については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「調査計画書等」とあるのは、「評価書等」と読み替えるものとする。

第二十条の次に次の一条を加える。

(事業者による評価書等の公表)

第二十条の二 条例第十九条第二項において準用する条例第六条第二項の規定による評価書等の公表については、第五条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「調査計画書等」とあるのは、「評価書等」と読み替えるものとする。

第二十八条第三項を次のように改める。

3 条例第三十条の二第二項の規則で定める物については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「調査計画書等」とあるのは、「事後調査書等」と読み替えるものとする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(事業者による事後調査書等の公表)

第二十八条の二 条例第三十条の三第二項において準用する条例第六条第二項の規定による事後調査書等の公表については、第五条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「調査計画書等」とあるのは、「事後調査書等」と読み替えるものとする。

第三十条第二項の表第四条第三項、第五条、第七条及び第八条の項中「第五条」の下に、「第六条第二項（第十二条第二項、第十九条第二項及び第三十条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十二条の項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同表第十三条から第十六条まで及び第十八条の項中「第十三条」を「第十三条第一項、第十四条」に改め、同条第四項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同条第九項中「第十九条」を「第十九条第一項」に改める。

第三十二条第一項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「当該調査計画書、」の下に「これを要約した書類、」を加え、「当該調査計画書の」を「これらの」に改め、同条第三項中「第六条」を「第六条第一項」に、「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「のうち知事が指定した事項に係る部分」を削り、同条第五項中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「第十九条」を「第十九条第一項」に改める。

別表第一の備考第二号中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

別表第三第二号口中「第三条第一項、第十条第一項又は第十八条第一項の規定による許可の申請」を「第三条第一項若しくは第十条第一項の規定による許可の申請又は第十八条第一項の規定による条例の制定」に改め、同表第二号の二口中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「第五十六条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第六十六条第二項」を「第七十九条第二項」に改め、同表第八号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同表第九号中「第四条第一項又は第二十五条の三第一項（同条第四項）」を「第四条第二項又は第二十五条

の三第二項（同条第七項）に、「認可の申請」を「協議」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定（同条の見出し中「時間及び」を削る部分及び同条中「時間は、午前九時から午後四時三十分までとし、その」を削る部分に限る。）並びに別表第一及び別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十四号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二十号の十五中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十五号

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号ハ（ル）中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第十六条第七号リ中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同条第十二号イ中「第二十二条の十一第一号」を「第六十二条第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第十二号イの改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

規則

埼玉県長瀬総合射撃場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十六号

埼玉県長瀬総合射撃場管理規則の一部を改正する規則

埼玉県長瀬総合射撃場管理規則（平成六年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県長瀬射撃場管理規則

第一条中「埼玉県長瀬総合射撃場条例」を「埼玉県長瀬射撃場条例」に、「埼玉県長瀬総合射撃場（）」を「埼玉県長瀬射撃場（）」に改める。

様式第一号（一）中「埼玉県長瀬総合射撃場利用（利用変更）申請書（個人用）」を「埼玉県長瀬射撃場利用（利用変更）申請書（個人用）」とし、「あて先」を「宛先」とし、「埼玉県長瀬総合射撃場指定管理者」を「埼玉県長瀬射撃場指定管理者」

「

利用射撃場	利用時間
トランプ	時分～時分
スキー	時分～時分
トランプ・スキート兼用	時分～時分

を「」

利用射撃場利用時間
を改める。」

様式第一号（二）を次のように改める。

様式第1号(2) (第2条関係)

埼玉県長瀬射撃場利用(利用変更)申請書(団体用)

年 月 日			
(宛先) 埼玉県知事 (埼玉県長瀬射撃場指定管理者)			
〒			
住所 _____			
団体名 _____ 電話() _____			
代表者名 _____			
担当者名 _____ 電話() _____			
次のとおり利用(利用変更)したいので、申請します。			
競技会等の名称			
利 用 日	年 月 日		
利 用 時 間	時 分～ 時 分		
利 用 射 撃 場	利 用 射 座 数	利 用 予 定 人 員	
ライフル	小 口 径	射座	人
大口徑	50m	射座	人
	300m・150m・100m	射座	人
空 気 銃	射座	人	
利用変更の内容	日時の変更・追加 施設の変更・追加		
備 考			

注 利用変更の内容欄は、利用変更申請の場合にのみ記入してください。

様式第二号（一）中「埼玉県長瀬総合射撃場利用（利用変更）許可書（個人用）」

利 用 射	利 用 射	
	ト ラ	キ
散 弾 銃	ス	トラップ・

※「埼玉県長瀬射撃場利用（利用変更）許可書（個人用）」は、

撃 場	利 用 時 間
ツ プ	時 分～ 時 分
ー ト	時 分～ 時 分
スキート兼用	時 分～ 時 分

※「利
用
射
撃」

場	利 用 時 間
---	------------------

は、「埼玉県長瀬総合射撃場指定管

理者」※「埼玉県長瀬射撃場指定管理者」に定める。

様式第二号（二）を次のように定める。

規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十七号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十九年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「老人ホーム設置届」を「養護老人ホーム等設置届」に改める。

第五条第二項中「老人ホーム変更届」を「養護老人ホーム等変更届」に改め、同条第三項中「老人ホーム入所定員減少（増加）届」を「養護老人ホーム等入所定員減少（増加）届」に改め、同条第四項中「老人ホーム入所定員減少（増加）認可申請書」を「養護老人ホーム等入所定員減少（増加）認可申請書」に改める。

第六条第二項中「老人ホーム廃止（休止）届」を「養護老人ホーム等廃止（休止）届」に改め、同条第三項中「老人ホーム廃止（休止）認可申請書」を「養護老人ホーム等廃止（休止）認可申請書」に改める。

様式第一号を次のように改める。

老人居宅生活支援事業開始届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊞

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

老人福祉法による老人居宅生活支援事業を開始したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
- 7 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）
- 8 事業開始の予定年月日

添付資料

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 市町村の委託を受けて老人居宅生活支援事業を行おうとする者にあつては、当該委託に係る契約書

「住所」 氏名又は名称
代表者氏名

様式第二号及び様式第三号中「あて先」を「宛先」とし、

「住所」
氏名
を
④
「法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名」
⑤
と改める。

様式第四号から様式第六号までを次のように改める。

老人デイサービスセンター等設置届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊟

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

老人デイサービスセンター

老人福祉法による老人短期入所施設を設置したいので、下記のとおり届け出

老人介護支援センター

ます。

記

- 1 施設の名称及び種類
- 2 施設の所在地
- 3 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - (1) 建物（規模及び構造）
 - (2) 設備
 - (3) 土地（敷地の面積及び借地等の有無）
- 4 施設の運営の方針（運営規程等）
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
- 8 入所定員（老人短期入所施設の場合）

定員 人
- 9 事業開始の予定年月日
- 10 その他
 - (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
 - (2) 収支予算書及び事業計画書
 - (3) 当該区域外に施設を設置しようとする市町村にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
 - (4) 市町村以外の者にあつては、定款その他の基本約款

添付資料

3の詳細を記載した土地及び建物の平面図、建物の立体図及び立面図並びに設備の配置図

(宛先)

埼玉県知事

市町村長 印
(地方独立行政法人の長 印)

老人福祉法による養護老人ホーム
特別養護老人ホームを設置したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 施設の地理的状況
- 3 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - (1) 建物（規模及び構造）
 - (2) 設備
 - (3) 土地（敷地の面積、借地等の有無）
- 4 施設の運営の方針（運営規程等）
- 5 入所定員
定員 人
- 6 職員の定数及び職務の内容
- 7 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日
- 9 その他
 - (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
 - (2) 市町村が当該市町村の区域外に設置しようとする場合にあっては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
 - (3) 事業計画書及び予算書
 - (4) 地方独立行政法人が設置しようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
 - イ 定款その他の基本約款
 - ウ 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書
 - (5) 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあっては、次に掲げる書類
 - ア 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第76条（条例第117条において準用する場合を含む。）又は第103条（条例第121条において準用する場合を含む。）に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
 - イ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - ウ 職員の勤務の体制及び勤務形態
 - エ 条例第96条第1項（条例第111条、第117条又は第121条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（条例第96条第2項（条例第111条、第117条又は第121条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

添付資料

- 3の詳細を記載した土地及び建物の平面図、建物の立体図及び立面図並びに設備の配置図

（宛先）

埼玉県知事

申請に係る施設の設置者

所在地

名称

代表者氏名

㊟

老人福祉法による養護老人ホーム
特別養護老人ホームの設置について認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 施設の地理的状況
- 3 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - (1) 建物（規模及び構造）
 - (2) 設備
 - (3) 土地（敷地の面積、借地等の有無）
- 4 施設の運営の方針（運営規程等）
- 5 入所定員
定員 人
- 6 職員の定数及び職務の内容
- 7 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日
- 9 その他
 - (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
 - (2) 事業計画書及び予算書
 - (3) 資産の状況を記載した書類
 - (4) 定款その他の基本約款
 - (5) 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書
 - (6) 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第76条（条例第117条において準用する場合を含む。）又は第103条（条例第121条において準用する場合を含む。）に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
 - イ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - ウ 職員の勤務の体制及び勤務形態
 - エ 条例第96条第1項（条例第111条、第117条又は第121条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（条例第96条第2項（条例第111条、第117条又は第121条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

添付資料

- 3の詳細を記載した土地及び建物の平面図、建物の立体図及び立面図並びに設備の配置図

「住所」
氏名又は名称
代表者氏名
④」

「住所」
氏名
④ 「老人サービスセンター」
「法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」
「老人短期入所施設」
「老人短期入所施設」

人 短期入所施設
人 介護支援センター」

「老人ホーム変更届」
「養護老人ホーム等変更届」
「あて先」
「老人ホームの設置者」
「届出に係る施設の設置者」
「宛先」
住所
「老人ホームとして」

「養護老人ホームとして」
「特別養護老人ホームとして」

「老人ホーム入所定員減少（増加）届」
「養護老人ホーム等入所定員減少（増加）届」
「あて先」
「市町村長」
「市町村長」
「地方独立行政法人の長」
「養護特別養護老人ホームとして」

「老人ホームとして」
「養護老人ホームとして」

「老人ホーム入所定員減少（増加）認可申請書」
「養護老人ホーム等入所定員減少（増加）認可申請書」
「あて先」
「宛先」
「老人ホームとして」
「養護特別養護老人ホームとして」

「申請に係る施設の設置者」
「老人ホームとして」
「養護特別養護老人ホームとして」
住所

「あて先」
「宛先」
氏名又は名称
代表者氏名
④」

「住所」
氏名
④ 「老人サービスセンター」
「法人にあつては、主たる事務所の」
「老人短期入所施設」
「老人短期入所施設」

「所在地、名称及び代表者の氏名」

人デインサービスセンター

人短期入所施設」に「便宜を受け」や「便宜若しくは援助を受け、」に

人介護支援センター」

改める。

様式第十二号から様式第十四号までを次のように改める。

様式第12号（第6条関係）

養護老人ホーム等廃止（休止）届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長
（地方独立行政法人の長 ）

老人福祉法による養護老人ホーム
特別養護老人ホームを廃止（休止）したいので、下記のとおり届け
出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 施設廃止（休止）の理由
- 3 現に入所している者に対する措置
- 4 廃止予定年月日（休止予定期間）

添付資料

- （1） 施設の規模及び構造
 - ア 敷地その他施設に供した土地の面積
 - イ 建築面積及び延べ面積
 - ウ 配置図及び各階平面図（国庫補助金を受けた部分を明示すること。）
- （2） 施設の事業成績
- （3） 施設財産の見積額（国庫補助金を受けた部分の価格を明記すること。）
- （4） 施設財産の処分方法（廃止の場合）

注意 整備費について国又は県から補助金を受けていない場合は、（1）及び（3）
については、添付は不要

様式第13号（第6条関係）

養護老人ホーム等廃止（休止）認可申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請に係る施設の設置者

所在地

名称

代表者氏名

㊟

老人福祉法による養護老人ホームの廃止（休止）について認可を受けたいので、
特別養護老人ホーム

下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 施設廃止（休止）の理由
- 3 現に入所している者に対する措置
- 4 廃止予定年月日（休止予定期間）

添付資料

- （1） 施設の規模及び構造
 - ア 敷地その他施設に供した土地の面積
 - イ 建築面積及び延べ面積
 - ウ 配置図及び各階平面図（国庫補助金を受けた部分を明示すること。）
- （2） 施設の事業成績
- （3） 施設財産の見積額（国庫補助金を受けた部分の価格を明記すること。）
- （4） 施設財産の処分方法（廃止の場合）

注意 整備費について国又は県から補助金を受けていない場合は、（1）及び（3）
については、添付は不要

(宛先)

埼玉県知事

届出に係る施設の設置者

住所

氏名

㊞

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

老人福祉法による有料老人ホームを設置したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び設置予定地
 - 2 事業開始の予定年月日
 - 3 施設の管理者の氏名及び住所
 - 4 施設において供与される介護等の内容
 - 5 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - (1) 建物（規模及び構造）
 - (2) 設備
 - (3) 土地（敷地の面積及び借地等の有無）
 - 6 施設の運営の方針
 - 7 入居定員及び居室数
 - 8 老人福祉法第29条第7項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
 - 9 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
 - 10 その他
 - (1) 条例、定款その他の基本約款
 - (2) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けたことを証する書類
 - (3) 設置者の直近の事業年度の決算書
 - (4) 市場調査等による入居者の見込みを記載した書類
 - (5) 職員の配置計画書
 - (6) 医療施設との連携の内容を記載した書類
 - (7) 長期の収支計画書
 - (8) 入居契約書及び重要事項説明書
 - (9) 8の前払金について保全措置を講じたことを証する書類
 - (10) 老人福祉法施行規則第20条の5第9号及び第10号に規定する内容
- 添付資料
- (1) 5の詳細を記載した土地及び建物の平面図、建物の立体図及び立面図並びに設備の配置図
 - (2) その他知事が必要と認める書類

「老人ホームの設置
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

「届出に係る施設の設置者

住所

を 氏名

④ ⑤ 「有料老人ホーム」

⑥ 「法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名」

ムに」を「(施設名)に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第七号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

- 1 この規則は平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十九号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成十八年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第一項第一号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

様式第一号（二）を削り、様式第一号（一）を様式第一号とし、同様式を次のように改める。

自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）※1

受診者 氏名	(姓)										性別		生 年 月 日				明治・大正・昭和・平成		年齢			
	(名)										男・女	年	月	日	年	月	日	歳				
受診者 居住地	〒										連絡先											
保護者氏名											受診者との続柄				父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母 親類・同居者・その他()							
保護者居住地	〒										連絡先											
受診者の被保険者証の記号及び番号	記号	番号																				
受診者と同じ保険の加入者																						
該当する所得区分 ※2	生保・中国・低1・低2・中間1・中間2・一定以上										重症かつ継続 ※2				該当・非該当							
精神障害者保健福祉手帳番号																						
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局、指定訪問看護事業所等を含む。)	<病院・診療所>										医療機関の名称				所在地				連絡先			
治療方針の変更 ※2・※4	有	無	前年度の申請書への意見書(診断書)の添付 ※2・※4				有	無	希望する有効期間の満了日 ※5													
上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。																						
年 月 日										申請者氏名 (自署又は記名押印)												
(宛先) 埼玉県知事																						
										収 受 印												

- ※1 新規・再認定・変更（自己負担限度額、指定自立支援医療機関及び有効期間の変更認定の申請の場合）のいずれかに○を付してください。
- ※2 該当する区分に○を付してください。
- ※3 再認定又は変更の方のみ記入してください。
- ※4 再認定の方のみ記入してください。
- ※5 1年未満の有効期間を希望する方のみ記入してください。

注意

- 1 申請書には、自立支援医療（精神通院医療）意見書（診断書）（様式第2号）（以下「意見書」という。）を添付して、居住地の市町村の窓口に申請してください。ただし、前年度から治療方針の変更がなく、かつ、前年度に意見書を提出した方は除きます。
- 2 本件申請と精神障害者保健福祉手帳の交付申請を同時に行う場合には、精神障害者保健福祉手帳の交付申請書に所定の診断書を添付することにより、本件申請書への意見書の添付を省略することができます。

様式第二号(二)を削り、様式第二号(一)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第三号(二)を削り、様式第三号(一)を様式第三号とする。

様式第四号(二)を削り、様式第四号(一)中「・子」を削り、「あて先」を「宛先」に、「様式第一号(一)」を「様式第一号」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第五号(二)を削り、様式第五号(一)中「・子」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第六号(一)を次のように改める。

指定自立支援医療機関指定申請書 (病院・診療所) (精神通院医療)

病 院 診 療 所	ふ り が な			
	名 称			
所 在 地	〒	連絡先		
	住所又は所在地	〒		
	住所又は所在地	〒		
	住所又は所在地	〒		
開 設 者	ふ り が な			
	氏 名 又 は 名 称			
	生年月日 ※	年 月 日	職 名 ※	
医 療 機 関 番 号				
標ぼうしている診療科名 (担当しようとする自立支援医療の種類に係があるものに限る。)				
主として担当する 医 師 の 氏 名			経 歴	別紙 1 の とおり
役員の氏名、生年月日、 役 職 及 び 住 所	別紙 2 のとおり			
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 9 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (精神通院医療) として指定を受けたいので申請します。</p> <p>また、同条第 3 項において準用する同法第 3 6 条第 3 項第 4 号から第 6 号まで又は第 8 号から第 1 3 号までのいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 埼玉県知事</p> <p>医療機関の開設者 住所又は所在地 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>				

注意 ※欄は、開設者が個人である場合のみ記入してください。

経 歴 書

氏 名 (自署又は記名押印)	生年月日		現 住 所
	年 月 日	年 月 日	
年 月 日	任	免	事 項

様式第六号（二）（別紙一から別紙十までを除く。）を次のように改める。

様式第 6 号 (2)

指定自立支援医療機関指定申請書 (病院・診療所) (育成医療・更生医療)

病 院 診 療 所	ふ り が な			
	名 称			
所 在 地	〒	連絡先		
	住所又は所在地	〒	連絡先	
開 設 者	ふ り が な			
	氏 名 又 は 名 称			
	生 年 月 日 ※	年 月 日	職 名 ※	
	医 療 機 関 番 号			
<p>標ぼうしている診療科名 (担当しようとする自立支援医療の種類に係があるものに限る。)</p>				
<p>担当しようとする自立支援医療の種類</p>				
主として担当する医師又は歯科医師の氏名		経 歴	別紙 1 のとおり	
自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要		別紙 2 のとおり		
役 員 の 氏 名 、 生 年 月 日 、 役 職 及 び 住 所		別紙 1 1 のとおり		
<p>診療所にあつては、収容施設の有無及び収容定員 有 (人) ・ 無</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 9 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) として指定を受けたいので申請します。</p> <p>また、同条第 3 項において準用する同法第 3 6 条第 3 項第 4 号から第 6 号まで又は第 8 号から第 1 3 号までのいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p>埼玉県知事</p> <p>医療機関の開設者 住所又は所在地 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">㊤</p>				

注意 ※欄は、開設者が個人である場合のみ記入してください。

様式第六号(二)の別紙一の注意1中「育成医療・更生医療を担当しようとする
結句は、」を削り、同様式の別紙一の注意2中「^{ひな}腎臓」を「腎臓」に改め、同様式
の別紙七から別紙十までの規定中「^{ひな}の用ひ」を「^{ひな}」に改め、同様式に
別紙十一として次のように加える。

様式第七号（一）から様式第九号までを次のように改める。

様式第7号(1)

指定自立支援医療機関指定申請書(薬局)(精神通院医療)

薬局	ふりがな		
	名称		
所在地	〒	連絡先	
	住所又は所在地	〒	
開設者	ふりがな		
	氏名又は名称		
	生年月日 ※	年 月 日	職名 ※
管理薬剤師の氏名		略	別紙1のとおり
医療機関番号			
調剤のために必要な設備及び施設の概要	別紙2のとおり		
役員の氏名、生年月日、役職及び住所	別紙3のとおり		
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定を受けたいので申請します。</p> <p>また、同条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで又は第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p>埼玉県知事</p> <p>薬局の開設者 住所又は所在地 氏名又は名称</p>			

㊦

注意 ※欄は、開設者が個人である場合のみ記入してください。

経 歴 書

(ふりがな) 氏 名 (自署又は記名押印)	生年月日	年 月 日
	住 所	
最 終 学 歴	学 位	
年 月	主 な 職 歴	

注意 主な職歴欄については、職歴ごとに調剤業務を担当していたことが分かるように「調剤」等を記載してください。

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造	調剤室の面積	m ²
	設備の名称	
必要な設備及び施設		

注意 必要な設備及び施設欄には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に規定するもの以外のものである場合にのみ、その主なものを記載してください。

様式第7号(2)

指定自立支援医療機関指定申請書(薬局)(育成医療・更生医療)

薬局	ふりがな		
	名称		
所在地	〒	連絡先	
	住所又は所在地	〒	連絡先
開設者	ふりがな		
	氏名又は名称		
	生年月日 ※	年 月 日	職名 ※
	管理薬剤師の氏名		略 歴
医療機関番号		別紙1のとおり	
調剤のために必要な設備及び施設の概要		別紙2のとおり	
役員の氏名、生年月日、役職及び住所		別紙3のとおり	
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として指定を受けたいので申請します。</p> <p>また、同条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで又は第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p>埼玉県知事</p> <p>薬局の開設者 住所又は所在地 氏名又は名称</p>			

㊦

注意 ※欄は、開設者が個人である場合のみ記入してください。

経 歴 書

(ふりがな) 氏 名 (自署又は記名押印)	生年月日	年 月 日
	住 所	
最 終 学 歴	学 位	
年 月	主 な 職 歴	

注意 主な職歴欄については、職歴ごとに調剤業務を担当していたことが分かるように「調剤」等を記載してください。

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造	調剤室の面積		m ²
	設備の名称	施設の名称	
必要な設備及び施設			

注意 必要な設備及び施設欄には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に規定するもの以外のものがある場合にのみ、その主なものを記載してください。

指定自立支援医療機関指定申請書 (指定訪問看護事業者等) (精神通院医療)

指定訪問看護事業者等	ふりがな					
	名称					
	主たる所在地	〒				
	連絡先					
代表者	住所	(ふりがな) 氏名				
		生年月日				
	ふりがな	職				
		名				
訪問看護師等	所在地	〒				
		連絡先				
指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者番号	職員の定数	保健師	看護師	理学療法士	作業療法士	その他 () 人
		人	人	人	人	人
役職	氏名、生年月日、住所	別紙のとおり				
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 9 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (精神通院医療) として指定を受けたいので申請します。</p> <p>また、同条第 3 項において準用する同法第 3 6 条第 3 項第 4 号から第 6 号まで又は第 8 号から第 1 3 号までのいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 埼玉県知事</p> <p>指定訪問看護事業者等 住所又は所在地 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>						

様式第 8 号 (2)

指定自立支援医療機関指定申請書 (指定訪問看護事業者等) (育成医療・更生医療)

指定訪問看護事業者等	ふりがな							
	名称							
	主たる所在地	〒						
	連絡先							
	代表者	住所						
	(ふりがな) 氏名							
	生年月日							
	職名							
	ふりがな							
	名称							
	所在地	〒						
	連絡先							
訪問看護師等 ステーション等	所在地							
指定訪問看護事業者又は 指定居宅サービス事業者番号	職員の定数	保健師	看護師	理学療法士	作業療法士	その他 ()	人	
職員の氏名、生年月日、 役職及び住居	別紙のとおり	人	人	人	人	人	人	
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) として指定を受けたいので申請します。</p> <p>また、同条第 3 項において準用する同法第 36 条第 3 項第 4 号から第 6 号まで又は第 8 号から第 13 号までのいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p>埼玉県知事</p> <p>指定訪問看護事業者等 住所又は所在地 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p>								

指定自立支援医療機関変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

医療機関の名称

所在地

開設者の氏名又は名称

㊦

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定により、指定を受けた内容を次のとおり変更しましたので届け出ます。

担当する医療の種類			
	①	変更前	
変更事項	②	変更後	
		変更前	
		変更後	
	③	変更前	
		変更後	
		変更後	
変更年月日	①	年 月 日	
	②	年 月 日	
	③	年 月 日	
変更事由	①		
	②		
	③		

様式第十号及び様式第十一号中「あて先」を「宛先」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正前の障害者自立支援法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十号

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則

(昭和五十八年埼玉県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「入館料」を「利用料金」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十一号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十八年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第二号（別紙及び付表一から付表十四までを略す。）中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様

式の付表八その一中

「居間実施サービスの定員（人）」		
合計	介護給付対象者	訓練等給付対象者

「居間」			
者	特定旧法受給者	定員緩和措置の有無	有・無

実施サービスの定員（人）

合計	介護給付対象者	訓練等給付対象者
	特定旧法受給者	

に改め、同様式の付表八その一の備考中

4を削じ、5を4とし、同備考6中「従業員」を「従業者」に改め、同備考6を同備考5とし、同備考7から10までを同備考6から9までとし、同様式の付表八その二の備考5中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び

運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）附則第3条から第20条まで」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年埼玉県条例第67号）附則第2条第3号」に記載し、同業法の第13条第1項第2号に「就労移行支援事業に係る多機能型による事業を実施する場合は記載事項（総括表）その

「

定員緩和措置の有無		有・無		
定員(人)	合計	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)

」

就労移行支援 (一般型)	就労移行支援 (資格取得型)	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	定員(人)
-----------------	-------------------	----------------	----------------	-------

合計	生活介護 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援 (一般型)	就労移行支 (資格取得
----	----------------	----------------	-----------------	----------------

援 型)	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	記載し、同業法の第13条第2項第2号に	
---------	----------------	----------------	---------------------	--

「就労継続支援事業に係る多機能型による事業を実施する場合は記載事項（総括表）その
1の備考5を記入し、6から12の欄を記入する。

業法の第13条から第17条までの規定中「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に記載する部分及び同業法の付表8その2の備考5の改正規定を
除く。）」は、公布の日から施行する。

附 則

- この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、様式第二号の改正規定（「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に記載する部分及び同業法の付表8その2の備考5の改正規定を除く。）」は、公布の日から施行する。
- 改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用するこ
うができる。

規 則

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十二号

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則を廃止する規則

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成二十二年埼玉県規則第七十二号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に支給された子ども手当については、この規則による廃止前の職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則第二条から第四条まで及び第六条第六号の規定は、なおその効力を有する。

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十三号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二の二第4③中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改める。

有 ・ 無	「 第三条第八号の三の二第2中 」	設備	指導訓練室	
	「 」	設備基準上の数 値記載項目等	指導訓練室	基準上 ㎡（児童1 人当たり）

指導訓練室 相談 の必要値	指導訓練室 相談 室 便所（設置部 分を ）	㎡（児童1 人当たり）以上
------------------	---------------------------------	------------------

「
」及び「
」

「 」	設備	指導訓練室	有 ・
「 」	設備基準上の数 値記載項目等	指導訓練室	基準上の必要値 ㎡（児童1人当たり） 以上

「
」

「 」	多機能型実施の有無	有 ・ 無
--------	-----------	-------

「 」	協力医療機関	名称	主な
「 」	多機能型実施の有無		有 ・

「
」

診療科名	
無	

様式第三十九号（裏面）を次のように改める。

児童福祉法抜粋

第 2 8 条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第 2 7 条第 1 項第 3 号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

(1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第 2 7 条第 1 項第 3 号の措置を採ること。

(2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適當であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第 2 7 条第 1 項第 3 号の措置を採ること。

2 前項第 1 号及び第 2 号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から 2 年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第 2 7 条第 1 項第 2 号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

3 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

第 2 9 条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

第 6 1 条の 5 正当の理由がないのに、第 2 9 条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、5 0 万円以下の罰金に処する。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、様式第三十九号（裏面）の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十三年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」及び「医療法施行規則第21条第1項」を「医療法施行条例第6条各号」に改める。

様式第四号中「あて先」を「宛先」及び「医療法施行規則第21条の4第1項に掲げる」を「医療法施行条例第8条で定める」に改める。

様式第五号を次のように改める。

年 月 日

(宛先) 保健所長

住所
氏名
電話番号



診療所・助産所開設届

次のとおり、医療法第8条の規定により届け出ます。

名称

開設の場所
電話番号 ファクシミリ番号

診療科目

診療所
開設者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは、その旨

助産所
開設者が同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときは、その旨

助産所
開設者が現に助産所を開設し、若しくは管理し、又は病院、診療所若しくは助産所に勤務するものであるときは、その旨

助産所
開設者が同時に2以上の助産所を開設しようとするものであるときは、その旨

敷地面積 m²

建物の構造及び医療機関部分の面積	鉄骨又は鉄筋コンクリート 木造 その他 ()	階建ての 階部分(自己所有・借家) m ²
------------------	----------------------------	-------------------------------------

敷地の平面図
建物の構造概要及び平面図 } (別紙)

従 業 者 定 員

医師	歯科 医師	薬剤師	栄養士	診療放射線技 師	臨床・ 衛生検 査技師	歯科衛 生士	看(准) 護 師	助産師	その他	計

病床数及び病床の種類ごとの病床数並びに各病室の病床数 (入所数)

病床種別	病室番号	病床数	病床種別	病室番号	病床数
		床			床
		床			床
		床			床
		床			床
		計 一般 療養 床			室 室 床 床

歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要

開設年月日	年 月 日	
	住 所	
管 理 者	氏 名	

診療に従事する医師及び歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間

氏 名	職 名	診療科名	診療日	診 療 時 間	雇用年月日

勤務する薬剤師がいる場合は、その氏名

氏 名	摘 要

分べんを取り扱う助産所にあつては、嘱託医師の住所及び氏名				
住	所	氏	名	診療科名
分べんを取り扱う助産所にあつては、嘱託する病院又は診療所の住所及び名称				
住	所	名 称		
助産所にあつては、助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間				
氏	名	勤 務 日	勤 務 時 間	摘 要

- 備考 1 医師又は歯科医師にあつては、臨床研修修了登録証又は免許証の写し及び履歴書を添付すること。
- 2 助産師にあつては、免許証の写し及び履歴書を添付すること。
- 3 助産所の嘱託医師及び嘱託医療機関の記載に当たつては、嘱託した旨の書類を添付すること。

様式第十九号中「あて先」を「宛先」とし、「医療法施行規則第21条第1項」を「医療法施行条例第6条各号」とし、回線別の備考を回線別の備考2とし、回線別に備考1として次のように加える。

- 1 医師又は歯科医師にあつては、臨床研修修了登録証又は免許証の写し及び履歴書を添付すること。

様式第二十号中「あて先」を「宛先」とし

診療用放射線装置の概要	
台	用
開設予定年月日	年

開設予定年月日	年
---------	---

製	型	KV	mA
月	日		
月	日		

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十五号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和五十二年埼玉県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条から第八条までを削る。

第九条中「規則」を「母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号。第三条第二項において「規則」という。）」に、「様式第十四号」を「様式第一号」に改め、同条を第一条とする。

第十条中「法」を「母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号。次条第一項において「法」という。）」に、「様式第十五号」を「様式第二号」に改め、同条を第二条とし、第十一条を第三条とする。

第十二条から第十四条までを削る。

別表を削る。

様式第一号から様式第十三号までを削る。

様式第十四号中「（第9条関係）」を「（第1条関係）」と、「あて先」を「宛先」と、「（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」を「（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」と改め、同様式を様式第一号とする。

様式第十五号中「（第10条関係）」を「（第2条関係）」と、「指令保字第」を「指令 第」と、「埼玉県知事 氏 名印」を「埼玉県知事 名印」と改め、「（昭和40年法律第141号）」を削り、同様式を様式第二号とする。

様式第十六号から様式第十九号までを削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十六号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（平成十五年埼玉県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

様式第三号を次のように改める。

と畜場外とさつの許可申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県食肉衛生検査センター所長

申請者の住所

氏名 ㊟

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

下記のとおり、と畜場以外の場所において獣畜のとさつを行いたいので、と畜場法施行令第4条第2号の規定により申請します。

記

- 1 とさつしようとする年月日時
- 2 と畜場以外の場所においてとさつしようとする理由
- 3 とさつしようとする場所
- 4 とさつしようとする獣畜
 - (1) 種類
 - (2) 頭数
 - (3) 性別
 - (4) 品種
 - (5) 年齢（牛の場合は、月齢）
 - (6) 出生の年月日
 - (7) 特徴（毛色等）
 - (8) 産地
 - (9) 個体識別番号
 - (10) 病歴及び投薬歴
 - (11) 備考

注 1 4（5）については、獣畜（牛を除く。）の年齢が不明のときは、推定年齢を記入すること。

2 4（6）及び（9）については、4（1）の種類が牛の場合に記入すること。

3 4（9）の「個体識別番号」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項に規定する個体識別番号をいう。

様式第七号（一）及び様式第七号（二）を次のように改める。

様式第7号(1) (第6条関係)

と畜検査申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県食肉衛生検査センター所長

申請者の住所

氏名 ④

年 月 日生

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

下記のとおり、獣畜のとさつ(解体)の検査を受けたいので、と畜場法施行令第7条の規定により申請します。

記

とさつ(解体)しようとする場所		とさつ(解体)しようとする年月日	年 月 日			
合計頭数	頭	内	種類	頭数 (頭)	手数料 単価(円)	金額 (円)
			牛			
			子牛			
			馬			
検査手数料	円	訳	子馬			
			豚			
			めん羊			
			山羊			

注 申請に当たっては、別紙の記載事項を記入の上提出すること。

別紙

番 号										
産 地										
種 類										
品 種										
性 別										
特徴（毛色等）										
年齢（牛の場合、 場合は、月齢）										
出生の年月日										
個体識別番号										
体 重										
肉 量										
病歴及び投薬歴										
生体記事 ※										
病 名 ※										
廃 棄 ※	筋肉 (廃棄部位及 び廃棄量)									
	臓器 (名称)									
獣畜の所有者又 はとさつ解体依 頼者の氏名										
処 置 ※										

- 注 1 この申請書は、と畜場法第13条第1項第2号及び第3号の規定によりとさつした獣畜以外の獣畜をとさつし、又は解体する場合の検査の申請に用いること。
- 2 「年齢」は、獣畜（牛を除く。）の年齢が不明のときは、推定年齢を記入すること。
- 3 「出生の年月日」及び「個体識別番号」は、「種類」が牛の場合に記入すること。
- 4 「個体識別番号」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定するものをいう。
- 5 ※の欄は、と畜検査員が記入するものとし、申請者は記入しないこと。

様式第7号(2) (第6条関係)

切迫とさつ獣畜解体検査申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県食肉衛生検査センター所長

申請者の住所
氏名 ④
年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

下記のとおり、切迫とさつした獣畜の解体の検査を受けたいので、と畜場法施行令第7条の規定により申請します。

記

切迫とさつした獣畜 の所有者又は管理者		住所			
		氏名			
解体しようとする年月日			検査手数料	円	
種類	性別	品種	年齢(牛の場合、 月齢)	出生の年月日	
特徴(毛色等)		産地	個体識別番号	体重	肉量
切迫とさつした年月日時					
切迫とさつした場所					
診断した獣医師の住所及び氏名					
病名その他切迫とさつした理由					
投薬歴					
※解体前の状況					
※解体検査後の状況					
※処置					

添付書類 死亡診断書又は死体検案書

- 注 1 「切迫とさつ」とは、と畜場法第13条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当することにより獣畜のとさつを行うことをいう。
- 2 この申請書は、切迫とさつした獣畜を解体する場合の検査の申請に用いること。
- 3 「年齢」は、獣畜(牛を除く。)の年齢が不明のときは、推定年齢を記入すること。
- 4 「出生の年月日」及び「個体識別番号」は、「種類」が牛の場合に記入すること。
- 5 「個体識別番号」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項に規定する個体識別番号をいう。
- 6 ※印の欄は、と畜検査員が記入するものとし、申請者は記入しないこと。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十七号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号口ただし書中「知事」を「許可権者」に改め、同条第四号口及び第五号イ中「ふた」を「蓋」に改める。

第七条第一項第四号及び第三項第四号中「食品等」の下に「又は器具若しくは容器包装」を加える。

第十一条中「食品、添加物、器具又は」を「食品等又は器具若しくは」に改める。

様式第八号中「第4条第1項」を「第5条第1項」に

「取り扱う食品等」

「取り扱う食品等又は器具若しくは容器包装」

に改める。

様式第九号及び様式第十号中「取り扱う食品等」の次に「又は器具若しくは容器包装」を加える。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第十一条の改正規定並びに様式第八号の改正規定（「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

規 則

農住組合法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十八号

農住組合法施行細則を廃止する規則

農住組合法施行細則（昭和五十七年埼玉県規則第四十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十九号

埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

埼玉県農業協同組合等検査規則（平成十年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条」を「第十五条」に改める。

様式第二号（表面）中「~~第14条~~」を「~~第15条~~」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第1条関係)

60センチメートル

建築基準法による命令の公示

建築物の所在地

命令を受けた者
の住所及び氏名

この建築物は、建築基準法
埼玉県建築基準法施行条例に違反しているので、同法
建築基準法第9条第1項第10項の規定に基づき、
を命じたものである。

年 月 日

埼玉県知事
埼玉県建築監視員

(注意)

- 1 この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。

- 3 水道
電気の供給を保留するよう水道
ガス 電気事業者
ガス に通知することがある。

45
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

建築基準法第10条の「公告」や「公示」及び「の住所氏名」や「の住所及び氏名」並びに「建築基準法第10条の」や「著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがある」と認められるため、建築基準法第10条第2項の「並びに」及び「第3項」。

建築基準法第10条の「公告」や「建築基準法による命令の公示」並びに「の住所氏名」建築基準法による命令の公示並びに「の住所氏名」

「建築基準法」及び「建築基準法施行条例」並びに「の住所及び氏名」並びに「建築基準法に」

「第1項」及び「同法」第1項
「同法」第88条第2項及び「第9条の」及び「第88条第2項」並びに「第9条の」及び「第88条第2項」並びに「第3項」

「第1項」及び「第10項」並びに「留保」及び「保留」並びに「」。

「公告」及び「公示」並びに「の住所氏名」及び「の住所及び氏名」並びに「工作物は」及び「工作物は、著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがある」と認められるため、並びに「第10条の」及び「第10条第2項の」並びに「第3項」。

「第5号及び第6号を次のように改める。」

様式第5号 (第6条関係)

工場に関する調査書

※確認済証番号 確認済証交付年月日		地域・地区										
建築主等の 住所及び氏名		電話番号										
建築(築造)場所												
業種	金属	機械	化学	ガス	電気	窯土	紡績	木工	食品	印刷	その他	生産及び 加工品目
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
設備の概要	機械の種類	機械台数(台)			原動機の出力量(kW)							
		新(増)設	既設	計	新(増)設	既設	計					
作業の概要												
既設部分												
申請部分												
		基準時 (年月日)	現	在	工事に伴う 除却部分	申請部分	合計					
敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²					
建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²					
床面積の合計		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²					
作業場の床面積の合計		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²					
不適合事項	適合しない原動機の出力量の合計	kw	kw	kw	kw	kw	kw					
	適合しない機械の合計	台	台	台	台	台	台					
適合しない容器等の合計												
引火性溶剤		□用いる □用いない										
備考												

- (注) 1 ※欄には、記入しないこと。
- 2 確認申請書の正本及び副本にそれぞれ1部を添付すること。
- 3 該当するものの□内に「印」を記入すること。
- 4 「基準時」とは、建築基準法施行令第137条又は埼玉県建築基準法施行条例第56条の1第1項第2号の規定による期間の始期をいう。
- 5 不適合事項欄には、不適合建築物がある場合は必ず記入し、基準時における建築物の配置図及び各階平面図を添付すること。
- 6 引火性溶剤を用いる事業を営む場合は、様式第6号の危険物に関する調査を確
認申請書に添付すること。

様式第七号(表)中

建築主住所氏名

電

番

を

※確認済証交付年月日
確認済証番号

建築主の
住所及び氏名

電話番号

第

浄化槽工事業者
住所氏名

知事(登用)第

電

号
番

を

浄化槽工事業者
の住所及び氏名

知事(登用)

第
電話番号

「こう配」を「勾配」に、「KW」を「kw」に宛

同様式の(註)中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 ※欄には、記入しないこと。

様式第八号から様式第十二号の二(その二)までを次のように改める。

様式第8号 (第6条関係)

不適格建築物調書

※ 確認済証番号 確認済証交付年月日		地域・地区		電話番号		
建築主及び氏名						
建築場所						
工事の概要		<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替		<input type="checkbox"/> 用途変更		
全体計画認定		<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り		認定工事数 回 今回工事第 回		
敷地面積 建築面積 延べ面積 不適格部分 用途		基準時	現在	除却部分	申請部分	合計
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
不適格建築物の概要		適用を受ける既存不適格建築物に対する制限の緩和の根拠 法又は条例の項 施行令の条項		不適合の条項並びにその部分の位置及び番号 法又は条例の項 位置 番号		基準時及び理由
						既存不適格建築物であることの根拠を示す添付書類の種類

(注) 1 ※欄には、記入しないこと。

- 2 工事の完了後においても引き続き建築基準法第3条第2項の規定の適用を受ける部分のみ記入すること。
- 3 確認申請書の正本及び副本にそれぞれ1部を添付すること。
- 4 該当するものの□内に△印を記入すること。
- 5 「基準時」とは、建築基準法施行令第137条又は埼玉県建築基準法施行条例第56条の11第1項第2号の規定による期間の始期をいう。
- 6 不適格部分欄には、建築基準法施行令第137条の7又は第137条の12第4項の規定の適用を受ける場合のみ面積を記入すること。
- 7 建築物の配置図及び各階平面図に不適合の部分の位置及びその番号を明示すること。
- 8 既存不適格建築物であることの根拠を示す添付書類として検査済証、登記事項証明書等の証拠となる書類を添付すること。

様式第8号の2 (第6条関係)

不 適 格 工 作 物 調 査 書

※ 確認済証番号 確認済証交付年月日		地域・地区		電話番号			
建造主の 住所及び氏名							
築造場所							
工事の概要		<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 大規模の修繕	<input type="checkbox"/> 大規模の模様替	<input type="checkbox"/> 用途変更	
		基準時	現在	除却部分	申請部分	合計	
敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
築造面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
工作物の数							
原動機の出力		kW	kW	kW	kW	kW	
用途		構造		階数			
不 適 格 工 作 物 の 概 要		適用を受ける既存不適格工作物に対する制限の緩和の根拠		不適合の条項並びにその部分の位置及び番号		基準時及び理由	既存不適格工作物であることとの根拠を示す添付書類の種類
法の条項		施行令の条項	条項	位置	番号		
備 考							

- (注) 1 ※欄には、記入しないこと。
 2 工事の完了後においても引き続き建築基準法第3条第2項の規定の適用を受ける部分のみ記入すること。
 3 確認申請書の正本及び副本にそれぞれ1部を添付すること。
 4 該当するものの□内に△印を記入すること。
 5 「基準時」とは、建築基準法施行令第137条の規定による期間の始期をいう。
 6 工作物の配置図及び各階平面図又は横断面図に不適合の部分の位置及びその番号を明示すること。
 7 既存不適格工作物であることとの根拠を示す添付書類として検査済証、登記事項証明書等の証拠となる書類を添付すること。

正 認 定 申 請 書

埼玉県建築基準法施行細則第 6 条の 5 第 1 項第 2 号 (埼玉県建築基準法施行条例第 条) の規定により認定を受けたいので申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(宛先)

埼玉県 建築安全センター所長

申請者 住所 氏名

印

建築主の住所及び氏名	
電話番号	印

代理人の住所及び氏名	
電話番号	

設計者の住所及び氏名	
電話番号	

着工及び完了の予定日	着工 年 月 日	完了 年 月 日
------------	----------	----------

敷地の位置	地名	地番	その他の区域、 地域又は地区	工事種別	敷地面積との比
	用途	地域			
防火地域					

主 要 用 途	申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積との比
敷 地 面 積	㎡	㎡	㎡	/
建 築 面 積	㎡	㎡	㎡	%
延 べ 面 積	㎡	㎡	㎡	%
構 造 の 概 要			建物の 築高	m

申請理由

備考	※ 認定番号年月日
	第 号 年 月 日

(注) ※欄には、記入しないこと。

様式第 8 号の 3 (その 2) (第 6 条の 5 関係)

副

認 定 通 知 書

埼玉県建築基準法施行細則第 6 条の 5 第 1 項第 2 号 (埼玉県建築基準法施行条例第 条) の規定による認定をしたので、通知します。 認定番号 第 号 年 月 日 埼玉県 建築安全センター所長 印									
建築主の住所及び氏名			電話番号						
代理人の住所及び氏名			電話番号						
設計者の住所及び氏名			電話番号						
着工及び完了の予定日			着工 年 月 日			完了 年 月 日			
敷地の位置		地名地域	その他の区域、 地域又は地区						
		用途地域							
防火地域									
主 要 用 途			申請部分		申請以外の分		工 事 種 別		敷地面積との比
敷 地 面 積			m ²		m ²		m ²		%
建 築 面 積			m ²		m ²		m ²		%
延 べ 面 積			m ²		m ²		m ²		%
構 造 の 概 要					建の		築高		物さ
申請理由									
備考									

正

道路位置指定申請書

建築基準法第42条第1項第5号
埼玉県建築基準法施行条例第56条の3第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので、埼玉県建築基準法施行細則第7条の規定により申請します。
この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(宛先)

埼玉県 建築安全センター所長

申請者 住所 氏名 ①

指定を受けようとする者の住所及び氏名の電話番号 ①

代理人及び氏名の電話番号 ①

図面作成者及び氏名の電話番号 ①

道路となる地番の面積

申請路の係数 幅員 m 延長 m 面積 m²

この申請図書のとおり道路の位置の指定を受けることを承諾します。

地番	所有者の住所及び氏名	承年月日	借地権者の住所及び氏名	承年月日	建築物又は工作物の住所及び氏名	承年月日
	①		①		①	
	①		①		①	
	①		①		①	
	①		①		①	

※ 手数料欄

備考	※ 指定番号年月日	
	第 年 月 日	号 年 月 日

(注) ※欄には、記入しないこと。

道路位置図 (指定・変更・取消し)

- 1 申請に係る土地の地名地番
- 2 申請に係る道路の幅員、延長及び面積
幅員 m・延長 m・面積 m²
- 3 利用住宅総面積 m²

縮 尺	近 見 取 図	/
	地積図	
	構造図	
	公図の 写し	

※ 道路の位置の指定・変更・取消台帳					
告示年月日	年	月	日	指 定 (変更・取消) 年 月 日	年 月 日
告示番号	第	号	号	番 号	第 号

指定 (変更・取消し) を受けようとする者の住所及び氏名

承 諾 者	権 利 別	地 面	目 積	住 所	氏 名
				m ²	
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
備 考					
図面作成者の住所及び氏名					
測量者の住所及び氏名					

正

道路位置指定の変更 (取消) 申請書

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号 埼玉県建築基準法施行条例第 56 条の 3 第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定の変更 (取消し) を受けたいので、埼玉県建築基準法施行細則第 8 条の規定により申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(宛先)

埼玉県 建築安全センター所長

申請者 住 所 名
氏 名

印

指定を受けた者の名
住所及び氏名

電話番号

印

代理人及び氏名

電話番号

印

図面作成及び氏名

電話番号

印

変更 (取消し) となる
道路の地名

変更 (取消し) となる
道路の概要

幅員	m	延長	m	面積	m ²
----	---	----	---	----	----------------

指定を受けた年月日
番

この申請図書のとおり道路の位置の指定の変更 (取消し) を承諾します。

地 番	所有者の 住所及び氏名	承 年 月 日 諾	借地権者の 住所及び氏名	承 年 月 日 諾	建築物又は工 場の住所及び 氏名	承 年 月 日 諾
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	

※ 手数料欄

備 考	※ 変更 (取消) 番号・年月日	
	第 年 月 日	号

(注) ※欄には、記入しないこと。

正 許 可 申 請 書

埼玉県建築基準法施行条例第 5 6 条の 第 項第 号の規定により許可を申請
 します。
 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。
 (宛先)

埼玉県知事

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

㊦

建築主の住所及び氏名

電話番号

㊦

代理人の住所及び氏名

電話番号

設計者の住所及び氏名

電話番号

着工及び完了の予定日 着工 年 月 日 完了 年 月 日

敷地の位置	地名地域		その他の区域、 地域又は地区
	用途地域		
防火地域			

主 要 用 途	申請部分	申請以外	合計	敷地面積との比
		甲部		
敷地面積	m ²	m ²	m ²	/
建築面積	m ²	m ²	m ²	%
延べ面積	m ²	m ²	m ²	%

構造の概要

申請理由

※ 消 防 関 係 同 意 欄

※ 許可番号年月日

第 年 月 日	第 年 月 日
---------	---------

(注) ※欄には、記入しないこと。

副

許 可 通 知 書

埼玉県建築基準法施行条例第 56 条の 第 項第 号の規定による許可をしたので、通知します。

許可番号 第 号
年 月 日

埼玉県知事

印

建築主の住所及び氏名						電話番号			
代理人の住所及び氏名						電話番号			
設計者の住所及び氏名						電話番号			
着工及び完了の予定日		着工	年	月	日	完了	年	月	日
敷地の位置		地名	番			その他の区域、 地域又は地区			
		用途	地						
		防火	地			工事種別			
主 要 用 途						合 計		敷地面積との比	
		申請部分	申請以外	分の	合	計			
敷 地 面 積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
建 築 面 積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			%
延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			%
構造の概要									
申請理由									

正

認定申請書

建築基準法施行令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により認定を受けた埼玉県建築基準法施行条例第 条

いので申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(宛先)
埼玉県 建築安全センター所長

申請者 住 所
氏 名

㊦

電話番号

㊦

建築主の住所及び氏名

代理人の住所及び氏名

電話番号

設計者の住所及び氏名

電話番号

着工及び完了の予定日

着工 年 月 日 完了 年 月 日

敷地の位置	地名地域	その他の区域、 地域又は地区	工事種別	敷地面積との比
	用途地域			
防火地域				

主要用途

敷地面積

申請部分 申請以外の分 合計

敷地面積

m² m² m²

建築面積

m² m² %

延べ面積

m² m² %

構造の概要

建築高さ 物さ m

申請理由

備考

※ 認定番号年月日

第 年 月 日

(注) ※欄には、記入しないこと。

副

認 定 通 知 書

建築基準法施行令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号ただし書の規定による認定をしたの
 埼玉県建築基準法施行条例第 条
 で、通知します。

認定番号 第 号

年 月 日

埼玉県 建築安全センター所長 印

建築主の住所及び氏名		電話番号											
代理人の住所及び氏名		電話番号											
設計者の住所及び氏名		電話番号											
着工及び完了の予定日		着工	年	月	日	完了	年	月	日				
敷地の位置	地名	その他の区域、 地域又は地区											
	用途												
	防火地域												
主 要 用 途	申請部分		申請以外の分	合計	敷地面積との比								
敷地面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²								
建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%							
延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%							
構造の概要	建物の高さ m												
申請理由													
備考													

〒363-0111 (あて先) 埼玉県知事 (宛先) 建築安全センター所長

住所 氏名 電話番号
 〒 番 電話

代表者住所氏名 電話 番

代表者の住所及び氏名 電話番号

面積	
その他の区域、地域、地区	

面積	m ²
その他の区域、地域又は地区	

注) 面積は、記入しないこと。

(注) 1 ※欄には、記入しないこと。

2 建築基準法第76条の3第2項の規定による認可申請の場合にあつては、代表者の住所及び氏名欄には建築協定を定めようとする者の住所及び氏名を記入すること。

〒363-0111 (〒S11) 埼玉県知事 埼玉県 建築安全センター所長

代表者住所氏名 電話 番

代表者の住所及び氏名 電話番号

面積	
その他の区域、地域、地区	

面積	積	m ²
その他の区域、地域又は地区		

注) 面積は、記入しないこと。

「住所」
 ④ 氏名 ④ 住所
 「電話番号」

「電話番号」
 ④ 番号
 「建築主(設置者・建造主)の住所及び氏名」

「電話番号」
 ④
 記入。

「住所」 「住所」
 建築主(建造主・所有者)の住所氏名
 「電話番号」 「電話番号」

「(建造主・所有者)所及び氏名」
 「小荷物専用昇降機」 記入。

「住所」 「住所」
 建築主(建造主・所有者)の住所氏名
 「電話番号」 「電話番号」

「(建造主・所有者)所及び氏名」
 「小荷物専用昇降機」 「手数」

「料欄」 ※「手数料欄」に於て、回送中の租税の引当に
 2011年10月1日以後のものは、記入しないこと。

1 ※欄には、記入しないこと。
 「住所」 「住所」 「住所」
 建築主(建造主・所有者)の住所氏名
 「電話番号」 「電話番号」 「手数」

「料欄」 ※「手数料欄」に於て、回送中の租税の引当に
 2011年10月1日以後のものは、記入しないこと。
 「住所」 「住所」 「住所」
 建築主(建造主・所有者)の住所氏名
 「電話番号」 「電話番号」 「手数」

- (注) 1 ※欄には、記入しないこと。
 2 該当するものの□内に△印を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十一号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同条第二号中「第八条第三項第二号」を「第八条第四項第二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十二号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項本文の領収書（金銭登録機により作成するものを除く。）には、公印又は領収日付印を押印するものとする。

第四十二条第四項中「第四十条第四項第二号」を「第四十条第五項第二号」に改める。

第四十八条の二中「又は同欄」を「同欄」に改め、「する。」の「」の下に「又は所轄所の出納員（県税事務所及び県営競技事務所の所長の職にある出納員並びに警察署の署長の職にある出納員を除く。以下「所轄所出納員」という。）」を加える。

第五十一条第二項中「子ども手当」を削る。

第五十四条第十一号の二を削る。

第五十八条第一項中「所轄所の出納員（県税事務所及び県営競技事務所の所長の職にある出納員並びに警察署の署長の職にある出納員を除く。以下「所轄所出納員」という。）」を「所轄所出納員」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「子ども手当」を削る。

第四百条の二第二項第六号中「予定単価」を「単価」に改める。

第四百十条中「（第一号）」の下に「及び第九号」を加える。

第一百五十四条第二項第五号中「もののほか、」の下に「業務上若しくは公益上必要な設備で軽易なものに係る公有財産の使用許可若しくは貸付け又は」を加え、「の使用許可又は」を「の使用許可若しくは」に改める。

第七十一条中「入札執行課長」を「入札課長」に改める。

第九十八条第二項第二号中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第二百九条第一項の表企画財政部企画総務課及びシステム管理課の項中「及びシステム管理課」を削り、同表総務部人事課、文書課、入札審査課及び入札執行課の

項中「、文書課、入札審査課及び入札執行課」を「及び文書課」に改め、同表県土整備部県土整備政策課、用地課及び道路政策課の項中「、用地課及び道路政策課」を「及び用地課」に改め、同表都市整備部都市整備政策課、市街地整備課及び営繕課の項中「、市街地整備課」を削り、同表婦人相談センターの項を削り、同表中央高等技術専門学校、川口高等技術専門学校、川越高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校及び春日部高等技術専門学校の項中「、熊谷高等技術専門学校」を削り、同項の次に次のように加える。

熊谷高等技術専門学校	
同	同
副校長	同

第二百九条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、営繕工事事務所、総合教育センターの支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（大宮北特別支援学校、川越特別支援学校及び三郷特別支援学校を除く。）及び警察学校並びに次の項から警察署の項までのものを除く。）の項及び大宮北特別支援学校、川越特別支援学校及び三郷特別支援学校の項中「三郷特別支援学校」を「草加がやき特別支援学校」に改める。

附則第十一項を次のように改める。

11 埼玉県平和資料館条例（平成五年埼玉県条例第五号）に基づく埼玉県平和資料館に属する平成二十四年度一般会計予算に係る第四十六条及び第四十七条の規定の適用については、平成二十五年四月一日から同年五月三十一日までの間、これらの規定中「所長」とあるのは、「所長（広聴広報課長を含む。）」とする。別記の表二十四の項の次に次のように加える。

24の2	領収日付印	40
------	-------	----

様式第十九号（一）及び様式第二十一号（一）中

加入者名 口座記号番号	加入者名 口座記号番号
印鑑	

加入者名	
口座記号番号	

を	に改め、「金融機関
円	円
金額	

」を削り、「お支払い」を「お支払」に改める。

様式第二十四号（一）の備考①次のように加える。

- 5 この領収書に使用する会計管理者（出納員又は分任出納員）の印は、公印とすること。

様式第二十四号（四）の備考③中「差込式日付印」を「領収日付印」に改める。

様式第二十四号（七）及び様式第二十四号（八）を次のように改める。

様式第 2 4 号（ 7 ）及び様式第 2 4 号（ 8 ） 削除

様式第二十四号（六）の備考②中「あつて」を「あつて」に改め、同様式の備考

③中「差込式日付印」を「領収日付印」に改める。

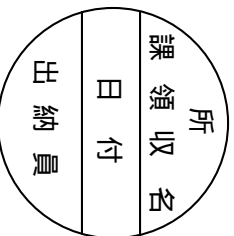
様式第二十四号（十一）の備考②中「差込式日付印」を「領収日付印」に改める。

様式第二十四号（十二）の備考①次のように加える。

- 4 この領収書に使用する出納員（分任出納員）の印は、領収日付印でもよいこと。

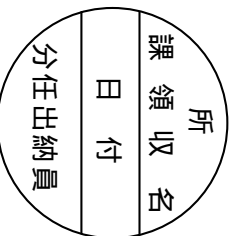
様式第二十四号（十二）の次の二様式を加える。

様式第 2 4 号の 2（ 1 ）（第 4 0 条関係）



備考 直径 3 0 ミリメートル

様式第 2 4 号の 2（ 2 ）（第 4 0 条関係）



備考 直径 3 0 ミリメートル

加入者名	
口座記号番号	
金額	円

銀行振替用紙（印）中

加 入 口 座	
------------------	--

入者名	
記号番号	
金額	円

口座番号「付随振替用紙」を記載し、「お振替

用紙」を「お振替用紙」に記入してください。

銀行振替用紙（印）中「この通知書と引換えに上記の金額を次」は「受取方法次」に、「下記の銀行において現金を受領」は「現金受領の場合 下記の銀行にこの通知書を持参する方法」に、「2 取引」は「2 口座入金の場合 取引」に、「印鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金」は「この通知書、印鑑及び通帳を持参」に、「東京手形交換所又は横浜手形交換所の方法」に、「口座」は「口座」に、「島部を除く東京都、神奈川県及び千葉県」に、「上記（2）の手続には、手数料がかかります。」

交換参加地域（埼玉

県）の地域外で手 続きは、手数料がかかります。上記（2）の手続には、手数料がかかります。

ます。「おはり」「お貼り」「あて先」「宛先」にお問い合わせ、「お問合せ」に記入してください。

銀行振替用紙（印）中「この通知書と引換えに上記の金額を次」は「受取方法次」に、「下記の銀行において現金を受領」は「現金受領の場合 下記の銀行にこの通知書を持参する方法」に、「2 取引」は「2 口座入金の場合 取引」に、「印鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金」は「この通知書、印鑑及び通帳を持参」に、「東京手形交換所又は横浜手形交換所の方法」に、「口座」は「口座」に、「島部を除く東京都、神奈川県及び千葉県」に、「上記（2）の手続には、手数料がかかります。」

交換参加地域（埼玉

県）の地域外で手 続きは、手数料がかかります。上記（2）の手続には、手数料がかかります。

ます。」 ㉒ 「おはり」 ㉓ 「お貼り」 ㉔ 「あて先」 ㉕ 「宛先」 ㉖ 「お問い合わせ」 ㉗ 「お問合せ」 ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊀ ㊁ ㊂ ㊃ ㊄ ㊅ ㊆ ㊇ ㊈ ㊉ ㊊ ㊋ ㊌ ㊍ ㊎ ㊏ ㊐ ㊑ ㊒ ㊓ ㊔ ㊕ ㊖ ㊗ ㊘ ㊙ ㊚ ㊛ ㊜ ㊝ ㊞ ㊟ ㊠ ㊡ ㊢ ㊣ ㊤ ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

「 ㉖ 受取方法
次」 ㉗ 「下記の銀行において現金を受領」 ㉘ 「現金受領の場合 埼玉りそな銀行にこの通知書を持参する方法」 ㉙ 「2 取引」 ㉚ 「2 口座入金の場合 取引」 ㉛ 「印鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金」 ㉜ 「この通知書、印鑑及び通帳を

「ウ 東京手形交換所又は横浜手形交換
持参する方法」 ㉝ ㉞ ㉟ ㊀ ㊁ ㊂ ㊃ ㊄ ㊅ ㊆ ㊇ ㊈ ㊉ ㊊ ㊋ ㊌ ㊍ ㊎ ㊏ ㊐ ㊑ ㊒ ㊓ ㊔ ㊕ ㊖ ㊗ ㊘ ㊙ ㊚ ㊛ ㊜ ㊝ ㊞ ㊟ ㊠ ㊡ ㊢ ㊣ ㊤ ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

所の交換参加地域（埼玉
び千葉県）の地域外で手 ㉞ 「* 上記（2）の手続には、手数料がかかる場合が
す。

あります。」 ㉟ 「あて先」 ㊀ 「宛先」 ㊁ 「お問い合わせ」 ㊂ 「お問合せ」 ㊃ ㊄ ㊅ ㊆ ㊇ ㊈ ㊉ ㊊ ㊋ ㊌ ㊍ ㊎ ㊏ ㊐ ㊑ ㊒ ㊓ ㊔ ㊕ ㊖ ㊗ ㊘ ㊙ ㊚ ㊛ ㊜ ㊝ ㊞ ㊟ ㊠ ㊡ ㊢ ㊣ ㊤ ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

「 ㊁ 受取方
法 次」 ㊂ 「下記の銀行において現金を受領」 ㊃ 「現金受領の場合 埼玉りそな銀行にこの通知書を持参する方法」 ㊄ 「2 取引」 ㊅ 「2 口座入金の場合 取引」 ㊆ 「印鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金」 ㊇ 「この通知書、印鑑及び通帳を
「ウ 東京手形交換所又は横浜手形交換
持参する方法」 ㊈ ㊉ ㊊ ㊋ ㊌ ㊍ ㊎ ㊏ ㊐ ㊑ ㊒ ㊓ ㊔ ㊕ ㊖ ㊗ ㊘ ㊙ ㊚ ㊛ ㊜ ㊝ ㊞ ㊟ ㊠ ㊡ ㊢ ㊣ ㊤ ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

所の交換参加地域（埼玉
び千葉県）の地域外で手 ㊁ 「* 上記（2）の手続には、手数料がかかる場合が
す。

あります。」 ㊂ 「あて先」 ㊃ 「宛先」 ㊄ 「お問い合わせ」 ㊅ ㊆ ㊇ ㊈ ㊉ ㊊ ㊋ ㊌ ㊍ ㊎ ㊏ ㊐ ㊑ ㊒ ㊓ ㊔ ㊕ ㊖ ㊗ ㊘ ㊙ ㊚ ㊛ ㊜ ㊝ ㊞ ㊟ ㊠ ㊡ ㊢ ㊣ ㊤ ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

加入者名	口座記号番号	加 口座
	金額	

㊁ ㊂ ㊃ ㊄ ㊅ ㊆ ㊇ ㊈ ㊉ ㊊ ㊋ ㊌ ㊍ ㊎ ㊏ ㊐ ㊑ ㊒ ㊓ ㊔ ㊕ ㊖ ㊗ ㊘ ㊙ ㊚ ㊛ ㊜ ㊝ ㊞ ㊟ ㊠ ㊡ ㊢ ㊣ ㊤ ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

入者名
記号番号

金額	
	円

に改め、「金融機関に」を削り、「お支払

い」を「お支払」に改める。

様式第四四号の三中

課	所	名
---	---	---

「	備品管理番号	
	課 所 名	

を

」

「取得年度」や「取得年月日」に改め、「(55mm×45mm)」や削り、同様式の備考を次のように改める。

- 備考 1 重要物品の場合は、備考欄に「重要物品」と記載すること。
- 2 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成すること。

様式第九号(一)中

「	加入者名		「	加入	
	口座記号番号			口座記	
	金額			金額	

を

者名	
号番号	
額	円

に改め、「金融機関に」を削り、「お支払い

を「お支払」に改める。

様式第二百二十号を次のように改める。

様式第百三十一号(一)(物品の出納簿附表を除く。)を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五十一条第二項の改正規定、第五十四条第十一号の二を削る改正規定、第五十八条第一項ただし書及び第二項の改正規定並びに第九十八条第二項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第四十条第三項の規定による領収書への押印については、同項の規定にかかわらず、当分の間、同項に規定する公印又は領収日付印によるほか、この規則の施行の際現に使用している差込式日付印により行うことができる。
- 3 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清水松代

埼玉県教育委員会規則第一号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、第十号から第十二号までを三号ずつ繰り上げる。

第七条第五号中「県営及び市町村営の」を削る。

第八条第三号中「負担法第一条」を「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号。以下「負担法」という。）第一条」に改める。

第二十条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十八号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清水松代

埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清水 松代

埼玉県教育委員会規則第三号

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則

(埼玉県教育局等文書管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県教育局等文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「(次条の規定により埼玉県立文書館長(以下「文書館長」という。)に引き継ぐものを除く。)」を削る。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

(埼玉県立学校文書管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立学校文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「(次条の規定により埼玉県立文書館長(以下「文書館長」という。)に引き継ぐものを除く。)」を削る。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

附 則

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した文書等(埼玉県教育局等文書管理規則第二条第一号又は埼玉県立学校文書管理規則第二条第一号の文書等をいう。)の管理については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清水松代

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「運転免許証」の下に「、運転経歴証明書」を加える。

別表公立高等学校等教員採用選考試験（一次）の項及び公立高等学校等教員採用選考試験（二次）の項中「公立高等学校等教員採用選考試験」を「公立学校教員採用選考試験」に改め、同表公立高等学校等教員採用選考試験（二次）の項中「筆答試験」の下に「、論文試験、実技試験」を加え、同表公立小・中学校等教員採用選考試験（一次）の項及び公立小・中学校等教員採用選考試験（二次）の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は平成二十五年五月二日から施行する。

規 則

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清水 松代

埼玉県教育委員会規則第五号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「同項第二号」を「同項第三号」に、「、当該適用」を「当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第一号)第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した学校職員又は職員の分限に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第五十一号)第二条の規定による休職から復職した学校職員にあつては当該復帰又は復職」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清水 松代

埼玉県教育委員会規則第六号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第七号を第八号とし、同項第六号中「前各号」を「第二号から前号まで」に、「となり、これ」を「となったこと又は復帰等」に、「適用」を「適用又は復帰等」に改め、同号を同項第七号とし、同項第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと又は職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定による休職から復職したこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった学校職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第二条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする学校職員

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立げんきプラザ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清水松代

埼玉県教育委員会規則第七号

埼玉県立げんきプラザ管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立げんきプラザ管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十三号）
の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)を次のように改める。

様式第二号(一)を次のように改める。

附 則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

規 則

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

埼玉県公安委員会規則第 4 号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項第 1 号ア中「運転免許証」の次に「、運転経歴証明書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

埼玉県公安委員会規則第 5 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則(昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第60条第 2 項第 1 号中「犯罪に起因する死体」を「犯罪行為により死亡したと認められる死体」に改め、「、変死体の検視並びに犯罪に起因しない死体の死体見分」を削り、同項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 変死体の検視及び検査に関すること。

(3) 前 2 号に掲げる死体以外の死体(交通事故事件に係るものを除く。)の調査及び検査に関すること。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

規 則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一 六一

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一 五〇）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「運転免許証」の下に「、運転経歴証明書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七―九四八

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五五〇）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第七号を第八号とし、同項第六号中「前各号」を「第二号から前号まで」に、「となり、これ」を「となったこと又は復帰等」に、「適用」を「適用又は復帰等」に改め、同号を同項第七号とし、同項第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと又は職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定による休職から復職したこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七―九四九

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二九九）の一部を次のように改正する。

第四条中「同項第二号」を「同項第三号」に、「当該適用」を「当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は職員に限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七―九五〇

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一六）の一部を次のように改正する。

別表第一医師の項中「中央児童相談所」を「中央児童相談所」に改める。

越谷児童相談所

別表第二診療放射線技師の項中「職員健康支援課（地方職員共済組合埼玉県支部

の業務に従事する者に限る。）」を削り、同表臨床検査技師の項中「保健所」を

「保健所」に改める。

食肉衛生検査センター」

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七―九五―一

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七―）の一部を次のように改正する。

別表第一職員健康支援課の項を削り、同表高等技術専門校の項中「入校促進・就職支援担当」を「産業人材・入校就職担当」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七―九五二

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

組 織	職	区 分
議会事務局	事務局長	一種
	副事務局長	二種
	参事	二種
	課長	三種
知事部局	図書室長	四種
	副課長	四種
	本庁部長	一種
	知事室長	
	総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）	二種
	会計管理者	
	参事（人事委員会が定めるものに限る。）	
	東京事務所長	
	総合リハビリテーションセンター長	
	本庁副部長	
参事		
報道長		
総合調整幹		
改革政策局長		

<p>地域政策局長 行政監察幹（人事委員会が定めるものに限る。） 税務局長 契約局長 少子化対策局長 食品安全局長 雇用労働局長 地域振興センター所長 県税事務所長（さいたま） 自動車税事務所長 パスポートセンター所長 環境管理事務所長（人事委員会が定めるものに限る。） 環境科学国際センター事務局長 環境科学国際センター研究所長 環境科学国際センター研究企画幹 総合リハビリテーションセンター局長 精神保健福祉センター長 児童相談所長（中央） 保健所長（川口、春日部） 衛生研究所長 産業技術総合センター副センター長 農林振興センター所長（川越、東松山、秩父、大里、加須、春日部） 農業大学校長 農林総合研究センター所長 県土整備事務所長（さいたま、川越、秩父、熊谷、越谷） 総合技術センター所長</p>	<p>地域政策局長 行政監察幹（人事委員会が定めるものに限る。） 税務局長 契約局長 少子化対策局長 食品安全局長 雇用労働局長 地域振興センター所長 県税事務所長（さいたま） 自動車税事務所長 パスポートセンター所長 環境管理事務所長（人事委員会が定めるものに限る。） 環境科学国際センター事務局長 環境科学国際センター研究所長 環境科学国際センター研究企画幹 総合リハビリテーションセンター局長 精神保健福祉センター長 児童相談所長（中央） 保健所長（川口、春日部） 衛生研究所長 産業技術総合センター副センター長 農林振興センター所長（川越、東松山、秩父、大里、加須、春日部） 農業大学校長 農林総合研究センター所長 県土整備事務所長（さいたま、川越、秩父、熊谷、越谷） 総合技術センター所長</p>
<p>本庁課（所）長 総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。） 政策幹</p>	<p>三種</p>

行政監察幹
技術評価幹
危機対策幹
主席協同組合検査員
副参事
東京事務所副所長
地域振興センター副所長
地域振興センター地域防災幹
川越比企地域振興センター東松山事務所長
北部地域振興センター本庄事務所長
県税事務所長
自動車税事務所支所長
県営競技事務所長
パスポートセンター副所長
パスポートセンター支所長
婦人相談センター所長
男女共同参画推進センター所長
消費生活支援センター所長
消防学校長
防災航空センター所長
環境管理事務所長
環境科学国際センター副研究所長
環境科学国際センター室長
環境整備センター所長
福祉事務所長
総合リハビリテーションセンター医療局副局長
精神保健福祉センター副センター長
児童相談所長
埼玉学園長
保健所長
衛生研究所副所長
高等看護学院長
動物指導センター所長

<p> 食肉衛生検査センター所長 食肉衛生検査センター北部支所長 計量検定所長 産業技術総合センター室長 産業技術総合センター北部研究所長 高等技術専門校長 職業能力開発センター所長 農林振興センター所長（さいたま、本庄） 農林振興センター副所長 病害虫防除所長 家畜保健衛生所長 秩父高原牧場長 農林総合研究センター副所長 農林総合研究センター研究所長 農林総合研究センター畜産研究所長 農林総合研究センター森林・緑化研究所長 花と緑の振興センター所長 寄居林業事務所長 農村整備計画センター所長 県土整備事務所長 総合技術センター技術指導幹 総合技術センター総合技術幹 総合技術センター主席工事検査員 西関東連絡道路建設事務所長 総合治水事務所長 八潮新都市建設事務所長 大宮公園事務所長 建築安全センター所長 営繕工事事務所長 </p>	
<p> 本庁副課（所）長 知事室長付副室長 副報道長 副総合調整幹 調整幹 </p>	<p>四種</p>

主席県民相談員
出納審査幹
地域振興センター地域調整幹
県税事務所副所長
自動車税事務所副所長
県営競技事務所副所長
パSPORTセンター副支所長
婦人相談センター副所長
男女共同参画推進センター副所長
消費生活支援センター副所長
消費生活支援センター支所長
消防学校副校長
消防学校主席講師
環境管理事務所副所長
環境科学国際センター副室長
環境整備センター副所長
福祉事務所副所長
総合リハビリテーションセンター部長
総合リハビリテーションセンター医療局医療
安全管理幹
精神保健福祉センター社会復帰部長
児童相談所副所長
越谷児童相談所草加支所長
埼玉学園副園長
保健所副所長
衛生研究所地域保健企画室長
衛生研究所微生物・ウイルス感染症室長
衛生研究所食品媒介感染症室長
衛生研究所化学検査室長
衛生研究所支所長
動物指導センター南支所長
食肉衛生検査センター副所長
産業技術総合センター副室長
産業技術総合センター北部研究所技術支援交

	<p>流室長</p> <p>高等技術専門校副校長</p> <p>職業能力開発センター副所長</p> <p>農林振興センター部長</p> <p>家畜保健衛生所副所長</p> <p>農業大学校副校長</p> <p>農林総合研究センター室長</p> <p>農林総合研究センター総務部長</p> <p>農林総合研究センター研究所副研究部長</p> <p>花と緑の振興センター副所長</p> <p>寄居林業事務所副所長</p> <p>農村整備計画センター副所長</p> <p>農土整備事務所副所長</p> <p>総合技術センター副主席工事検査員</p> <p>総合治水事務所副所長</p> <p>八潮新都市建設事務所副所長</p> <p>大宮公園事務所副所長</p> <p>建築安全センター副所長</p> <p>営繕工事事務所副所長</p> <p>総合リハビリテーションセンター部長（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	
<p>教育委員会事務局</p>	<p>副教育長</p> <p>本局部長</p> <p>参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>本局副部長</p> <p>参事</p> <p>教育事務所長</p> <p>総合教育センター所長</p> <p>総合教育センター総合企画長</p> <p>図書館長</p> <p>歴史と民俗の博物館長</p> <p>近代美術館長</p>	<p>一種</p>
	<p>本局課長</p> <p>副参事</p>	<p>二種</p> <p>三種</p>

<p>報道幹 学校管理幹 学校評価幹 教育指導幹 教育事務所副所長 北部教育事務所支所長 総合教育センター副所長 総合教育センター企画幹 総合教育センター支所長 図書館副館長 歴史と民俗の博物館副館長 さきたま史跡の博物館長 嵐山史跡の博物館長 近代美術館副館長 自然の博物館長 川の博物館長 文書館長 げんきプラザ所長 武道館長</p>	<p>本局副課長 総務幹 調整幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 教育事務所室長 主席管理主事 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 さきたま史跡の博物館副館長 嵐山史跡の博物館副館長 自然の博物館副館長 川の博物館副館長</p>
	<p>四種</p>

	<p>警察本部</p> <p>文書館副館長 げんきプラザ副所長 伊奈学園総合高等学校事務局長 大宮中央高等学校事務局長 県立学校事務部長 伊奈学園総合高等学校事務局次長 大宮中央高等学校事務局次長 県立学校事務室長 県立学校事務長 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 財務局長 組織犯罪対策局長 運転免許本部長 方面本部長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川） 警察本部の課（室・所・隊）長 監察官 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範 総括調査官 市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長</p>	<p>三種</p>
	<p>警察本部</p>	<p>二種</p>
	<p>参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	<p>一種</p>
	<p>財務局長</p>	<p>七種</p>
	<p>組織犯罪対策局長</p>	
	<p>運転免許本部長</p>	
	<p>方面本部長</p>	
	<p>参事</p>	
	<p>参事官</p>	
	<p>理事官</p>	
	<p>警察学校長</p>	
	<p>警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p>	

	<p>警察学校副校長</p> <p>警察署長</p> <p>警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p> <p>主席調査官</p> <p>主席指導官</p> <p>主席専門官</p> <p>公安委員会室長</p> <p>取調べ監督室長</p> <p>けいさつ総合相談センター所長</p> <p>音楽隊長</p> <p>情報セキュリティ対策室長</p> <p>照会センター所長</p> <p>留置センター所長</p> <p>監査室長</p> <p>装備技術センター所長</p> <p>採用センター所長</p> <p>犯罪被害者支援室長</p> <p>企画調整室長</p> <p>現任教養推進室長</p> <p>生活安全指導室長</p> <p>防犯のまちづくり推進室長</p> <p>生活安全特別捜査隊長</p> <p>少年サポートセンター所長</p> <p>環境犯罪対策室長</p> <p>地域指導室長</p> <p>航空隊長</p> <p>刑事指導室長</p> <p>捜査支援センター所長</p> <p>検視調査室長</p>	<p>四種</p>
--	--	-----------

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七―九五三

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「物」の下に「（以下「銃器等」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

- 六 暴力団等から保護対象者に対する銃器等による危害を未然に防止するため、その者の直近若しくは周辺又はその住居、業務を行う場所等の周辺において行う警戒 六百元

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七―九五四

東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三九）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

埼玉県訓令第二号

本 庁
地 域 機 関

副知事の担任意務に関する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

副知事の担任意務に関する訓令

1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。ただし、議会との連絡調整については共同して担任するものとし、全庁的に推進する事務等で知事が特に指定するものについては別に定める副知事が担任するものとする。

副知事 塩川 修

企画財政部、総務部、県民生活部、福祉部、保健医療部及び会計管理者の所掌事務に関すること並びに病院局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会との連絡調整に関すること。

副知事 岩崎康夫

危機管理防災部、環境部、産業労働部、農林部、県土整備部及び都市整備部の所掌事務に関すること並びに企業局、下水道局、公安委員会、労働委員会及び収用委員会との連絡調整に関すること。

2 前項の担任意務について疑義が生じたときは、知事がこれを裁定する。

附 則

1 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 副知事の担任意務に関する訓令（平成二十二年埼玉県訓令第十九号）は、廃止する。

埼玉県訓令第2号

訓令

本庁
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第四十四号までを一号ずつ繰り上げ、第四十五号を削り、第四十六号を第四十四号とし、第四十七号から

第五十二号までを二号ずつ繰り上げ、同表第五十三号中

ゴ
ム
長

靴
一
二

田	ゴ
植	ム
え	長
長	靴
靴	一
	二

に改め、同号を同表

第五十一号とし、同表第五十四号を同表第五十二号とし、同表第五十五号中

ゴ	地	防	作
---	---	---	---

ム	下	寒	業	
			ズ	上
長	足	衣	ボン	衣
靴	袋	一	二	一
		四	二	二

を

ゴ	地	防	作			作
			ズ	冬	夏	
ム	下	寒	ボン	用上	用上	業
長	足	衣	一	一	一	帽
靴	袋	一	二	二	二	
		四	二	二	二	

に

改め、同号を同表第五十三号とし、同表第五十六号中

ゴ
ム
長
靴

一
二

を

田	ゴ
植	ム
え	長
長	靴
靴	一
一	二
三	

に改め、同号を同表第五

十四号とし、同表第五十七号から第六十八号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県訓令第四号

本 庁

地 域 機 関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表管財課の項を削り、婦人相談センターの項を次のように改める。

婦人相談センター	調理給食の業務に従事する職員	4週間を平均して1週間について38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	45分以上2時間以内とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
----------	----------------	------------------------	------------------	------------------------------	-------------------------------------

別表中央児童相談所の項を削り、所沢児童相談所の項を次のように改める。

所沢児童相談所	調理給食の業務に従事する職員	4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	勤務時間が7時間45分の場合には45分以上1時間30分以内とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
---------	----------------	------------------------	-------	------------------------------	--

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県訓令第五号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表広聴広報課の項及び食品安全課の項を次のように改める。

広聴広報課	県民案内及び県民相談の業務に従事する職員	上と同じ。	上と同じ。	上と同じ。	上と同じ。
	平和資料館に駐在する職員	4週間を平均して1週間について38時間45分	上と同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所屬長が定める。	上と同じ。
食品安全課	卸売市場の監視等の業務に従事する職員	1週間につき38時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分	上と同じ。	日曜日及び土曜日	上と同じ。

1	する職員			務の実情に 応じ所属長が 定める日	
防災航空 センター	全職員	上に同じ。	上に同じ。	4週間について 8日とし、 業務の実情 に応じ所属長 が定める。	勤務時間が7 時間45分の 場合は1時間 又は45分、 15時間30 分の場合は8 時間30分又 は8時間15 分とし、その 時限は、業務 の実情に応じ 所属長が定め る。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表産業支援課の項の改正規定は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第六号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「、新都心医療拠点企画室長、行政監察幹及び技術評価幹」を「及び行政監察幹」に改め、同項第六号中「、新都心医療拠点企画室長」及び「、技術評価幹」を削る。

様式第七号の備考3中「、~~新~~を削る。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、様式第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第七号

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十三条」に改める。

第二十六条第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げるもののほか、本庁の部長以上の者の決裁を要する契約その他の文書等のうち重要なもの（定例的なものを除く。）又は異例なもの

第二十六条第四号及び第五号を削る。

第五十二条を第五十三条とし、第四十五条から第五十一条までを一条ずつ繰り下げらる。

第四十四条第一項中「第四十二条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、同条第三項中「第四十条第三項」を「第四十一条第三項」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十三条を第四十四条とする。

第四十二条第一項中「第四十八条」を「第四十九条」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十一条を第四十二条とし、第三十八条から第四十条までを一条ずつ繰り下げ、第三十七条の次に次の一条を加える。

（歴史公文書の保存）

第三十八条 歴史公文書（歴史資料として重要な文書等をいう。）は、第一種の種別に区分し、保存するものとする。

別表課の文書記号の表中

情報企画課

情企

を「情報システム課

情シス

」に改め、同表システム管

理課の項を削り、同表中

入札企画課

入企

」を

「入札課

入

」に改め、同表入札執行課の

項を削り、同表中

自然環境課

自然

」を「みど

り自然課

みどり

」に改め、同表みどり再生課の項を

削り、同表障害者自立支援課の項中「障害者自立支援課」を「障害者支援課」に改め、同表子育て支援課の項を削る。

別表所の文書記号の表埼玉県平和資料館の項を削る。

様式第十三号中「~~第42条関係~~」を「~~第43条関係~~」に改める。

様式第十四号中「~~第45条関係~~」を「~~第46条関係~~」に改める。

様式第十五号中「~~第46条関係~~」を「~~第47条関係~~」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十六条及び別表の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第八号

本庁
地域機関

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令を廃止する訓令
公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令（昭和五十三年埼玉県訓令
第四号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第九号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
別表埼玉県税事務所長印の項中、「不動産取得税及び鉸区税」を「及び不動産取
得税」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第十号

環境部
環境管理事務所

埼玉県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県鳥獣保護員設置規程（昭和三十九年埼玉県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「環境部自然環境課」を「環境部みどり自然課」に改める。

第三条中「環境部自然環境課長」を「環境部みどり自然課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

訓令

埼玉 県

埼玉県流域下水道事業訓令第一号
埼玉県教育委員会

本 庁
地 域 機 関
埼玉県下水道局
埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司
埼 玉 県 下 水 道 事 業 管 理 者 加 藤 孝 夫
埼 玉 県 教 育 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者 清 水 松 代

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令

埼 玉 県
埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業
埼玉県教育委員会

訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「環境部みどり再生課」を「環境部みどり自然課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局
県立教育機関

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清水 松代

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する規程を廃止する訓令

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する規程（昭和五十三年埼玉県教育委員会訓令第五号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 前 島 富 雄

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の

一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育事務所長の項専決事項の欄第一号中「表」を「項」に改め、同欄中第六号から第十二号までを削り、第十三号を第六号とし、第十四号を第七号とする。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程及び埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 前 島 富 雄

埼玉県教育局等文書管理規程及び埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を

改正する訓令

(埼玉県教育局等文書管理規程の一部改正)

第一条 埼玉県教育局等文書管理規程(平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。

第二十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、教育長の決裁を要する文書等のうち重要なもの(定例的なものを除く。)又は異例なもの

第二十五条第四号及び第五号を削る。

第四十七条を第四十八条とし、第四十条から第四十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十九条第三項中「第三十五条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条を第四十条とする。

第三十八条を第三十九条とする。

第三十七条第一項中「第四十三条」を「第四十四条」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十六条を第三十七条とし、第三十三条から第三十五条までを一条ずつ繰り下げ、第三十二条の次に次の一条を加える。

(歴史公文書の保存)

第三十三条 歴史公文書(歴史資料として重要な文書等をいう。)は、第一種の種別に区分し、保存するものとする。

様式第十一号中「(第37条関係)」を「(第38条関係)」に改める。

様式第十二号中「(第40条関係)」を「(第41条関係)」に改める。

様式第十三号中「(第37条関係)」を「(第38条関係)」に改める。

(埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部改正)

第二条 埼玉県立学校文書管理・公印規程(平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条 第四十四条」を「第三十八条 第四十五条」に、「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第八条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第四十五条を第四十六条とし、第三十一条から第四十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十条第一項中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条を第三十条とし、第二十六条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の次に次の一条を加える。

(歴史公文書の保存)

第二十六条 歴史公文書(歴史資料として重要な文書等をいう。)は、第一種の種別に区分し、保存するものとする。

別表第二中「(第37条関係)」を「(第38条関係)」に改める。

様式第七号中「(第30条関係)」を「(第31条関係)」に改める。

様式第八号中「(第40条関係)」を「(第41条関係)」に改める。

様式第九号中「(第42条関係)」を「(第43条関係)」に改める。

様式第十号中「(第43条関係)」を「(第44条関係)」に改める。

様式第十一号中「(第44条関係)」を「(第45条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県教育局等文書管理規程第二十五条の改正規定及び第二条中埼玉県立学校文書管理・公印規程第八条第二項の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 歴史的資料の保存及び利用に関する規程(平成三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号)は、廃止する。

(歴史的資料の保存及び利用に関する規程の廃止に伴う経過措置)

3 この訓令の施行の日の前日において現に文書館長が引継ぎ又は移管を受けていない歴史的資料については、なお従前の例による。

(埼玉県教育局等公印規程の一部改正)

4 埼玉県教育局等公印規程（昭和四十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「歴史的資料」を「歴史資料」に改める。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

県立学校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 前島 富雄

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

県立幸手商業高等学校

幸商高

を

県立幸手桜高等学

校

桜高

に改め、県立玉川工業高等学校の項を削り、

県立吉川高

等学校

吉川高

を

県立吉川美南高等学校

美南高

に、

県立福岡高等学校

福高

を

県立ふじみ野高等学校

ふ

じみ野高

に改め、県立本庄北高等学校の項、県立入間高等学校の項、県立大井高

等学校の項及び県立幸手高等学校の項を削り、県立深谷はばたき特別支援学校の項の次に次のように加える。

県立草加かがやき特別支援学校

草か特

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県警察本部訓令第14号

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月29日

埼玉県警察本部長 金山 泰 介

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令
埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「運転免許証」の次に「、運転経歴証明書」を加える。

附 則

この訓令は、平成25年 3月29日から施行する。

訓令

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「前条に」を「前条の」に改め、第十三条中「専決することができる者は、」を「専決することができる者に」に改める。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄19中「第六条第二項第一号又は第四号」を「第六条第二項第二号、第三号又は第五号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号中「第十二号から第十七号まで」を「第十二号から十六号まで」に改め、同号を第十七号とし、第十九号を第十八号とする。

第三条第一項の表局の部中「管理担当部長」を「管理部長」に、「水道担当部長」を「水道部長」に改める。

第三条第二項の表局の部局付の項の次に次のように加える。

企画参事	上司の命を受け、局の重要な事業の総合的企画その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務について、局長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
------	---

第八条の表埼玉県地域整備事務所の項分掌事務の欄中「施工」を「施行」に改める。

附則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十五号

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県工業用水道事業給水規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「水道担当部長」を「水道部長」に改める。

第二十条中第五号を第六号とし、第二号から第四号を一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十条の規定による措置をとらなかつたとき。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十六号

埼玉県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

埼玉県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県水道用水供給事業給水規程（昭和四十三年埼玉県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「水道担当部長」を「水道部長」に改める。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十七号

埼玉県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

埼玉県企業局公印規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公印規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表中「埼玉県企業局何担当部長印」を「埼玉県企業局何部長印」に、



を



に改める。

附則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十八号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「運転免許証」の下に「、運転経歴証明書」を加え、同条第二項第二号中「又は日本国籍を有しない者」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項第二号の改正規定は同年七月八日から施行する。

本庁の各課長 技術評価幹 主席工事検査員 副参事 地域機関の長（大久保浄水場長を除く。）	調整幹	副課長 副室長 副主席工事検査員 副場長 副所長
--	-----	--------------------------------------

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第二十号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「参事、管理担当部長、水道担当部長」を「企画参事、参事、管理部長、水道部長」に改め、同項第三号中「管理担当部長」を「管理部長」に改め、同項第四号中「水道担当部長」を「水道部長」に改める。

附則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第二十一号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

本則及び別表中「管理担当部長」を「管理部長」に、「水道担当部長」を「水道部長」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「局長及び」を「局長、企画参事及び」に改める。

第八条中「局長及び」を「局長、企画参事及び」に改める。

別表第三管理者決裁事項の欄中「局長、」の下に「企画参事、」を加え、同表局長及び参事の専決事項の欄中「局長及び」を「局長、企画参事及び」に改め、同欄中「局長、」の下に「企画参事、」を、同欄18中「局長」の下に「及び企画参事」を加える。

別表第四中「局長、」の下に「企画参事、」を加える。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第二十二号

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員倫理規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「参事、管理担当部長、水道担当部長」を「企画参事、参事、管理部長、水道部長」に改め、同項第三号中「管理担当部長」を「管理部長」に改め、同項第四号中「水道担当部長」を「水道部長」に改める。

附則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第二十三号

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程（平成十六年埼玉県公営企業管理規程第十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「管理担当部長」を「管理部長」に改める。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第二十四号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「担当部長」を「部長」に改め、「管理担当部長」を「管理部長」に改め、「水道担当部長」を「水道部長」に改める。

第八条の四第二項中「担当部長」を「部長」に改める。

第三十一条第一号中「管理担当部長」を「管理部長」に改める。

第三十五条第二項中「子ども手当」を削る。

第三十八条第十号の二を削る。

第四十二条第一項ただし書中「子ども手当」を削り、同条第二項中「給与、児童手当及び子ども手当」を「給与及び児童手当」に改める。

第六章中「担当部長」を「部長」に改める。

第九十六条の三第二項中第五号を第六号とし、同項に第五号として次の一号を加える。

五 業務上又は公益上必要な設備で軽易なものに係る土地又は建物の使用許可又は貸付け

第一百十九条中「担当部長」を「部長」に改める。

第一百三十九条の二第二項第六号中「予定単価」を「単価」に改める。

第一百四十条の二の表を次のように改める。

行為の種類				行為を行う者	補助する者
支出負担行為	課	部	局	管理者	局長及び部長
	長	長	長		部長及び課長
					所管の課長
					所管の副課長（総務課にあつては調整幹

支 出	支出負担行為 に関する確認	支出命令										
		出 納 員	本 庁 の 企 業	副 所 長	所 長	主 幹	総 務 課 長	管 理 部 長	副 所 長	所 長	主 幹	
		財務課の所管の主幹及び主査	財務課の所管の主幹及び主査	所管の部長、担当部長及び担当課長	所管の副場長、副所長、部長、 担当部長及び担当課長	所管の主幹及び主査	調整幹、所管の主幹及び主査	総務課長	所管の部長、担当部長及び担当課長	所管の副場長、副所長、部長、 担当部長 及び担当課長	所管の主幹及び主査	を含む。）、主幹及び主査

第四百四十条の三第一項中「担当部長」を「部長」に改める。

第八章中「担当部長」を「部長」に改める。

第一百五十四条中「担当部長」を「部長」に改める。

別表第七及び別表第七の二の表中「担当部長」を「部長」に改める。

別表第七の二の表備考八及び備考九中「担当部長」を「部長」に改める。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局文書管理規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表がんセンター建設課の項の次に次のように加える。

小児医療センター建設課	小建
-------------	----

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局公印規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県病院局がんセンター建設部長印の項を次のように改める。

埼玉県病院局 病院建設部長印	同	埼玉県病院局 病院建設部長印	同	同
-------------------	---	-------------------	---	---

別表埼玉県病院局がんセンター建設課長印の項の次に次のように加える。

小児医療センター 建設課長印	同	埼玉県病院局 小児医療センター 建設課長印	同	同
-------------------	---	-----------------------------	---	---

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「運転免許証」の下に「、運転経歴証明書」を加え、同条第二項第二号中「又は日本国籍を有しない者」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項第二号の改正規定は平成二十五年七月八日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及びがんセンター建設課」を「、がんセンター建設課及び小児医療センター建設課」に改め、同条第二項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十七条までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

4 小児医療センター建設課においては、次の事務を所掌する。

一 小児医療センターの建設に関すること。

第八条第一項の表を次のように改める。

名称	組織	
	部 科 室 及 び セ ン タ ー 名	担 当 名
循環器・呼吸器病センター	循環器内科 心臓血管外科 放射線科 呼吸器内科 呼吸器外科 脳神経外科 消化器外科 リハビリテーション 科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部	

	実験検査部				
	理学療法部				
	臨床工学部				
	看護部				
がんセンター	地域医療連携室				
	事務局	総務・職員担当 管財担当 会計担当			
	<table border="1"> <tr> <td>管理部</td> <td>総務・職員担当 管財担当 会計担当</td> </tr> <tr> <td>業務部</td> <td>医事・経営担当 用度担当</td> </tr> </table>	管理部	総務・職員担当 管財担当 会計担当	業務部	医事・経営担当 用度担当
管理部	総務・職員担当 管財担当 会計担当				
業務部	医事・経営担当 用度担当				
血液内科					
乳腺腫瘍内科					
緩和ケア科					
精神腫瘍科					
消化器内科					
内視鏡科					
消化器外科					
呼吸器内科					
胸部外科					
乳腺外科					
脳神経外科					
整形外科					
形成外科					
婦人科					
頭頸部外科					
皮膚科					
泌尿器科					
歯科口腔外科					
麻酔科					
放射線治療科					
放射線診断科					
病理診断科					
腫瘍診断・予防科					

	放射線技術部	
	検査技術部	
	臨床工学部	
	薬剤部	
	栄養部	
	看護部	
	治験管理室	
	地域連携・相談支援センター	
	臨床腫瘍研究所	
	図書館	
事務局	管理部	総務・職員担当 管財担当 会計担当
	業務部	医事・経営担当 用度担当
		新病院準備担当
小児医療センター	総合診療科 未熟児・新生児科 代謝・内分泌科 腎臓科 感染免疫・アレルギー科 I科 血液・腫瘍科 遺伝科 精神科 神経科 循環器科 放射線科 外科 整形外科・リハビリテーション科 形成外科	

	脳神経外科		
	心臓血管外科		
	皮膚科		
	泌尿器科		
	眼科		
	耳鼻咽喉科		
	歯科		
	麻酔科		
	病理診断科		
	保健発達部		
放射線技術部			
検査技術部			
薬剤部			
栄養部			
臨床工学部			
看護部			
地域連携・相談支援 センター			
事務局		管理部	総務・職員担当 管財担当 会計担当
		業務部	医事・経営担当 用度担当
			新病院準備担当
精神医療センター	第一精神科		
	第二精神科		
	第五精神科		
	第六精神科		
	第七精神科		
	外来・地域支援科		
	療養援助部		
検査部			
薬剤部			

	栄養部	
	看護部	
	事務局	管理業務部 総務・職員担当 管財担当 医事・経営担当 会計担当 用度担当

第九条第一項の表を次のように改める。

組織	職	職務
病院	病院長	上司の命を受け、当該機関が分掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	センター付	上司の命を受け、センターの特定事務に従事する。
循環器・呼吸器病センター	副病院長	病院長を助け、事務局及び地域医療連携室の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
地域医療連携室	地域医療連携室長	上司の命を受け、地域医療連携室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
がんセンター	副病院長	病院長を助け、治験管理室、地域連携、相談支援センター、臨床腫瘍研究所、図書館及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
治験管理室	治験管理室長	上司の命を受け、治験管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

		地域連携・相談支援センター	地域連携・相談支援センター長	上司の命を受け、地域連携・相談支援センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		臨床腫瘍研究所	臨床腫瘍研究所長	上司の命を受け、臨床腫瘍研究所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		図書館	図書館長	上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	小児医療センター	副病院長	病院長を助け、地域連携・相談支援センター及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	
		地域連携・相談支援センター	地域連携・相談支援センター長	上司の命を受け、地域連携・相談支援センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		精神医療センター	副病院長	病院長を助け、事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
事務局		局長	上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	
		副局長	局長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務局の事務を整理する。	
部		部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	

科	科長	上司の命を受け、科の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
---	----	---

第九条第二項の表を次のように改める。

組織	職	職務
病院	医療安全管理室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	医幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	精神保健指導幹	上司の命を受け、特に指定された困難な精神保健及び精神障害者の療養に関する援助の事務に従事するとともに、当該指定事務について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	医長	上司の命を受け、特に指定された高度の医療技術を必要とする診療等の事務に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務に従事する。
	主査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	医員	上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う事務に従事する。
循環器・呼吸器病センター	感染症対策部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
がんセンター	デイケア部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌

部（事務局の部を除く。）	主席技師長	理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	副部長	上司の命を受け、極めて高度の知識、経験等を必要とする特に困難な診療放射線技師又は臨床検査技師の行う事務に従事する。
	技師長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	主査	上司の命を受け、高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。
	副技師長	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	看護師長	上司の命を受け、相当高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。
科	部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	副部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指

がんセンター	臨床腫瘍研究所	主席主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		主任研究員	上司の命を受け、極めて高度の専門的技術の研究に従事する。
		専門研究員	上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。
	図書館	主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		主査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「、二種及び三種」を「から五種まで」に、「）から平成二十五年三月三十一日」を「、四種又は五種とされている職にある職員にあつては平成二十五年四月一日）から平成二十六年三月三十一日」に改め、「（三種」の下に「から五種まで」を加える。

別表第六イの病院の部循環器・呼吸器病センターの項中「医療連携室長」の次に「感染症対策部長」を加え、同表の病院の部がんセンターの項中「相談支援センター長」を「地域連携・相談支援センター長」に改め、同表の病院の部がんセンターの項の次に次のように加える。

小児医療センター		地域連携・相談支援センター長
----------	--	----------------

別表第七を次のように改める。

勤務箇所	職員	調整数
循環器・呼吸器病 センター	医師、歯科医師及び診療放射線技師	一・五
	臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士及び理学療法士	二
	医療器材の滅菌・整備保管等の業務（以下「中央材料室の業務」という。）、医療安全管理業務及び地域医療連携業務以外の業務に従事する看護師及び准看護師	
	看護部副部長の業務、中央材料室の業務、医療安全管理業務及び地域医療連携業務に従事する看護師	一・五
	看護師である副病院長及び看護部長	一
がんセンター	医師、歯科医師、診療放射線技師及び物理工学に関する専門的知識を必要とする医療技術職員	二・五

		臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士及び理学療法士	二
		外来及び医療器材の滅菌・整備保管等の業務（以下「外来等の業務」という。）、医療安全管理業務及び地域連携・相談支援業務以外の業務に従事する看護師及び准看護師	
		看護部副部長の業務、外来等の業務、医療安全管理業務及び地域連携・相談支援業務に従事する看護師及び准看護師	一・五
		看護師である副病院長及び看護部長	一
小児医療センター	一	医師、歯科医師及び診療放射線技師	二・五
		臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士	二
		中央材料室の業務、医療安全管理業務及び地域連携・相談支援業務以外の業務に従事する看護師及び准看護師	
		看護部副部長の業務、中央材料室の業務、医療安全管理業務及び地域連携・相談支援業務に従事する看護師及び准看護師	一・五
		看護師である副病院長及び看護部長	一
精神医療センター	一	医師、歯科医師及び診療放射線技師	二・五
		臨床検査技師及び作業療法士	二
		外来等の業務及び医療安全管理業務以外の業務に従事する看護師及び准看護師	
		看護部副部長の業務、外来等の業務及び医療安全管理業務に従事する看護師及び准看護師	一・五
		看護師である副病院長及び看護部長	一

別表第九の職の項中「相談支援センター長」を「地域連携・相談支援センター長」に改め、「部長（病院事業管理者が定めるものに限る）」の次に「感染症対策部長」を加える。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「がんセンター建設課長」の下に「及び小児医療センター建設課長」を加える。

第三十八条第十号の二を削る。

第四十二条第一項中「、子ども手当」を削る。

第九十三条第一項中「第六号までに掲げる事項を記載し、かつ、第七号から第十号まで」を「第七号までに掲げる事項を記載し、かつ、第八号から第十一号まで」に改め、同項第八号中「登記簿又は」を削り、同項第九号中「又は地上権」を削り、同項第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 前条第一項の規定による調査結果

第一百一十一条中「第七号までに掲げる事項を記載し、かつ、第八号から第十一号まで」を「第八号までに掲げる事項を記載し、かつ、第九号から第十二号まで」に改め、第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 第九十二条の二第一項の規定による調査結果

第四百四十六条第一項第四号中「非常災害時において」を「非常災害の場合、又は非常災害の場合以外の場合であつて人の生命、身体若しくは財産に重大な危害が及ぶおそれがあるときにおいて、」に改める。

第四百四十八条第二項第六号中「予定単価」を「単価」に改める。

第五百五十二条、第五百五十三条第一項、第五百五十六条、第五百五十七条第一項及び第二項、第五百五十八条第一項及び第二項中「課長」の下に「、建設課長」を加える。

第五百五十九条第一項第一号中「非常災害時に行う応急の工事を除く。」を「第四百四十六条第一項第四号に該当するものを除く。」に改め、第四項第一号に次のように加える。

ト 代金の支払について第九十五条の二ただし書の規定を適用するときは、そ

の理由

チ 第九十二条の二の規定に係る調査及び措置事項並びにこちらに要する経費
様式第三十五号(一)を次のように改める。

	年 度	会 計	通 知 年 月 日	通 知 番 号	支 払 金 額																				
	年度	埼玉県病院事業 (課・病院名)			<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																

(裏面を御覧ください。)

通知書(埼玉県病院事業)

受取方法 次のいずれかの方法でお受け取りください。

- 1 現金受領の場合 下記の銀行にこの通知書を持参(運転免許証等の提示を求められることがあります。)
- 2 口座入金の場合 取引のある金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く。)にこの通知書、印鑑及び通帳を持参

埼玉県病院局経営管理課企業出納員 印

支払金融機関	支払済印	検 印
銀行 本(支)店		
支払内容		係 印

(裏面)

<p>1 受取方法</p> <p>(1) 現金で受け取る方法 (支払金融機関で受け取る方法)</p> <p>ア 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を記入し、押印した上で、通知年月日から1年以内に、表面に記載された銀行の支店に提出し、現金をお受け取りください。</p> <p>イ 受取人が法人の場合は、領収の年月日、住所、法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押印した上で、上記と同様の手続により、現金をお受け取りください。</p> <p>ウ 本人に代わって代理人が受け取る場合は、本人が委任状欄に記名押印し、代理人が領収書欄に記名押印してください。</p> <p>(2) 支払金融機関以外の金融機関の預金口座に入金する方法</p> <p>ア 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を記入し、押印した上で、通知年月日から1年以内に、取引のある金融機関店舗(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く。)に印鑑及び預金通帳とともに提出すると、預金口座に入金記帳されます(入金は後日になります)。</p> <p>イ 受取人が法人の場合は、領収の年月日、住所、法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押印した上で、上記と同様の手続により提出すると、預金口座に入金記帳されず(入金は後日になります)。</p> <p>* 上記(2)の手続には、手数料がかかる場合があります。</p>	<p>2 受取上の注意</p> <p>(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、本送金通知書では支払を受けることはできません。</p> <p>ア 表面に記載された支払金額又は宛先の住所若しくは氏名が訂正されているもの</p> <p>イ 領収印(代理人を受け取る場合は、本人の委任印及び代理人の領収印)がないもの</p> <p>ウ 通知年月日から1年を経過したもの(受取方法については、発行機関にお問い合わせください。)</p> <p>(2) その他</p> <p>受取時の住所又は氏名が宛先の住所又は氏名と異なる場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民票の写し、登記事項証明書その他受取時の住所又は氏名を証明できるものを金融機関の窓口に表示してください。</p>
---	---

<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>表面の支払金額の欄に記載された金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>(受取人が個人の場合は、本人又は代理人が氏名を自署することにより押印を省略できます。)</p>	<p>営業に関するもので受取金額が3万円以上のものは収入印紙をお貼りください。</p> <p style="text-align: center;">㊟</p>
---	--

<p>委 任 状</p> <p>表面の支払金額の欄に記載された金額の受取を</p> <p>(代理人)</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>に委任します。 年 月 日</p> <p>(本 人)</p> <p>住所</p> <p>氏名 ㊟</p>
--

様式第五十四号を次のように改める。

埼玉県病院事業物品標示票

課又は病院名	
品目	
整理番号	
取得年月日	
備考	

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三十八条第十号の二を削る改正規定及び第四十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の埼玉県病院事業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「、二種及び三種」を「から四種まで」に、「」から平成二十五年三月三十一日」を「、四種とされている職にある職員にあつては平成二十五年四月一日）から平成二十六年三月三十一日」に改め、「（三種」の下に「又は四種」を加える。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝夫

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「運転免許証」の下に「、運転経歴証明書」を加え、同条第二項第二号中「又は日本国籍を有しない者」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項第二号の改正規定は平成二十五年七月八日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「、子ども手当」を削る。

第四十五条中第十一項を削り、第十二項を第十一項とする。

第四十九条第一項ただし書中「、子ども手当」を削る。

第三百三十条第二項中第五号を第六号とし、同項に第五号として次の一号を加える。

五 業務上又は公益上必要な設備で軽易なものに係る固定資産の使用許可又は貸付け

第三百三十二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前二項の規定にかかわらず営利を目的とする写真、映画、テレビ等の撮影の用に供するための固定資産の使用許可に係る使用料の額は、別表第二の2に定めるとおりとする。

第八十七条第二項第六号中「予定単価」を「単価」に改める。

別表第一収益の部の表中

特別利益	当年度の経常的収益から除外すべき収益
	を

特別利益	当年度の経常的収益から除外すべき収益 (1件1,000万円以上)
	に

改め、費用の部の表中

「特別損失				当年度の経常費用から除外すべき損失	」
-------	--	--	--	-------------------	---

「特別損失				当年度の経常費用から除外すべき損失 (1件1,000万円以上)	」
-------	--	--	--	------------------------------------	---

改め^②。

別表第二の次の次の一表を加え^②。

別表第二の2(第132条関係)

使用の区分	使用料
(1) 土日祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く日の8:45から17:00の時間帯に営利を目的とする写真、映画、テレビ等の撮影に使用させる場合	1日の場合40,000円 半日(4時間)以内の場合20,000円
(2)(1)以外の時間帯に営利を目的とする写真、映画、テレビ等の撮影に使用させる場合	1時間当たり10,000円

備考

- 1 使用料の額は面積にかかわらず1箇所についての額とする。
- 2 (1)の場合時間帯のうち4時間を超える場合1日とする。
- 3 (2)の場合1時間に満たない端数がある場合は、その端数は切り上げる。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三百二十二条の改正規程、別表第二の次の次の一表を加える改正規程は、平成二十五年五月一日から施行^②。

告 示

埼玉県告示第三百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年三月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人ジヨブフィードバック
- 三 代表者の氏名
石崎 修次
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市南越谷五丁目十六番地ニライフピア新越谷三 四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、求職者と採用企業の健全で対等な就業環境の実現のために、中立の立場から就職活動における情報の提供及び支援を実施し、就業関係の改善に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ミレニアム教育・環境研究普及協会

三 代表者の氏名

榎野 紀元

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市大沼一丁目八十一番地 栗原第一ビル一 三号

五 定款に記載された目的

この法人は、児童、青少年、成人、高齢者を対象として、論語をはじめ古今東西の偉人、聖人の言葉（新論語）に関するセミナーや講座を開催することにより、日本国民の情緒及び心の豊かさの復興と道徳秩序の回復を図ることを目的とする。あわせて、自然素材を多用した住まいづくりを広め、美しい町並み景観を生み出し、心身ともに健全ならしめる環境づくりを図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年三月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子育て支援あげお
- 三 代表者の氏名
大場 玲子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市中分一丁目十三番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子育て中の親及び子育てに関わる家族に対し支援活動を行う。また、地域ぐるみ子育てに向けて協働する地域社会づくり、及び、子育てに携わる全ての人々の資質の向上を目指したより豊かな社会教育の推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ボランティア活動市民の会

三 代表者の氏名

島田 豊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市箭弓町二丁目十二番七号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、路上生活者（ホームレス）や生活困窮者が、人間らしい生活を取り戻せるよう、宿泊及び労働の場など、自立に向けて踏み出すための環境を整えることによつて、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、介護を必要とする高齢者に対し、住宅及び介護サービスを提供し、安心した社会生活を営むことができる場を提供する。

また、路上生活者（ホームレス）や生活困窮者及び身体障害者が、社会生活を営むことができるようにするため、宿泊及び労働の場などを提供し、自立に向けて踏み出すための環境を整えることによつて、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人所沢・生命と緑を守る会

三 代表者の氏名

城野 律子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字神米金百八十五番地の十五

五 定款に記載された目的

この法人は、環境・教育・福祉に関する調査・研究及び実践・支援活動を通して心の豊かさを基調とする循環型社会の形成を推進し、地域社会に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年三月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人トリプルワールド
- 三 代表者の氏名
渡部 三重子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県加須市騎西五百九十八 一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、被災者の方たちや地域の方たちに食事を提供することにより、交流を深めながら、友情を育み、自信を持って地域で明るく、元気で生活できるようにすることと被災者の方たちの雇用の創出を支援することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年三月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人タクイハート
- 三 代表者の氏名
幾田 慎一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県加須市騎西五百九十八 一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の被災者だけでなく、埼玉県内にいる被災者の人達と地域の人達との交流を深めるため、交流の場を設け、お互いの自立心を強くすることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百六十五号

知事等を名宛人とする埼玉県告示の様式における敬称の取扱いの特例を次のとおり定める。

平成二十年埼玉県告示第六百五十三号（知事等を名あて人とする埼玉県告示の様式における敬称の取扱いの特例について）は、平成二十五年三月二十九日限り、廃止する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

知事又はその補助機関を名宛人とする埼玉県告示の様式の規定の適用に当たっては、当分の間、これらの規定中当該名宛人に付されている「（敬称）」はこれが付されず、かつ、当該名宛人の上に「（敬称）」と記載されているものとみなす。ただし、これによることが適当でないと知事が認めたものについては、この限りでない。

なお、この告示の施行の際現に埼玉県告示の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

告示

埼玉県告示第三百六十六号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一八㊦	11D〇〇〇215	四	農業	平成二十四年十二月十日
	11D〇〇〇218			平成二十五年十一月三十日
一〇〇㊦	11G〇65286	二	農業	平成二十四年十二月十日
	11G〇65287			平成二十五年十一月三十日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

埼玉県加須市阿佐間千四十三

ほくさい農業協同組合 大利根給油所

免税証を交付した事務所

亡失年月日

埼玉県春日部県税事務所

平成二十五年一月四日

告 示

埼玉県告示第三百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十五年度において県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。

二 認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

- イ 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者
- ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者
- ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者

ニ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がある者

ホ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間がある者

へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者

(1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

(2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適合であると認める者

三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本額

四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

告 示

埼玉県告示第三百六十八号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第四号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第五号中「第九十六条の三第二項の規定により」を「第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として」に改める。

様式第一号を次のように改める。

行政庁 記入欄			
	1	2	3
代表窓口 自治体			

年 月 日

申請地方公共団体申請書

(宛先)

埼玉県知事

____年度において埼玉県電子入札共同システムで行われる競争入札に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

事業所の所在地又は住所

(ふりがな)

商号又は名称

事業所名

事業所代表者役職名

(ふりがな)

事業所代表者氏名

㊞

ユーザ I D

記

	埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市	狭山市	羽生市
建設工事															
設計・調査・測量															
維持管理															
	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市
建設工事															
設計・調査・測量															
維持管理															
	八潮市	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町
建設工事															
設計・調査・測量															
維持管理															
	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町
建設工事															
設計・調査・測量															
維持管理															
	寄居町	宮代町	杉戸町	松伏町	越谷・松伏 水産企業団										
建設工事															
設計・調査・測量															
維持管理															
															全自治体
建設工事															
設計・調査・測量															
維持管理															

- ※ 競争入札参加資格の申請を希望する自治体に○を記入すること。
- 全自治体に申請を希望する場合は、『全自治体』欄に○を記入すること。
- ※ 申請を希望する自治体の中から代表窓口自治体を選び『代表窓口自治体』欄に記入すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成七年埼玉県告示第千七百八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条中「総務部入札執行課」を「総務部入札審査課」に改める。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立深谷商業高等学校外 1 校における電子計算組織 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校 I C T 推進担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 2 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社信光エムエムディ 東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 6 番 15 号
- 5 落札金額
26,775,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 1 月 11 日

告 示

埼玉県告示第三百七十一号

昭和四十六年埼玉県告示第千四百五十一号（県民の日を定める条例第五条の規定に基づく使用料免除施設の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県平和資料館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

サンワックス・太平共同事業体

埼玉県行田市行田二十二番十号

二 指定の期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉こころのかけ橋

三 代表者の氏名

川 上 幸 子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区太田窪五丁目七番五号コーポ太田窪二百十号室

五 定款に記載された目的

この法人は、看護師や介護福祉士、訪問介護員、その他資格者、そして一般市民などを対象として、職場や家庭の中で発生する「こころ」の問題を解決する手段としての心理学講座を開催する。次に、様々な障害者や高齢者とその家族に対して精神的な援助や家事援助、介護支援を行う。そして、その活動を行う中で障害者と高齢者の社会参加と社会復帰、社会進出も積極的に支援していく。

告示

埼玉県告示第三百七十四号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関から名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

変更前	変更後	変更年月日
財団法人消防試験研究センター	一般財団法人消防試験研究センター	平成二十五年四月一日

告示

埼玉県告示第三百七十五号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関から名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

変更前	変更後	変更年月日
財団法人消防試験研究センター	一般財団法人消防試験研究センター	平成二十五年四月一日

告 示

埼玉県告示第三百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
医療法人財団明理会 埼玉セントラル病院	入間郡三芳町上富東永久保 2 1 7 7 - 2	医療法人財団 明理会	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
ユニコ調剤薬局ユニメック	坂 戸 市 関 間 1 - 1 - 1 8	有限会社ユニコ調剤薬局	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 1 月 1 日
デイサービスあっとほ～む	川 口 市 差 間 3 - 1 3 - 3	株式会社 ever free	通 所 介 護	平成 25 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
優 和 の 里	本 庄 市 児 玉 町 宮 内 1 3 8 3	有限会社 優和の里	訪 問 介 護	平成 25 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
ケアプラン てまり	草加市苗塚町 6 6 - 5 サープハイツ 2 0 5	有限会社さんぼ	居 宅 介 護 支 援	平成 25 年 2 月 1 日
居宅介護支援事業所 ソラスト草加	草加市草加 1 - 1 0 - 1 グリーンヒルズ 1 階	株式会社ソラスト	居 宅 介 護 支 援	平成 25 年 2 月 1 日
デイサービス ソラスト草加	草加市草加 1 - 1 0 - 1 グリーンヒルズ 1 階	株式会社ソラスト	通 所 介 護	平成 25 年 2 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
デイサービス ココファン新座石神	新 座 市 石 神 1 - 6 - 7	株式会社学研ココファン	通 所 介 護	平成 25 年 2 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
デイサービス ココファン北本	北 本 市 中 央 2 - 9 5	株式会社学研ココファン	通 所 介 護	平成 25 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
株式会社福祉の街 西入間サポートセンター	入間郡毛呂山町長瀬 7 2 0 - 2 5	株式会社福祉の街	福 祉 用 具 貸 与	平成 25 年 3 月 1 日
			特 定 福 祉 用 具 販 売	
			特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	

			介護予防福祉用具貸与	
デイサービスセンター 豆の家	比企郡鳩山町大豆戸154-4	株式会社風翠	通所介護	平成25年3月1日
			介護予防通所介護	
ケアステーション かざみどり	比企郡鳩山町大豆戸154-4	株式会社風翠	訪問介護	平成25年3月1日
			介護予防訪問介護	
ケアプラン かざみどり	比企郡鳩山町大豆戸154-4	株式会社風翠	居宅介護支援	平成25年3月1日
ユニコ薬局 高坂店	東松山市松風台9-1	有限会社ユニコ調剤薬局	居宅療養管理指導	平成24年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
あおぞら薬局 清水町店	坂戸市清水町46-40ライフルマンション102号室	有限会社ユニメディカル	居宅療養管理指導	平成24年11月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ユニコ薬局 東坂戸店	坂戸市東坂戸2-8-104	有限会社ユニコ調剤薬局	居宅療養管理指導	平成24年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
あおぞら薬局 藤金店	鶴ヶ島市藤金304-2	有限会社ユニメディカル	居宅療養管理指導	平成24年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ユニコ薬局 ふじみ野店	富士見市ふじみ野西1-21-4斉藤ビル-2階	有限会社ユニコ調剤薬局	居宅療養管理指導	平成24年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
有限会社 ユニコ調剤薬局 若葉店	坂戸市関間4-15-18	有限会社ユニコ調剤薬局	居宅療養管理指導	平成24年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
特定非営利活動法人かしの実	上尾市小泉244-8	特定非営利活動法人かしの実	訪問介護	平成25年4月1日

有限会社 ふれあい薬局	飯能市稲荷町3-17	有限会社ふれあい薬局	居宅療養管理指導	平成25年3月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
介護相談センター 所沢	所沢市御幸町7-13 MAC所沢コート402	合同会社うたがわ	居宅介護支援	平成25年3月1日
楽楽デイサービスセンター	坂戸市塚越1115-1	株式会社ネクスト	通所介護	平成25年3月1日
			介護予防通所介護	
守護神ケア居宅介護支援事業所	春日部市南1-1-7東部地域振興ふれあい拠点施設5階A-1	株式会社守護神ケア	居宅介護支援	平成25年3月1日
守護神ケア訪問介護事業所	春日部市南1-1-7東部地域振興ふれあい拠点施設5階A-1	株式会社守護神ケア	訪問介護	平成25年3月1日
			介護予防訪問介護	
あっとホームふれあい	春日部市中央8-4-30	有限会社ナーシングケアセンター	通所介護	平成24年12月1日
			介護予防通所介護	
あさがお吉川	吉川市保1-21-10	株式会社ウイズネット	居宅介護支援	平成25年3月1日
ウイズネットホームヘルプサービス吉川	吉川市保1-21-10	株式会社ウイズネット	訪問介護	平成25年3月1日
			介護予防訪問介護	
リハビリデイサービス yawaragi	東松山市高坂1302カームハウス松田1階	株式会社キープフィットライフ	通所介護	平成25年4月1日
			介護予防通所介護	
りはびり空間 ヴェルペン スマイルスタジオ	飯能市栄町18-13コヤマビル1F	株式会社ヴェルペンファルマ	通所介護	平成25年3月1日
			介護予防通所介護	
デイサービス ココファン南越谷	越谷市七左町2-1	株式会社学研ココファン	通所介護	平成25年2月1日
			介護予防通所介護	

本町薬局	戸田市本町 1 - 1 3 - 1 8	株式会社ダイチ	居宅療養管理指導	平成25年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
第一薬局 戸田公園駅前店	戸田市本町 1 - 1 6 - 1 6	株式会社ダイチ	居宅療養管理指導	平成25年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ひだまり	久喜市菖蒲町菖蒲 4 5 2 - 1 0	株式会社スリーアローズ	通所介護	平成25年3月1日
			介護予防通所介護	
デイサービスおひさま	南埼玉郡宮代町東姫宮 2 - 1 0 - 2 9	合同会社ミヒリー	通所介護	平成25年3月1日
			介護予防通所介護	
西田整骨院グループ にしだ元気倶楽部	川口市北園町 1 2 - 2 3	メディカルサポート・ガイア株式会社	通所介護	平成25年2月1日
			介護予防通所介護	
居宅介護支援事業所 川口かがやきの里	川口市西新井宿 1 0 6 5 - 1	社会福祉法人安心会	居宅介護支援	平成24年12月1日
コミュニケア24癒しのデイサービス西川口	川口市並木 3 - 1 7 - 5	株式会社リエイ	通所介護	平成25年3月1日
			介護予防通所介護	
茶話本舗デイサービス川口新井町	川口市新井町 1 9 - 1 2	株式会社ひふみ	通所介護	平成25年3月1日
ケアサポート24若葉	鶴ヶ島市富士見 4 - 2 - 1 6	株式会社ネクスト	訪問介護	平成25年3月1日
			介護予防訪問介護	
深谷南地域福祉事業所 ロングデイ 上柴	深谷市上柴町西 4 - 2 3 - 2 1	企業組合労協センター事業団	通所介護	平成24年12月1日
			介護予防通所介護	
ケアサポート若葉	鶴ヶ島市富士見 4 - 2 - 1 6	株式会社ネクスト	居宅介護支援	平成25年3月1日

く る み 薬 局	幸 手 市 上 高 野 1 9 6 5 - 1	有限会社くるみ調剤薬局	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
エース薬局 朝霞調剤センター	朝 霞 市 本 町 1 - 3 3 - 4 8	株式会社エフケイ	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 4 月 2 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
訪問看護ステーションかけはし	秩 父 市 中 村 町 3 - 6 - 2 4	医療法人俊仁会	訪 問 看 護	平成 25 年 2 月 4 日
			介 護 予 防 訪 問 看 護	
トミオ桶川べにばなテラス	桶 川 市 鴨 川 1 - 8 - 1 7	株式会社トミオケア	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	平成 25 年 1 月 1 日
			介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	
医療法人 健友会 あっぷる歯科	日 高 市 高 萩 6 2 4 - 8	医療法人 健友会	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 1 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
希 望 デ イ サ ー ビ ス	三 郷 市 三 郷 1 - 5 - 9	株式会社フィニックス	通 所 介 護	平成 25 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
あいデイサービスセンター	入 間 市 小 谷 田 2 6 9 - 1	入間市小谷田269-1	通 所 介 護	平成 25 年 2 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
元 気 ク リ ニ ッ ク 若 葉	鶴ヶ島市富士見4-2-16グランステージ若葉1F	宮 崎 英 史	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 2 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
北本ひまわりケアサポート	北 本 市 中 丸 7 - 5 2 - 1	株式会社ひまわりケアサポート	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平成 25 年 2 月 1 日
			小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	
			介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	

			介護予防小規模多機能型居宅介護	
--	--	--	-----------------	--

告 示

埼玉県告示第三百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
株式会社大起エンゼルヘルプ三郷ケアセンター	所 在 地	三郷市鷹野2-389ガーデンヒル岡庭102号	三郷市栄2-57ア-バンウィンズ3 103号	居 宅 介 護 支 援
				訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
ケ ア プ ラ ン セ ン タ ー こ だ ま	所 在 地	毛呂山町毛呂本郷43 新井薬局内	毛呂山町平山1-12-27	居 宅 介 護 支 援
医療法人社団緑恵会森田指定居宅介護支援事業所	所 在 地	吉見町久米田77	吉見町久米田78-1	居 宅 介 護 支 援
アリスの夢 訪問看護ステーション	所 在 地	所沢市小手指町3-11-10メイソン小手指老番館地下1F	所沢市小手指南4-13-4	介 護 予 防 訪 問 看 護
				訪 問 看 護
ハートサービス介護用品事業部	所 在 地	桶川市寿2-1-1	桶川市鴨川1-19-8	特 定 福 祉 用 具 販 売
				介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与
				福 祉 用 具 貸 与
				特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売
アサヒサンクリーン株式会社ところざわ 訪問入浴	所 在 地	所沢市西住吉8-21フラワーハイツ101号室	所沢市旭町5-6鹿野川ビル1階	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護
				居 宅 介 護 支 援
				訪 問 入 浴 介 護
特 定 非 営 利 活 動 法 人 さ ん わ	所 在 地	久喜市鷲宮2-7-17	久喜市鷲宮中央2-1-29	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護
				訪 問 介 護
				訪 問 入 浴 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護

居宅介護支援センターこのみ	所在地	深谷市武蔵野2571-14	深谷市岡部1010-3	居宅介護支援
ケアサポートのんのん	所在地	鶴ヶ島市中新田23-1	鶴ヶ島市新町4-4-14	介護予防訪問介護
				訪問介護

告 示

埼玉県告示第三百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	開 設 者 名	休 止 年 月 日
ケアセンターウィズ	川口市里1239-2ヴァンペール鳩ヶ谷B号	介 護 予 防 訪 問 介 護	株 式 会 社 ウ ィ ズ	平 成 25 年 3 月 31 日
		訪 問 介 護		

告 示

埼玉県告示第三百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
医療法人社団 緑恵会 森田病院	比 企 郡 吉 見 町 久 米 田 8 5 9 - 1	訪 問 看 護	平成 22 年 4 月 1 日
		短 期 入 所 療 養 介 護	
		居 宅 療 養 管 理 指 導	
		介 護 療 養 型 医 療 施 設	
		介 護 予 防 訪 問 看 護	
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
医療法人社団 緑恵会 森田クリニック	比 企 郡 吉 見 町 久 米 田 7 8 - 1	訪 問 看 護	平成 22 年 4 月 1 日
		居 宅 療 養 管 理 指 導	
		介 護 予 防 訪 問 看 護	
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
あ っ ぶ る 歯 科	日 高 市 高 萩 6 2 4 - 8 高 萩 駅 前 ビ ル 1 F	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 12 月 31 日
ス エ ヤ ス 薬 局 所 沢 店	所 沢 市 弥 生 町 2 8 6 7 - 4	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 1 月 21 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
ホ ー ム ヘルプ サービス センター みずほ 苑	入 間 郡 三 芳 町 竹 間 沢 7 3 5 - 1	訪 問 介 護	平成 19 年 12 月 31 日
介 護 の 夢 屋	入 間 郡 毛 呂 山 町 前 久 保 南 2 - 1 3 - 1 0	福 祉 用 具 貸 与	平成 22 年 4 月 1 日
		特 定 福 祉 用 具 販 売	
		特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	
		介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	

ほっと三芳ケアセンター	入間郡三芳町北永井 3 7 5 - 6	居宅介護支援	平成 20 年 6 月 30 日
むさし野ケアサービス嵐山	比企郡嵐山町古里 1 1 6 9 - 1	訪問介護	平成 24 年 12 月 31 日
		介護予防訪問介護	
トミオ桶川訪問介護事業所	桶川市鴨川 1 - 8 - 1 7	訪問介護	平成 24 年 12 月 31 日
トミオ桶川居宅介護支援事業所	桶川市鴨川 1 - 8 - 1 7	居宅介護支援	平成 24 年 12 月 31 日
楽楽デイサービスセンター	坂戸市塚越 1 1 1 5 - 1	通所介護	平成 25 年 2 月 28 日
		介護予防通所介護	
ケアサポート若葉	鶴ヶ島市富士見 4 - 2 - 1 6	居宅介護支援	平成 25 年 2 月 28 日
ケアサポート 2 4 若葉	鶴ヶ島市富士見 4 - 2 - 1 6	訪問介護	平成 25 年 2 月 28 日
		介護予防訪問介護	

告 示

埼玉県告示第三百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施設を担当する施設者として、次の者を指定した。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団潤星会 コウ整形外科クリニック	医療法人社団潤星会	三郷市谷中268エムズタウン三郷中央2階	平成24年11月1日
あ お ば 台 診 療 所	ベラスケス ロペス ヘルマン ロドルフォ	朝霞市宮戸3-8-2	平成25年4月1日
医療法人若狭会 市民の森クリニック	医療法人若狭会	所沢市東狭山ヶ丘4-2675-11	平成23年10月1日
い い や ま 泌 尿 器 科	飯 山 徹 郎	越谷市弥生町17-1越谷ツインシティAシティ305-3	平成25年3月1日
安 田 歯 科 医 院	安 田 卓 史	蕨市中央4-2-17	平成25年1月5日
草加クレイン歯科クリニック	医療法人社団友正会	草加市氷川町2102-3	平成25年1月16日
小 手 指 歯 科 医 院	村 檉 悦 子	所沢市小手指町1-15-7木村ビル3階	平成19年5月1日
医療法人健友会 あっぷる歯科	医療法人健友会	日高市高萩624-8	平成25年1月1日
医療法人社団デンタルケアコミュニティ フォレストデンタルクリニック鴻巣	医療法人社団デンタルケアコミュニティ	鴻巣市東2-1-8 1階	平成25年4月1日
ウ ニ ク ス 伊 奈 歯 科	医療法人社団やまあ会	北足立郡伊奈町学園2-188-1	平成25年3月1日
ね ぎ し や は ぎ 歯 科 医 院	矢 作 栄 二	川口市安行領根岸1096	平成25年4月1日
医療法人社団敦玲仁会 サクラデンタルクリニック	医療法人社団敦玲仁会	鴻巣市榎戸1-1-22	平成24年12月1日
ひ ま わ り 歯 科	馬 橋 伸 夫	東松山市松山町2-9-41	平成25年2月8日
は あ と 歯 科	前 田 巨 介	東松山市箭弓町2-2-22	平成25年3月1日
清 水 歯 科 医 院	清 水 学	入間郡三芳町藤久保849-21	平成25年2月1日

ひとみ薬局	株式会社さかえ	三郷市新和 1 - 2 2 3 - 2	平成 25 年 2 月 1 日
リズム薬局朝霞台店	有限会社リズムメディカル	朝霞市北原 2 - 1 - 3 0 B - 1	平成 25 年 3 月 1 日
イオン薬局春日部店	イオンリーテル株式会社	春日部市下柳 4 2 0 - 1	平成 25 年 3 月 1 日
訪問看護ステーション かけはし	医療法人俊仁会	秩父市中村町 3 - 6 - 2 4	平成 25 年 2 月 4 日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
原 一美		やわら整骨院	新宿区西新宿 5 - 2 2 - 1	平成 22 年 4 月 9 日
秋本 良		たかのは接骨院	三郷市岩野木 3 6	平成 25 年 2 月 1 日
吉田 敏也		和心整骨院	越谷市七左町 2 - 2 2 6	平成 25 年 2 月 1 日
住吉 信男		住吉接骨院	坂戸市西坂戸 3 - 2 - 1 6	平成 23 年 10 月 13 日
小林 雅義		長生館療院	草加市谷塚町 1 5 0 6 - 5	平成 25 年 1 月 21 日
武内 あかね		株式会社東京在宅サービス	戸田市下戸田 1 - 4 - 1 0 - 2 0 3	平成 25 年 2 月 25 日
星 貴子		ぶどうの樹マッサージ治療院	江戸川区東小岩 6 - 1 2 - 5 小岩ハイツ 2 階	平成 25 年 2 月 19 日

告 示

埼玉県告示第三百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
かわかつクリニック	所 在 地	所沢市山口808-1 マミーマート2階	所沢市小手指台23-1 マミーマート2階
メリッサ訪問看護ステーション	所 在 地	入間市南峯337-1 グレースハウスA-202	入 間 市 寺 竹 7 9 9

告 示

埼玉県告示第三百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
チュ－リップ薬局 白岡店	白岡市千駄野 6 6 1 - 1	平成 25 年 3 月 31 日
清水 歯 科 医 院	入間郡三芳町藤久保 8 4 9 - 2 1	平成 25 年 1 月 31 日
第 一 薬 局	八潮市八條 1 5 6 7	平成 25 年 1 月 31 日
サクラデンタルクリニック	鴻巣市榎戸 1 - 1 - 2 2	平成 24 年 12 月 1 日
加藤薬局 下藤沢店	入間市下藤沢 3 8 2 - 6 エスポワール・サイトウ 1 0 3 号	平成 24 年 12 月 31 日
あ っ ぷ る 歯 科	日高市高萩 6 2 4 - 8 高萩駅前ビル 1 F	平成 24 年 12 月 31 日
ウニクス伊奈歯科	北足立郡伊奈町学園 2 - 1 8 8 - 1 ウニクス伊奈 2 階	平成 25 年 1 月 31 日
医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保俣埜 2 6 6 - 1	平成 25 年 2 月 2 8 日
小 手 指 歯 科 医 院	所沢市小手指町 1 - 1 5 - 7 木村ビル 3 F	平成 19 年 4 月 30 日
医療法人社団 三芳診療所	入間郡三芳町藤久保 3 9 9 0 - 5	平成 25 年 3 月 31 日
安 田 歯 科 医 院	蕨市中央 4 - 2 - 1 7	平成 25 年 1 月 4 日
スエヤス薬局 所沢店	所沢市弥生町 2 8 6 7 - 4	平成 25 年 1 月 21 日
市民の森クリニック	所沢市東狭山ヶ丘 4 - 2 6 7 5 - 1 1	平成 23 年 9 月 30 日

告 示

埼玉県告示第三百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名	称	所	在	地	辞	退	年	月	日																
マ	ニ	一	齒	科	鶴	ヶ	島	市	富	士	見	2	-	2	7	-	3	平	成	25	年	4	月	1	日

告 示

埼玉県告示第三百八十四号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十七号（埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第一に規定する知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

表自立訓練の項中「自立訓練」の下に「及び短期入所」を加える。

告 示

埼玉県告示第百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加治ビル

埼玉県富士見市羽沢三丁目三十一番一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 変更後の開店時刻（午前八時）及び来客者の駐車場利用開始時刻（午前七時四十五分）は、小、中学校児童・生徒の通学、保育園等への送迎及び通勤時間帯と重なっていることから、店舗利用者、納入業者等への注意喚起等、歩行者に対する安全の確保に努めてください。

- ・ 車両での来店者に対し、違法駐車防止への注意喚起等に努めてください。

- ・ 納入業者等に対し、荷さばき時間帯を厳守するようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十五年三月二十九日から平成二十五年四月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第三百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高須賀用排水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小森谷 昭一	埼玉県幸手市大字松石七十二番地一
同	新島 進	同 高須賀四百四十五番地一
同	新井 邦雄	同 円藤内七百五十三番地
同	小島 孝之	同 松石五十番地一
同	増山 勝一	同 内国府間七百三十八番地
同	塩野 晴司	同 円藤内六百四十四番地
同	衣川 俊男	同 松石二百二十四番地一
監事	竹沢 博	同 高須賀百八十五番地
同	集貝 武利	同 百四十九番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	小森谷 昭一	埼玉県幸手市大字松石七十二番地一
同	新島 進	同 高須賀四百四十五番地一
同	新井 邦雄	同 円藤内七百五十三番地
同	小島 孝之	同 松石五十番地一
同	増山 勝一	同 内国府間七百三十八番地
同	塩野 清司	同 円藤内六百四十四番地
同	集貝 武利	同 高須賀百四十九番地
監事	竹沢 博	同 百八十五番地
同	稲葉 誠司	同 松石五十一番地一

告 示

埼玉県告示第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業神扇地区（湛水防除事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十五年四月一日から

平成二十五年四月三十日まで

二 縦覧場所

幸手市役所

杉戸町役場

埼玉県告示第三百八十八号

告 示

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十五年三月二十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
アーキテクト株式会社	埼玉県さいたま市中央区本町東二丁目五番一 九号	立川 幸弘	埼玉県知事許可 （般 二一） 第六三五三二号
株式会社睦工業	埼玉県さいたま市浦和区北浦和三丁目七番一 三号	長谷川 輝仁	埼玉県知事許可 （般 二〇） 第六二九二三号
株式会社浦和レッキング	埼玉県さいたま市南区大字広ヶ谷戸一〇番地 一〇	鎌田 利光	埼玉県知事許可 （般 二〇） 第六二七一二号
有限会社ワイズ 建工	埼玉県飯能市大字川崎 二三四番地一	谷ヶ崎 純一	埼玉県知事許可 （般 二一） 第六三七五八号
有限会社大山西 木	埼玉県草加市苗塚町三 九三番地二	武居 芳孝	埼玉県知事許可 （般 二〇） 第五四一二五号
有限会社川本工 業	埼玉県蕨市塚越五丁目 一五番一号わらび市民 公園ハイター〇二号	川本 弘道	埼玉県知事許可 （般 二一） 第五七四一九号
株式会社サクセ スホーム	埼玉県朝霞市岡一丁目 一九番二〇号	高石 常雄	埼玉県知事許可 （般 一九） 第五七八八八号

商号又は名称	有限会社黒川建設	主たる営業所の所在地	埼玉県朝霞市根岸台七丁目二三番四八号	代表者の氏名	黒川 一夫	許可番号	埼玉県知事許可 (般 二〇) 第六二六八九号
木村速建株式会社	埼玉県三郷市四丁目三五〇番地	木村 利正	埼玉県知事許可 (般 二〇) 第五八〇八九号				

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

平成二十五年埼玉県告示第二百三号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

告 示

埼玉県告示第三百八十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十五年三月二十六日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

サンスイ建設業協同組合

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県久喜市菖蒲町大字菖蒲九五七番地一

ハ 代表者の氏名

水島輝彦

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般 二十三）第五二四七八号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの及び民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

（注一）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（注二）「民間工事」とは、（注一）以外の建設工事をいう。

（注三）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

ロ 停止を命ずる期間

平成二十五年四月九日から同月二十三日までの十五日間

四 処分の原因となった事実

サンスイ建設業協同組合は、平成二十五・二十六年度の県内自治体（申請希望自治体：七団体）の建設工事等競争入札参加資格審査申請にあたり、偽造した「経営事項審査の総合評定通知書（写し）」、「建設業許可通知書（写し）」及び「建設業許可申請書（表紙）及び別表（別紙二）」を添付する虚偽申請を行った。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。

告 示

埼玉県告示第三百九十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十五年三月二十六日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

株式会社リモデリングファースト

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県所沢市泉町一八四二番地の一七

ハ 代表者の氏名

亭 光彦

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般 二十一）（般 二十四）第六三九七九号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、民間工事に係るもの

（注一）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する

法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

ロ 停止を命ずる期間

平成二十五年四月九日から同月十一日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社リモデリングファーストは、特定商取引に関する法律違反で埼玉県及び東京都から訪問販売の営業停止処分を受けた。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

告 示

埼玉県告示第三百九十一号

平成二十五年埼玉県告示第五十号で公示した公共測量（座標補正）は、平成二十五年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である比企郡川島町長高田康男から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

平成二十四年埼玉県告示第千六百九十六号で公示した公共測量（撮影 縮尺一万分の一 DMC（GNSS/IMU）による空中写真撮影）は、平成二十五年三月二十一日終了した旨測量計画機関の長である吉川市長戸張胤茂から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

平成二十四年埼玉県告示第千四百四十四号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十五年二月二十八日終了した旨測量計画機関の長である春日部市長石川良三から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十四号

平成二十四年埼玉県告示第五百四十四号で公示した基本測量（国土調査に伴う基準点測量）は、平成二十五年二月二十二日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十五号

平成二十四年埼玉県告示第千三百七十八号で公示した基本測量（高精度三次元測量、河川事業に伴う水準測量）は、平成二十五年二月二十八日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

川口市

二 都市計画事業の種類及び名称

川口都市計画道路事業三・四・十四号 南浦和前川線

三 事業施行期間

平成二十五年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県川口市大字芝字塚越田中、大字芝字樋ノ爪、芝樋ノ爪二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第三百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十二年埼玉県告示第四百九十四号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十二年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで

二 事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年埼玉県告示第千九十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十年八月十二日から平成二十七年三月三十一日まで

二 事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十六号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

二 事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十二年埼玉県告示第千四百四十二号で告示した川口都市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十二年十月三十一日から平成三十年三月三十一日まで

二 事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十一年埼玉県告示第百九十七号で告示した川口市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十一年三月十六日から平成三十年三月三十一日まで

二 事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成六年埼玉県告示第三百二十七号で告示した川口市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成六年三月十一日から平成三十年三月三十一日まで

二 事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十六年埼玉県告示第百二十七号で告示した川口市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十六年一月二十七日から平成三十年三月三十一日まで

二 事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第千八百八十九号で告示した鳩ヶ谷都市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年九月二十六日から平成三十年三月三十一日まで

二 事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第六百三十六号で告示した草加都市計画道路事業（草加市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十八年四月四日から平成二十六年三月三十一日まで

二 事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成九年埼玉県告示第千百九号で告示した北本都市計画道路事業（北本市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成九年八月一日から平成三十年三月三十一日まで

二 事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第四百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
萩沢 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
萩沢 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
榎久保 3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
戸丸	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
飛村 1 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
飛村 1 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
飛村 1 3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
榎久保 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊

武蔵台6丁目 2 2	武蔵台6丁目 2 1	武蔵台6丁目 1	猿田	鎌北 3 2	鎌北 3 1	女影	下赤工東沢	下赤工西沢	赤工中沢	下赤工川	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	

聖天院沢	如意輪堂川1	清流川	清流1	清流2	清流川2	清流川	横手1	満蔵寺沢	峯両谷沢	宮ノ前	幸神前
平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

異沢	大谷木 6	大谷木 5	大谷木 4	薬師田	小池山	車地藏	入 1	西ヶ谷戸	清流川 4	清流川 3	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	

潜り戸谷沢	瀬稲沢	御前沢	正法寺川 4	正法寺川 3	正法寺川 2	正法寺川 1	上サ 1	宮平北 2	宮平北 3	宮平南 2	
山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。 急傾斜地の崩壊	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。 急傾斜地の崩壊	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。 急傾斜地の崩壊	山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。 急傾斜地の崩壊	山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

二
土砂災害特別警戒区域

大築沢	無位ノ入	
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
土石流	急傾斜地の崩壊	

区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
萩沢 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
萩沢 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
榎久保 3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
戸丸	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。

久根花 1	久根花 3	清水ノ上	飛村 6	飛村 5	飛村 4	飛村 3 2	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

中藤中郷 1	荒田 3	荒田 2	荒田 1 2	荒田 1 1	久根花 2	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

中藤中郷 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
中藤中郷 3	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
中藤中郷 4	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
中藤中郷 5	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
岩本 5	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
落合 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
落合 4	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

下赤工 5	下赤工 2	下赤工 7	尾長	下赤工 4	下赤工 1	出久保	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

日向戸丸川	戸丸川 1	長窪川	南沢川 2	南沢川 1	下赤工 6	
平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。

尾長川	落合川	谷戸頭	出久保	木谷戸	柄杓谷戸	明戸	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>芳ノ入沢</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>大沢川</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>下赤工川</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>下赤工西沢</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>女影</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び日高市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び日高市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>鎌北 3 1</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び日高市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び日高市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

清流川 4	如意輪堂川 1	清流川	清流 1	清流 2	清流川 2	清流川	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>飯能県土整備事務所及び日高市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>飯能県土整備事務所及び日高市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
西ヶ谷戸	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
入 1	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
車地蔵	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
小池山	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
薬師田	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
大谷木 4	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

鎌平	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。
入竹 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。
入竹 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。
中居沢1号	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。
葉師田	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。
後野 3	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。
後野 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。

下雲 3 2	東松山県土整備事 平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	東松山県土整備事 平面図等を埼玉県
下雲 3 1	東松山県土整備事 務所及びときがわ 町役場に備え置い て縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	東松山県土整備事 務所及びときがわ 町役場に備え置い て縦覧に供する。
下雲 5	東松山県土整備事 務所及びときがわ 町役場に備え置い て縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	東松山県土整備事 務所及びときがわ 町役場に備え置い て縦覧に供する。
下雲 2 3	東松山県土整備事 務所及びときがわ 町役場に備え置い て縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	東松山県土整備事 務所及びときがわ 町役場に備え置い て縦覧に供する。
下雲 2 2	東松山県土整備事 務所及びときがわ 町役場に備え置い て縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	東松山県土整備事 務所及びときがわ 町役場に備え置い て縦覧に供する。
下雲 1	東松山県土整備事 務所及びときがわ 町役場に備え置い て縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	東松山県土整備事 務所及びときがわ 町役場に備え置い て縦覧に供する。
後野 2	東松山県土整備事 務所及びときがわ 町役場に備え置い て縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	東松山県土整備事 務所及びときがわ 町役場に備え置い て縦覧に供する。
	町役場に備え置い て縦覧に供する。		町役場に備え置い て縦覧に供する。

宿 2	宿 1	後野 7 4	後野 7 3	後野 7 2	後野 7 1	
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。

宿 3	上サ 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。
上サ 3 1	上サ 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。
上サ 3 2	上サ 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。
慈光寺川 2	慈光寺川 4	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。
慈光寺川 5	慈光寺川 4	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。

清水 6	馬生	清水 5	中西沢 2	中西沢 1	潜り戸谷沢	
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。

	馬生沢	かまねり沢	谷沢	通沢	綾沢	西ノ久保沢	西川原沢左1
て縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
て縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ

	町役場に備え置いて縦覧に供する。		町役場に備え置いて縦覧に供する。
湯元沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。
中井	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。
無位ノ入	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。
大築沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。

告 示

埼玉県告示第四百八号

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第十条第四項において準用する同条第三項の規定により、湛水^{たん}想定区域を変更したので告示する。

なお、当該区域及び湛水^{たん}した場合に想定される水深を表示した図面を、埼玉県国土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県朝霞県土整備事務所、埼玉県北本県土整備事務所、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、埼玉県秩父県土整備事務所、埼玉県本庄県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所、埼玉県行田県土整備事務所、埼玉県越谷県土整備事務所、埼玉県杉戸県土整備事務所及び埼玉県総合治水事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県県土整備部河川砂防課ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/107/>))により閲覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一 二三 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市大字石神字稻荷丸二六三番一他五八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三百六十一・九七立方メートル

告 示

埼玉県告示第四百十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇 二四 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県上尾市大字瓦葺百三番地一外三筆

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字中島千九百四十八番地一外一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万千八百十五立方メートル

告 示

埼玉県告示第四百十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二二 四 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県上尾市大字平塚字前七十三番地一他四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二十二・九立方メートル

浸透効果量 〇・〇一四五立方メートル毎秒

告示

埼玉県告示第四百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流

(1) 収用の部分

昭和三十八年建設省告示第六百八十九号、昭和四十七年玉県告示第四百五十三号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十七号の事業地から、所沢市東所沢和田三丁目の一部及び大字松郷の一部の事業地を削除する。

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ハ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号で告示した狭山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

狭山市

二 都市計画事業の種類及び名称

狭山都市計画下水道事業狭山公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十月二十九日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

（1） 収用の部分

変更なし

（2） 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号、昭和五十年埼玉県告示第千三百八十一号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十三号、昭和五十六年埼玉県告示第千八百七十九号、昭和五十八年埼玉県告示第千六百六十二号、昭和六十一年埼玉県告示第四十一号、昭和六十二年埼玉県告示第五百六十二号、昭和六十三年埼玉県告示第七百六十六号、平成元年埼玉県告示第四百五十六号、平成四年埼玉県告示第四百九十二号、平成六年埼玉県告示第千四百一十一号、平成十一年埼玉県告示第二百六十四号、平成二十年埼玉県告示第三百八号の事業地のうち、狭山市大字北入曾御狩場、入間川字下平野、字中平野並びに大字南入曾字屋敷裏において事業地を変更し、大字南入曾字桑原、字本橋場、字出口、字山王塚及び字的場において事業地を加える。

ロ 雨水

（1） 収用の部分

変更なし

（2） 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十二年埼玉県告示第七百八十六号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

加須市

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業大利根公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月二十七日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第千四百四十三号で告示した志木都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

志木市

二 都市計画事業の種類及び名称

志木都市計画下水道事業志木公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年十一月二十四日から

平成三十年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千五百五十八号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

八潮市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業八潮公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年九月二十七日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百八十一号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 施行者の名称
三芳町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
富士見都市計画下水道事業三芳公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十年十一月七日から
平成三十年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
イ 汚水
（１） 収用の部分
変更なし
（２） 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第二百七十五号で告示した人間都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

人間市

二 都市計画事業の種類及び名称

人間都市計画下水道事業人間公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年三月十二日から

平成三十年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第二百七十五号、昭和四十九年埼玉県告示第百六十二号、昭和五十年埼玉県告示第千六百九十二号、昭和五十三年埼玉県告示第二百十号、昭和五十七年埼玉県告示第四百五十六号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十六号、昭和五十九年埼玉県告示第七百一号、昭和六十一年埼玉県告示第六百八十八号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十五号、平成元年埼玉県告示第二百九十号、平成三年埼玉県告示第四百九十号、平成六年埼玉県告示第千八十一号、平成八年埼玉県告示第千八十九号、平成十年埼玉県告示第千二百八十四号、平成十三年埼玉県告示第三百七十一号、平成十六年埼玉県告示第五百号、平成二十年埼玉県告示第三百四十号の事業地のうち人間市鍵山三丁目、向陽台二丁目、東藤沢八丁目、大字仏子字下谷ヶ下、字下河原、大字上藤沢字庚申、大字狭山ヶ原字松原、宮寺字開発、字宮寺新田、字宮野新田、字帖下、大字小谷田字鞍掛、字南窪、字里ノ内、字谷津、大字野田字丸山、字八木地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第六百九十号で告示した朝霞都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

朝霞市

二 都市計画事業の種類及び名称

朝霞都市計画下水道事業朝霞公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年五月二十八日から

平成三十年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第六百九十号、昭和五十二年埼玉県告示第千五百二十三号、昭和五十四年埼玉県告示第四百九十一号、昭和五十五年埼玉県告示第九百五十五号、昭和五十八年埼玉県告示第七百四十五号、昭和六十一年埼玉県告示第二百五十九号、昭和六十二年埼玉県告示第千四百六十三号、平成三年埼玉県告示第八百五十一号、平成八年埼玉県告示第五百六十九号、平成十一年埼玉県告示第七百三十一号、平成十三年埼玉県告示第千三百五号、平成十六年埼玉県告示第四百二十五号、平成二十年埼玉県告示第三百三十八号の事業地のうち朝霞市大字溝沼字稻荷久保、字大新空及び大字膝折字上野原、字広沢原並びに宮戸二丁目、岡一丁目、根岸台二丁目、根岸台七丁目内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第六百九十号、昭和五十二年埼玉県告示第千

五百二十三号、昭和五十四年埼玉県告示第四百九十一号、昭和五十五年埼玉県告示第九百五十五号、昭和五十八年埼玉県告示第七百四十五号、昭和六十一年埼玉県告示第二百五十九号、昭和六十二年埼玉県告示第四百六十三号、平成三年埼玉県告示第八百五十一号、平成八年埼玉県告示第五百六十九号、平成十一年埼玉県告示第七百三十一号、平成十三年埼玉県告示第千三百五号、平成十六年埼玉県告示第四百二十五号、平成二十年埼玉県告示第三百三十八号の事業地のうち朝霞市大字溝沼字稻荷久保、字大新空及び大字膝折字上野原、字広沢原並びに宮戸二丁目、岡一丁目、根岸台二丁目、根岸台七丁目内において事業地を変更する。

告示

埼玉県告示第四百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

吉見町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業吉見公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年三月二十一日から

平成三十年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号、平成元年埼玉県告示第千二百十九号、平成四年埼玉県告示第八百八十九号、平成八年埼玉県告示第五百七十号、平成十年埼玉県告示第四百四十八号、平成十二年埼玉県告示第七百十五号、平成十三年埼玉県告示第三百四号、平成十四年埼玉県告示第五百六号、平成十五年埼玉県告示第二千四百九十二号、平成二十年埼玉県告示第三百八十一号の事業地に、吉見町大字西吉見の一部及び南吉見字腐裏の全部において事業地を追加する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号、平成元年埼玉県告示第千二百十九号、平成四年埼玉県告示第八百八十九号、平成八年埼玉県告示第五百七十号、平成十年埼玉県告示第四百四十八号、平成十二年埼玉県告示第七百十五号、平成十三年埼玉県告示第三百四号、平成十四年埼玉県告示

示第五百六号、平成十五年埼玉県告示第二千四百九十二号、平成二十年
埼玉県告示第三百八十一号の事業地に、吉見町大字西吉見の一部及び南
吉見字腐裏の全部において事業地を追加する。

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した大宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十年四月一日から

平成三十年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和四十七年埼玉県告示第千七百八十二号、昭和四十八年埼玉県告示第千二百八十四号、昭和四十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和五十年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和五十年埼玉県告示第千六百九十六号、昭和五十二年埼玉県告示第千二百五十九号、昭和五十三年埼玉県告示第千五百十五号、昭和五十三年埼玉県告示第千二百七十八号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十号、昭和五十四年埼玉県告示第千二百三十二号、昭和五十五年埼玉県告示第千九百七号、昭和五十七年埼玉県告示第千四百七十八号、昭和五十八年埼玉県告示第千三百四十号、昭和五十八年埼玉県告示第千六百六十五号、昭和五十

九年埼玉県告示第七百三十二号、昭和六十年埼玉県告示第六十号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十四号、昭和六十三年埼玉県告示第三百五十四号、昭和六十三年埼玉県告示第七百三十九号、平成元年埼玉県告示第三百四十号、平成二年埼玉県告示第七十五号、平成二年埼玉県告示第三百五十六号、平成二年埼玉県告示第八百二十一号、平成四年埼玉県告示第七百七十九号、平成四年埼玉県告示九百三号、平成四年埼玉県告示第九百四号、平成五年埼玉県告示第一千二十九号、平成五年埼玉県告示第七百六十号、平成六年埼玉県告示第七百二十一号、平成七年埼玉県告示第六百八十五号、平成七年埼玉県告示第一千二十号、平成七年埼玉県告示第七百八十四号、平成八年埼玉県告示百五十七号、平成九年埼玉県告示第四百十五号、平成十年埼玉県告示第四百四十九号、平成十年埼玉県告示第九百七十四号、平成十一年埼玉県告示第五百六号、平成十二年埼玉県告示九百四十四号、平成十三年度埼玉県告示三百七十五号、平成十三年埼玉県告示第七百十三号、平成十四年埼玉県告示第千二百七十号、平成十五年埼玉県告示第七百二十三号、平成十五年埼玉県告示第一千五百五十七号、平成十七年埼玉県告示第一千三百二号の事業地に、旧岩槻市の昭和五十年埼玉県告示第一千五百十二号、昭和五十五年埼玉県告示四百五十九号、昭和五十六年埼玉県告示第七百三十号、昭和五十九年埼玉県告示第七百九十五号、昭和六十年埼玉県告示二千二十八号、昭和六十三年埼玉県告示第千七百九十五号、平成八年埼玉県告示第千三百七十八号、平成九年埼玉県告示第千二百九十三号、平成十二年埼玉県告示第千六百一十一号、平成十五年埼玉県告示第七百二十四号、平成十八年埼玉県告示第三百五十一号、平成十九年埼玉県告示第四百九十一号、平成二十二年埼玉県告示第千八十号、平成二十四年埼玉県告示四百二十七号の事業地において、さいたま市見沼区大字島町、緑区大字大門字東裏、字西裏、字氷川下及び字行谷地内の事業地を変更する。

八 分流雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和四十七年埼玉県告示第千七百八十二号、昭和

四十八年埼玉県告示第千二百八十四号、昭和四十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和五十年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和五十年埼玉県告示第千六百九十六号、昭和五十二年埼玉県告示第千一百五十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十三年埼玉県告示第千二百七十八号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十号、昭和五十四年埼玉県告示第千二百三十二号、昭和五十五年埼玉県告示第千九百七号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十八号、昭和五十八年埼玉県告示第三百四十号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十五号、昭和五十九年埼玉県告示第七百三十二号、昭和六十年埼玉県告示第百六十号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十四号、昭和六十三年埼玉県告示第三百五十四号、昭和六十三年埼玉県告示第千七百三十九号、平成元年埼玉県告示第三百四十号、平成二年埼玉県告示第百七十五号、平成二年埼玉県告示第三百五十六号、平成二年埼玉県告示第八百二十一号、平成四年埼玉県告示第七百七十九号、平成四年埼玉県告示九百三号、平成四年埼玉県告示第九百四号、平成五年埼玉県告示第千二百二十九号、平成五年埼玉県告示第千七百六十号、平成六年埼玉県告示第七百二十一号、平成七年埼玉県告示第六百八十五号、平成七年埼玉県告示第千二十号、平成七年埼玉県告示第千七百八十四号、平成八年埼玉県告示第百五十七号、平成九年埼玉県告示第四百十五号、平成十年埼玉県告示第四百四十九号、平成十年埼玉県告示第九百七十四号、平成十一年埼玉県告示第五百六号、平成十二年埼玉県告示九百四十四号、平成十三年度埼玉県告示三百七十五号、平成十三年埼玉県告示第七百十三号、平成十四年埼玉県告示第千二百七十号、平成十五年埼玉県告示第七百二十三号、平成十五年埼玉県告示第千五百五十七号、平成十六年埼玉県告示第千七百四十一号、平成十六年埼玉県告示第千七百四十一号、平成十六年埼玉県告示第千七百四十四号、平成十六年埼玉県告示第千七百四十五号、平成十六年埼玉県告示第千七百四十六号及び平成十七年埼玉県告示第千三百二号の事業地に、旧岩槻市の昭和五十年埼玉県告示第千五百十二号、昭和五十五年埼玉県告示四百五十九号、昭和五十六年埼玉県告示第千七百三十号、昭和五十九年埼玉県告示第七百九十五号、昭和六十年埼玉県告示二千二十八号、昭和六十三年埼玉県告示第千五百一、平成二年埼玉県告示第二百二十四号、平成四年埼玉県告示第千七百九十五号、平成八年埼玉県告示第千三百七十八号、平成九年埼玉県告示第千二百九十三号、平成十二年埼玉県告示第千六百六十一

号、平成十五年埼玉県告示第七百二十四号、平成十八年埼玉県告示第
三百五十一号、平成十九年埼玉県告示第四百九十一号、平成二十二年
埼玉県告示第八十号、平成二十四年埼玉県告示四百二十七号の事業
地において、さいたま市見沼区大字島町、緑区大字大門字東裏、字西
裏、字氷川下及び字行谷地内の事業地を変更する。

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十六年埼玉県告示第百九十四号で告示した熊谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

熊谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

熊谷都市計画下水道事業平戸幹線

三 事業施行期間

昭和五十六年二月六日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

告示

埼玉県告示第四百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百五十一号で告示した川口都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

川口市

二 都市計画事業の種類及び名称

川口都市計画下水道事業川口公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十一月三十日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ハ 分流雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十四号で告示した鳩ヶ谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

川口市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳩ヶ谷都市計画下水道事業鳩ヶ谷公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十一月三十日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第四百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第百十七号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道（深谷処理区）

三 事業施行期間

昭和四十九年三月八日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 污水

（1） 収用の部分

変更なし

（2） 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第百十七号、昭和五十三年埼玉県告示第千七百九十九号、昭和五十五年埼玉県告示第千五百四十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十三号、平成四年埼玉県告示第四百五十一号、平成六年埼玉県告示第千六百七十号、平成八年埼玉県告示第五百九十三号、平成十四年埼玉県告示第千八百八十五号及び平成二十一年埼玉県告示第四百五十号の事業地のうち、深谷市上野台小字鼠、萱場小字池頭及び萱場小字金塚地内において事業地を変更し、宿根小字西通、宿根小字東通、宿根小字八幡、宿根小字中通、上野台小字西原、上野台小字菅原及び上野台小字森下を加える。

ハ 雨水

（1） 収用の部分

変更なし

（2） 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第四百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十三号で告示した上尾都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

上尾市

二 都市計画事業の種類及び名称

上尾都市計画下水道事業上尾公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十一月三十日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十三号、昭和五十二年埼玉県告示第千三百七号、昭和五十六年埼玉県告示第三百十六号、昭和五十九年埼玉県告示第百三十八号、昭和六十二年埼玉県告示第六百三十二号、昭和六十三年埼玉県告示第四百四十一号、昭和六十三年埼玉県告示第千九十六号、平成元年埼玉県告示第九百六十二号、平成三年埼玉県告示第五百七十五号、平成五年埼玉県告示第二百十三号、平成九年埼玉県告示第四百十六号、平成十一年埼玉県告示第五百八号、平成十三年埼玉県告示第二百五十四号、平成十五年埼玉県告示第九十三号、平成十八年埼玉県告示第二百八十三号及び平成二十年埼玉県告示第千五百四十八号の事業地に上尾市大字上字町谷、字堤下、字宮下、字新梨子、字長浪及び字堤上、大字久保字街道、字芝道、字天神前及び字東谷、大字西門前字芝道及び字寺廻、大字南字南及び字南裏、大字大谷本郷字前原、字南久保、字北久保及び字後、大字向山字本山、大字中新井字北原並びに大字小敷谷字天久保、字儘上及び字大久保を加える。

ロ 分流雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十三号、昭和五十二年埼玉県告示第千三百七号、昭和五十六年埼玉県告示第三百十六号、昭和五十九年埼玉県告示第百三十八号、昭和六十二年埼玉県告示第六百三十二号、昭和六十三年埼玉県告示第四百四十一号、昭和六十三年埼玉県告示第千九十六号、平成元年埼玉県告示第九百六十二号、平成三年埼玉県告示第五百七十五号、平成五年埼玉県告示第二百十三号、平成九年埼玉県告示第四百十六号、平成十一年埼玉県告示第五百八号、平成十三年埼玉県告示第二百五十四号、平成十五年埼玉県告示第九十三号、平成十八年埼玉県告示第二百八十三号及び平成二十年埼玉県告示第千五百四十八号の事業地に上尾市二ツ宮、大字平塚字八ツ山、字谷津下、字氷川、字荒井及び字中通、大字原市字八番耕地、字吉番耕地、字式番耕地、字式拾番耕地及び字式拾壹番耕地、大字瓦葺字貉谷及び字河田前並びに大字小敷谷字天久保、字儘上及び字大久保を加える。

八 合流区域

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

告示

埼玉県告示第四百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十七年埼玉県告示第百五十七号で告示した川越都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

日高市

二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画下水道事業日高公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十七年一月二十六日から

平成三十一年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十七年埼玉県告示第百五十七号、昭和五十九年埼玉県告示第千三百四十三号、昭和六十二年埼玉県告示第二千三十三号、平成二年埼玉県告示第六十七号、平成三年埼玉県告示第六百八十八号、平成六年埼玉県告示第九百二十七号、平成十一年埼玉県告示第千三百三十九号及び平成十六年埼玉県告示第千九百号の事業地に日高市横手一丁目、横手二丁目、武蔵台一丁目、武蔵台二丁目、武蔵台三丁目、武蔵台四丁目、武蔵台五丁目、武蔵台六丁目、武蔵台七丁目の全部、大字横手字山根谷、字山神、字伊用、字葛良久、字砂入及び字榎田、大字久保字七曲り、字鶴岩、字入口、字叭岩、字柵田、字篠原及び字亀竹、大字台字南ノ前、字中ノ田、字岩ノ本、字西台山、字深久保、字平谷及び字日向川並びに大字高麗本郷字鹿台及び字上ノ原の一部を加え、大字栗坪字上河原において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分

昭和五十七年埼玉県告示第百五十七号、昭和五十九年埼玉県告示第千三百四十三号、昭和六十二年埼玉県告示第二千三十三号、平成二年埼玉県告示第六七号、平成三年埼玉県告示第六百八十八号、平成六年埼玉県告示第九百二十七号、平成十一年埼玉県告示第千三百三十九号及び平成十六年埼玉県告示第千九百号の事業地に日高市横手一丁目、横手二丁目、武蔵台一丁目、武蔵台二丁目、武蔵台三丁目、武蔵台四丁目、武蔵台五丁目、武蔵台六丁目、武蔵台七丁目の全部、大字横手字山根谷、字山神、字伊用、字葛良久、字砂入及び字榎田、大字久保字七曲り、字鶴岩、字入口、字叭岩、字櫛田及び篠原、大字台字南ノ前、字中ノ田、字岩ノ本、字西台山及び字深久保の一部を加える。

告示

埼玉県告示第四百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十二年埼玉県告示第二百十三号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

寄居町

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業寄居公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年二月三日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百二十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、
越谷駅東口市街地再開発組合の解散を認可した。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により三芳町富士塚土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

就任した理事の氏名及び住所

鈴木	栄治	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保百二十二番地一
鈴木	喜一	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百十六番地
江原	昌市	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保百四十番地
高山	行雄	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百十三番地二
正木	喜重	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保九百六十九番地
清水	渡	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保九百五十番地一
鈴木	浩之	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保百五十九番地二
鈴木	章記	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百二十五番地一
小林	良	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保百四十七番地三

告示

埼玉県告示第四百三十一号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

加須はなさき公園

二 位置

加須市大字船越地内

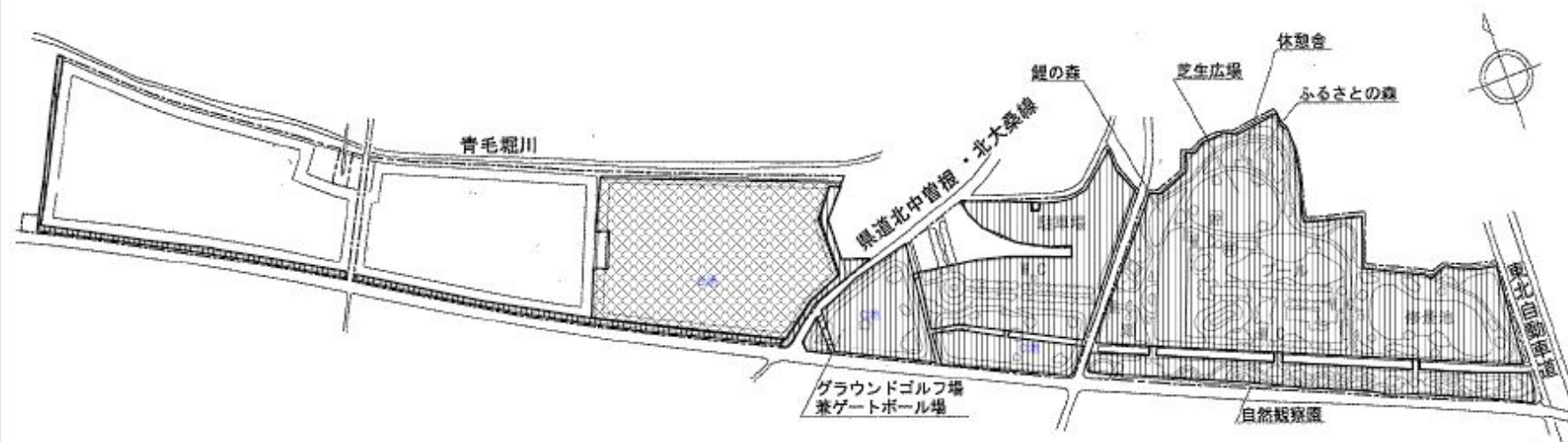
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十五年四月一日

加須はなさき公園



一凡例一

- 供用済の区域
- 今回供用開始する区域

供用開始する区域の面積
8.5ha

告示

埼玉県告示第四百三十二号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

羽生水郷公園

二 位置

羽生市大字弥勒地内及び大字与兵衛新田地内

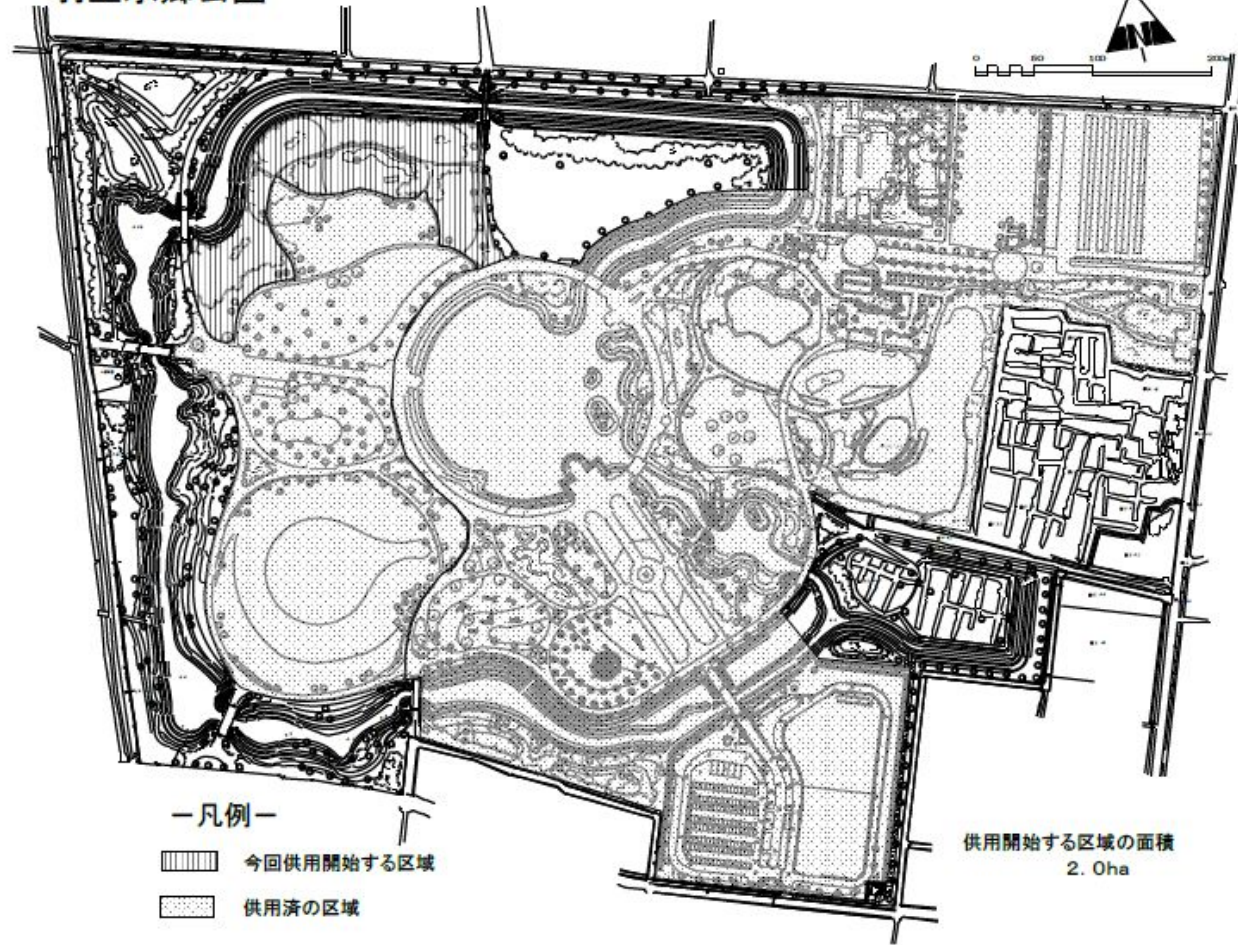
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十五年四月一日

羽生水郷公園



—凡例—

- 今回供用開始する区域
- 供用済の区域

供用開始する区域の面積
2.0ha

告示

埼玉県告示第四百三十三号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

まつぶし緑の丘公園

二 位置

北葛飾郡松伏町大字大川戸地内

三 変更に係る区域

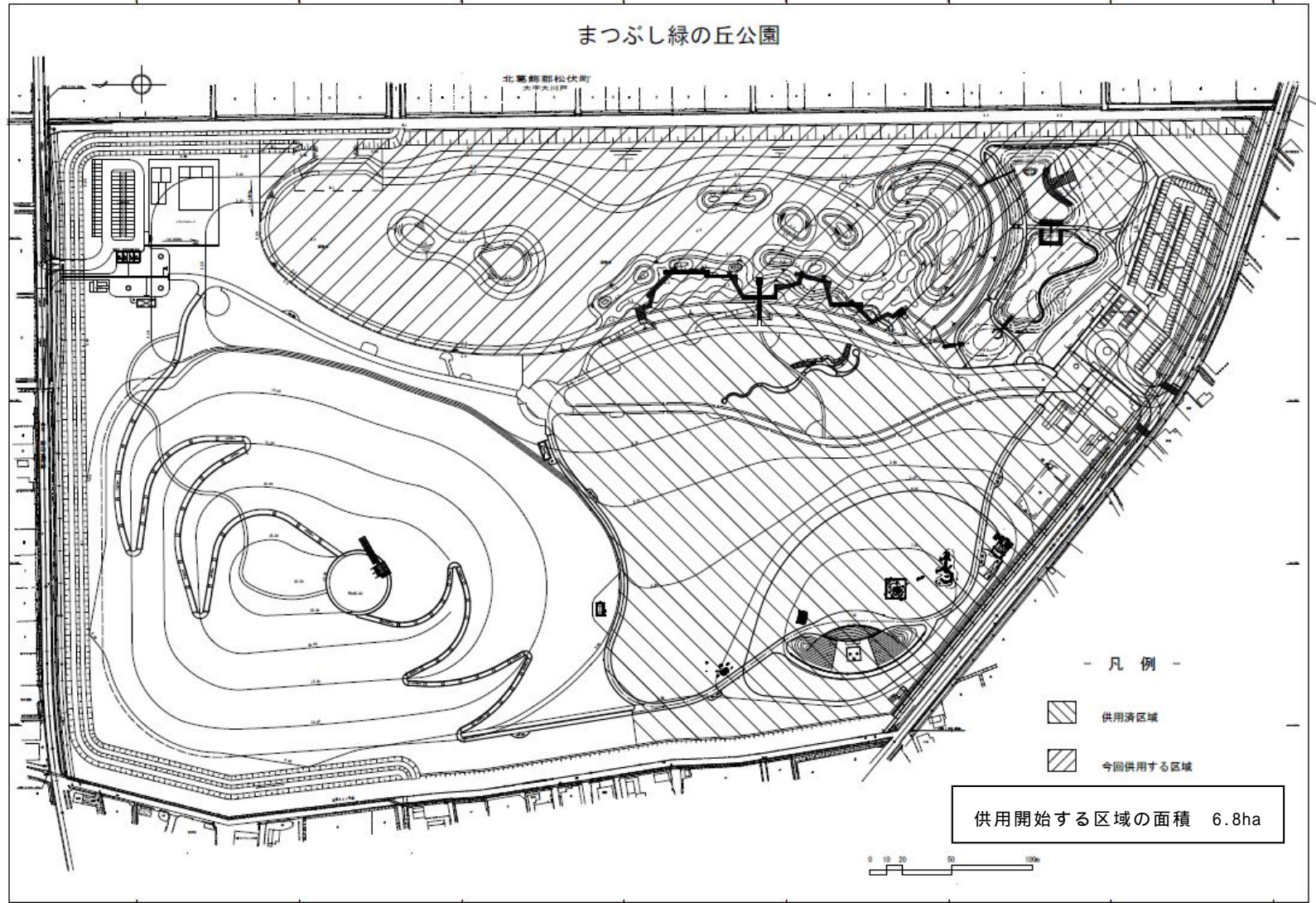
別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十五年四月一日

まつぶし緑の丘公園

北葛飾郡松伏町
大平大川野

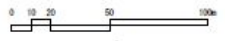


- 凡例 -

供用済区域

今回供用する区域

供用開始する区域の面積 6.8ha



告示

埼玉県告示第四百二十四号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

しらこぼと公園

二 位置

さいたま市岩槻区大字末田地内

三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十五年四月一日

告示

埼玉県告示第四百二十五号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

さきたま古墳公園

二 位置

行田市大字埼玉地内

三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十五年四月一日

告示

埼玉県告示第四百二十六号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

権現堂公園

二 位置

幸手市大字外国府間地内

三 変更に係る区域

別図のとおり

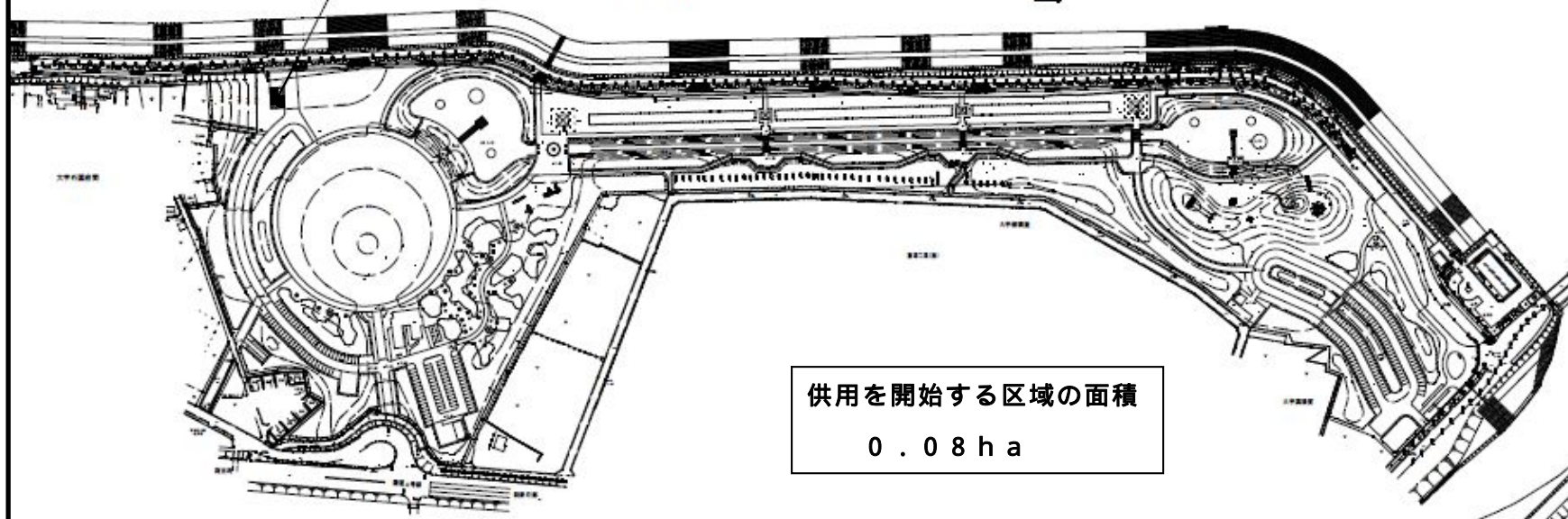
四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十五年四月一日

権現堂2号公園

今回供用開始する区域

幸手市



供用を開始する区域の面積
0.08ha

告 示

埼玉県告示第四百二十七号

桶川市から桶川都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十八号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任について）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）に基づく地域機関（産業技術総合センター及び農林総合研究センターの支所を含む。）、川越比企地域振興センター東松山地方庁舎駐在及び北部地域振興センター本庄地方庁舎駐在、教育局の教育事務所及び教育機関（総合教育センターの支所を含む。）並びに警察署及び警察学校に係る平成二十四年度の予算の執行に係る支出負担行為の確認、精算調書の確認及び審査並びに戻出決定の確認については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一第四項第一号イ③中「及び電信電話料」を「、電信電話料及び後納郵便料」に改める。

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 野川 達哉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
井八九三番一地先まで	桶川市大字下日出谷字西七七四番 四九地先から同市大字下日出谷字高	区 間
一三二・〇〇〇～四〇・五八	一〇・五七〇～二五・三九	敷地の幅員 (メートル)
五七五・三四	六一五・二七	延長 (メートル)
・旧道の一部は廃止。	・下日出谷東特定土地区 画整理事業による。	備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉

川越栗橋線	路線名
桶川市大字下日出谷字西七七四番 四九地先から同市大字下日出谷字 高井八九三番一地先まで	供用開始の区間
平成二十五年三月二十九日	供用開始の期日
延長五七五・三四メートル	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 小 島 一 男

一 道路の種類 一般国道

二 道路線名 二百五十四号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一地先まで</p> <p>同市駒林字堤下九七〇番一</p>	<p>一番一地先から</p> <p>ふじみ野市駒林字堤一二三</p>	<p>区 間</p>
<p>三七・三八</p> <p>四〇・三四</p>	<p>三七・三八</p> <p>三七・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一四八・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 小 島 一 男

一 道路の種類 県道

二 路線名 東大久保ふじみ野線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番二地先まで	ふじみ野市駒林字向田一二 〇九番一地先から	区 間
一一・八〇 二五・八〇	一一・八〇 二五・八〇	敷地の幅員 (メートル)
	三七五・〇〇	延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 小 島 一 男

<p>川越新座線</p>	<p>路線名</p>
<p>川越市大字並木二五八番一地先から同市大字並木二五二番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>交通安全対策事業による。 平成二十年三月二十八日川越県土整備事務所告示三七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長七メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 下日野沢東門平吉田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三 七 五 番 一 地 先 ま で	秩 父 郡 皆 野 町 大 字 下 日 野 沢 字 扇 畑 一 二 二 六 番 一 地 先 か ら 同 郡 同 町 大 字 下 日 野 沢 字 沢 辺 三	区 間
二 〇 ・ 三 四	二 ・ 九 一 ・ 一 三 ・ 五 二 ・	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
	一 二 二 〇 ・ 〇 〇	延 長 (メ ー ト ル)
	道 路 改 良 工 事 に 伴 う 拡 幅	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

路線名	下日野沢東門平吉田線
供用開始の区間	秩父郡皆野町大字下日野沢字扇畑一 二二六番一地从り同郡同町大字下 日野沢字沢辺三三七五番一地从りまで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成二十五年三月二十九日
備考	平成二十五年三月二十九日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一・二〇・〇メートル

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

路線名	二百九十九号
供用開始の区間	秩父郡横瀬町大字横瀬字姿四二五八番一地从先から同郡同町大字横瀬字姿四二七八番一地从先まで
供用開始の期日	平成二十五年三月二十九日
備考	平成二十年四月四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一八六・三〇メートル

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

路線名	熊谷小川秩父線
供用開始の区間	秩父郡横瀬町大字横瀬字姿五〇四〇番七地先から秩父市熊木町六一六五番二地先まで
供用開始の期日	平成二十五年三月二十九日
備考	平成二十年四月四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十三号、平成二十年四月八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十四号、平成二十年十二月十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四十九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三八四・七〇メートル

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 長瀬玉淀自然公園線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地 先 ま で	秩 父 郡 皆 野 町 大 字 三 沢 字 小 平 七 五 三 番 一 地 先 か ら 同 郡 同 町	区 間
二 一 ・ 五 〇	一 四 ・ 〇 〇 一 五 ・ 一 六	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
四 五 ・ 二 〇		延 長 (メ ー ト ル)
道 路 改 良 工 事 に 伴 う 拡 幅		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

路線名	長瀨玉淀自然公園線
供用開始の区間	秩父郡皆野町大字三沢字小平七七九番地先から同郡同町大字三沢字西山九九六番二地先まで
供用開始の期日	平成二十五年三月二十九日
備考	平成二十四年七月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号、平成二十五年三月二十九日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三六四・三五メートル

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋 剛

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四百六十二号

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
地先まで	本庄市沼和田字観音堂五二二番三 地先から同市山王堂字芝七八番一 地先まで	本庄市沼和田字観音堂五二二番三 地先から同市山王堂字芝九〇番一 地先まで	区 間
五九・四〇	二四・〇〇	九・七五 二九・三〇	敷地の幅員 (メートル)
一五九三・八三	一五五六・三〇	一五五六・三〇	延 長 (メートル)
	区間を本庄市道として引き継ぐ。	平成十四年一月二十二日付け埼玉県告示第百五号で予定された引継ぎ処理であり、旧の一部は県道沼和田杉山線として存置し、残	備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋

剛

一 道路の種類 県道

二 路線名 伊勢崎本庄線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
番二地先まで	本庄市沼和田字芝道一三四番五地先から同市沼和田字観音堂五〇二番二地先まで	本庄市山王堂字芝八六番一地先から同市沼和田字観音堂五〇二番二地先まで	区 間
五九・四〇	二四・〇〇	九・七五 二九・三〇	敷地の幅員 (メートル)
一五九三・八三		一五五六・三〇	延 長 (メートル)
平成十四年一月二十二日付け埼玉県告示第百六号で予定された引継ぎ処理であり、旧の一部は県道沼和田杉山線として存置し、残区間を本庄市道として引き継ぐ。			
備 考			

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋 剛

一 道路の種類 県道

二 路線名 沼和田杉山線

三 道路の区域

旧 新 別	旧	新
敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
延長 (メートル)	延長 (メートル)	延長 (メートル)
備 考	備 考	備 考
区 間	区 間	区 間
で	で	で
から	から	から
まで	まで	まで
一 地 先 ま で	一 地 先 ま で	一 地 先 ま で
本 庄 市 沼 和 田 字 観 音 堂 五 〇 六 番 一	本 庄 市 沼 和 田 字 北 六 三 番 一 地 先 か	本 庄 市 沼 和 田 字 北 六 一 番 一 地 先 ま で
一 〇 ・ 〇 一	一 〇 ・ 〇 一	一 〇 ・ 〇 一
五 二 ・ 〇 〇	五 二 ・ 〇 〇	五 二 ・ 〇 〇
六 三 ・ 〇 〇	六 三 ・ 〇 〇	六 三 ・ 〇 〇
六 五 一 ・ 三 〇	六 五 一 ・ 三 〇	六 五 一 ・ 三 〇
平 成 十 四 年 一 月 二 十 二 日 付 け 埼 玉 県 告 示 第 百 五 号 及 び 第 百 六 号 で 予 定 さ れ た 引 継 ぎ 処 理 で あ り、	平 成 十 四 年 一 月 二 十 二 日 付 け 埼 玉 県 告 示 第 百 五 号 及 び 第 百 六 号 で 予 定 さ れ た 引 継 ぎ 処 理 で あ り、	平 成 十 四 年 一 月 二 十 二 日 付 け 埼 玉 県 告 示 第 百 五 号 及 び 第 百 六 号 で 予 定 さ れ た 引 継 ぎ 処 理 で あ り、
国 道 四 百 六 十 二 号 の 旧 道 一 部 及 び 県 道 伊 勢 崎 本 庄 線 の 旧 道 一 部 を 区 域 と す る。	国 道 四 百 六 十 二 号 の 旧 道 一 部 及 び 県 道 伊 勢 崎 本 庄 線 の 旧 道 一 部 を 区 域 と す る。	国 道 四 百 六 十 二 号 の 旧 道 一 部 及 び 県 道 伊 勢 崎 本 庄 線 の 旧 道 一 部 を 区 域 と す る。

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市上三俣字青蓮 二〇四五番三地先まで</p>	<p>加須市上三俣字中野島 八〇二番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>二八・〇〇 二八・〇〇</p>	<p>一一・〇〇 一八・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>七一・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考 道路改築(道路改良・ 舗装新設)工事によ る。</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

路線名	百二十五号
供用開始の区間	<p>加須市下三俣字三島 二三七番一地从先から 同市上三俣字青蓮 二〇四五番三地从先まで</p>
供用開始の期日	平成二十五年三月二十九日
備考	<p>道路改築（道路改良・舗装新設） 工事による。 平成八年四月三十日付け埼玉県 告示第七百六十七号、平成二十 五年三月二十九日付け埼玉県行 田県土整備事務所長告示第十号 で告示した道路区域の供用開始 である。 延長五一四・五〇メートル</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>三田ヶ谷礼羽線</p>	<p>路線名</p>
<p>加須市戸川字前川 二六五番一地先から 同市戸川字前川 二三三番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路改築・橋梁架け換え工事による。 平成二十四年十月二十三日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第三十七号で告示した 道路区域の供用開始である。 延長一五〇・八〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 利根川自転車道線

三 道路の区域

<p>区 間</p>	<p>加須市外野字本田 一七三番四地先から 行田市大字須加字舟川 四四二六番一地先まで</p>
<p>敷地の幅員 (メートル)</p>	<p>二・二〇 九・五〇</p>
<p>延長 (メートル)</p>	<p>一六二〇五・四〇</p>
<p>備 考</p>	

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

利根川自転車道線	路線名
加須市外野字本田一七三番四地先から 行田市大字須加字舟川四四二六番一地先まで	指定する道路の区間
平成二十五年三月二十九日	指定の期日
	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

利根川自転車道線	路線名
加須市外野字本田 一七三番四地先から 行田市大字須加字舟川 四四二六番一地先まで	供用開始の区間
平成二十五年四月一日	供用開始の期日
延長一六二〇五・四〇 メートル	備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 松戸草加線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
同市戸ヶ崎字大道西二三〇一番一地先まで	三郷市戸ヶ崎字大道西二三一〇番一地先から	区 間
二三・八〇 三五・八〇	三三・八〇 三九・四〇	敷地の幅員 (メートル)
	一六五・四〇	延長 (メートル)
		備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年三月十四日

指令川建セ第二四 一一六一号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十五日

川建セ第二四 一三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都九番一、一五六番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブン イレブン・ジャパン 代表取締役 井阪 隆一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月二十九日

指令川建セ第二四 一 六号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十五日

川建セ第二四 一四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字新宿三七 二番一二、三七 二番一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目一二の二 フレンドリーパークつきのわA1

03

福島 大和

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月二十日

指令川建セ第二四〇一〇〇〇号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十二日

川建セ第二四 一三九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字三十九耕地二四七六番六、二四七七番五、二

四七八番六、二四七八番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市新宿町五丁目二〇番地一五（フローラルK301号室）

新井 義和

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年九月二十一日

指令川建セ第二四〇〇五八〇号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十二日

川建セ第二四 一三〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見字八ツ嶋一四五六番六、大字北吉見字五十六耕

地三五二五番一、三五二六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見一四五六番地二

金子 操

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十月二十二日

指令川建セ第二四〇〇六三〇号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十二日

川建セ第二四〇〇一四〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下貉字前野八八四番四、八八五番一、八八五番二、八

九〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字山田二〇一九番地一 URBAN HILLS A101号

室

丸山 忍

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年三月十九日

指令川建セ第二四 八三一号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十六日

川建セ第二四 一四三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字宮ノ沢六二四番三（第一工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市大字石井二五九五番地二

有限会社兼岡工務店 代表取締役 兼岡 勉

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年三月十九日

指令川建セ第二四〇〇七八一号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十五日

川建セ第二四〇一四四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字東大塚字鳥羽井前一八二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字東大塚一八二番地三

大室 登

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第七号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
平成二十五年 三月二十一日	指定の年月日
埼玉県大宮市平須賀字外郷内前 千四百八十二番一から 埼玉県大宮市大宮神扇字五反割七百三十五番一まで	指定に係る道路の位置
二二〇・〇〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
二七・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年二月二十八日

指令越建セ第二四〇〇一〇一号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十五日

越建セ第六四四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松三丁目三百四十番、三百四十一番一、

三百四十一番二、三百四十二番一、三百四十二番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松三丁目十四番四十号

栗原 茂夫

告 示

埼玉県公営企業告示第十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十五年年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - イ 地方自治法施行令第六六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第六十二条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日以後開札日までに、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
 - ホ 入札公告日以後開札日までに、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
 - ヘ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
 - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受

けていない者

(2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格と認める者

三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本額

四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

告 示

埼玉県病院事業告示第十三号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる施設の料金のうち、患者自己負担分に係る未収金収納事務を次のとおり委託した。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 施設の名称

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

埼玉県立がんセンター

埼玉県立小児医療センター

埼玉県立精神医療センター

2 受託者の住所、名称及び代表者氏名

東京都千代田区麹町4丁目7番2号 サンライン第7ビル3階

弁護士法人 鈴木康之法律事務所 代表社員弁護士 鈴木 康之

3 委託期間

平成25年3月18日から1か年

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十五年において埼玉県下水道事業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
 - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）第六六十八条の規定により、埼玉県下水道事業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業告示第七号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日以後開札日までに、埼玉県下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱（平成二十二年四月一日施行。埼玉県下水道事業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
 - ホ 入札公告日以後開札日までに、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十二年四月一日施行。埼玉県下水道事業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
 - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受

けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、埼玉県下水道事業管理者が不適格と認める者
- 三 認定を受けるための要件
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
 - イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
 - ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
 - ハ 自己資本額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間
入札公告において定める。

告示

埼玉県選管告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、深谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
深谷コミュニニテ イセンター	深谷市本住町十七番一号	深谷市長	四十人
上柴コミュニニテ イセンター	深谷市東方四千二百八十四番 地一	深谷市長	三十人
くれよんかん	深谷市萱場十四番九号	深谷市長	六十人
深谷市民文化会 館	深谷市本住町十七番一号	深谷市教育委員会	千百六十四 人
深谷市産業会館	深谷市仲町二十番一号	深谷市長	三百人
川本農業者トレ ーニングセンタ	深谷市畠山千五百七十七番地	深谷市長	五百人

告示

埼玉県選管告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、深谷市選挙管理委員会から次のとおり名称及び管理者の変更があった旨の報告があった。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
(旧)花園文化会館アドニス	深谷市小前田二千九百六十六番地	(旧)深谷市長	七百十一人
(新)深谷市花園文化会館アドニス		(新)深谷市教育委員会	

告 示

埼玉県選管告示第十八号

深谷市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があった。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設 の 名 称	所 在 地	管 理 者	収 容 人 数
人見集会所	深谷市人見三百二十三番地	深谷市長	七十人
横瀬集会所	深谷市横瀬七百十四番地二	深谷市長	六十人
折之口集会所	深谷市折之口三百九十番地二	深谷市長	百人
東方集会所	深谷市東方町三丁目二十五番地四	深谷市長	七十人
大谷集会所	深谷市大谷千二十三番地	深谷市長	七十人
南岡集会所	深谷市岡部二千九十七番地一	深谷市長	百人
本郷集会所	深谷市本郷八百九十九番地	深谷市長	六十人
榛沢集会所	深谷市榛沢百八番地	深谷市長	六十人
岡部勤労福祉センター	深谷市山河千三百二十四番地一	深谷市長	五百五十人
渋沢栄一記念館	深谷市下手計千二百四番地	深谷市長	三百人

告 示

埼玉県選管告示第十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	児玉郡市広域市町村圏組合立 養護老人ホーム 寿楽園	埼玉県本庄市栗崎百五十九番地

告示

埼玉県監査委員告示第四号

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 松 沢 邦 翁

埼玉県監査委員 梅 澤 佳 一

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

告示

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県監査委員告示第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「運転免許証」の下に「、運転経歴証明書」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県労働委員会告示第二号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 馬 橋 隆 紀

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「運転免許証」の下に「、運転経歴証明書」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、行田市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

行田市市営住宅管理条例施行規則（平成十年行田市規則第二十一号）別表に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、鶴ヶ島市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

鶴ヶ島市市営住宅条例（平成十六年鶴ヶ島市条例第八号）第四条に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、川口市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

川口市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成十年川口市規則第五号）別表

第一の一及び別表第二の一に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、深谷市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

深谷市営住宅管理条例施行規則（平成十八年深谷市規則第百八十五号）別表に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

雑報

埼玉県立循環器・呼吸器病センターが指定する診療材料等に関する調達管理業務について、次のとおり公募型プロポーザルに付する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 業務内容

(1) 件名及び数量

埼玉県立循環器・呼吸器病センター診療材料等調達管理業務 一式

(2) 仕様等

仕様書及びプロポーザル説明書による。

(3) 履行期間

契約日から平成28年9月30日まで

ただし、契約日から平成25年9月30日までは、適正かつ円滑に診療材料等の調達管理業務を導入するための準備期間とする。

なお、平成26年度以降において、予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除するものとする。

(4) 履行場所

埼玉県熊谷市板井 1696 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 事業者選定方法

埼玉県立循環器・呼吸器病センター診療材料調達管理業務事業者審査委員会
が、企画提案の審査を行う。

評価が最も高い者を第一交渉権者とし、次点の者を第二交渉権者とする。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、営業品目（大分類）「医療機器」に登録されているとともに、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」のA等級に格付けされ、営業品目（大分類）「その他の業務」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を

除く。

- (6) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売の許可を受けている者であること。
- (7) 300床以上の5病院以上で診療材料等の調達管理業務を平成25年4月1日の時点で受託していること（再委託先として受託している場合の実績は含めないものとする。）。なお、上記の実績には循環器診療科の専用病床を50床以上有する病院が1病院以上含まれること。

3 申請書類、企画提案書等の提出場所等

(1) 本件に関する担当窓口

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 入札担当 数藤・三谷
電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 仕様書及びプロポーザル説明書の交付方法

ア ホームページからダウンロードする場合

埼玉県ホームページを開き、「埼玉県病院局ホームページ」又は「循環器・呼吸器病センターホームページ」を選択して、「新着情報」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 説明会の場所及び日時

参加資格の確認を得た者に対し説明会を行う。

埼玉県立循環器・呼吸器病センター5階講堂 平成25年4月17日（水）午後3時から

(4) 企画提案書の受付期間

参加資格の確認を得た日から平成25年5月16日（木）午後5時まで（必着）
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) ヒアリング審査の場所及び日時

プロポーザル参加者に後日連絡をする（平成25年6月上旬を予定）。

4 その他

(1) プロポーザル参加者に要求される事項

このプロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル説明書で示す必要な申請書類等を平成25年4月11日（木）午後5時までに指定する場所に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

また、事務担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それ

に応じなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約の相手方の決定方法

第一交渉権者を内定者とし契約締結の協議を行い、最終合意に至ったときに契約を締結する。なお、内定の取消し、又は内定者からの辞退の申し出があった場合、次点の者を内定者に繰り上げる。

(4) 参加資格の付与

前記 2 (2) に定める参加資格のない者でプロポーザル参加を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号）へ提出すること。

(5) その他詳細は、プロポーザル説明書による。

正 誤

埼玉県訓令第3号（平成二十三年三月二十九日第二千二百七十四号）中訂正

ページ 行

二 一から一まで

誤

いて38時間45分

正

ついて38時間45分